

**視聴環境の変化に対応した
放送コンテンツの製作・流通の促進方策
の在り方について
最終報告書（案）**

2016年10月19日付け諮問第24号

2018年6月15日

情報通信審議会

情報通信政策部会

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会

目次

序章 審議の背景	2
1. 放送を取り巻く環境変化	2
(1) デバイス多様化・動画サービスの多様化	2
(2) 最近のテレビ視聴の状況	5
(3) 諸外国の放送事業者の動向	7
2. 審議事項	9
第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方	10
1. モバイル端末・PC向け同時配信	10
(1) 最近の動向等	10
(2) 同時配信の実施にあたっての課題	15
(3) 今後取り組むべき事項	18
2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信	19
(1) 最近の動向	19
(2) 4Kコンテンツの配信にあたって課題	24
(3) 今後取り組むべき事項	25
3. 視聴データの利活用	26
(1) 最近の動向等	26
(2) 視聴データ利活用にあたっての課題	27
(3) 今後取り組むべき事項	29
第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進	30
1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理	30
(1) 現状	30
(2) 同時配信における権利処理の検討	39
(3) 今後の方向性に関する主な意見	56
(4) 今後継続して取り組むべき事項	61
2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	63
(1) 中間答申後における取組	63
(2) 製作取引の現状と課題（総務省フォローアップ調査（2017年度）からの分析）	72
(3) 審議における主な意見	82
(4) 今後取り組むべき事項	84
（参考資料1）放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の設置	87
（参考資料2）放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会構成員名簿	88
（参考資料3）放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の運営について	89
（参考資料4）諮問書「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」	90
（参考資料5）放送コンテンツの製作・流通の促進検討WG設置要綱及び構成員名簿	93
（参考資料6）放送コンテンツ権利処理タスクフォース開催要綱及び構成員名簿	96

序章 審議の背景

総務省は、2016年10月に、視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策のあり方について情報通信審議会に諮問した。これを受けて、同月、情報通信政策部に「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」が設置され、主に①放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方及び②放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保について検討を進め、2017年7月に情報通信審議会の中間答申としてとりまとめたところである¹。

本最終報告書は、主に中間答申とりまとめ以降の動向及び取組状況等を踏まえ、放送サービスの高度化の実現に向けた課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項を示したものである。

1. 放送を取り巻く環境変化

(1) デバイス多様化・動画サービスの多様化

① スマートフォン・タブレットの普及

ブロードバンドの進展や映像配信技術の進化により、インターネットを通じて、パソコン(PC)による動画視聴が可能となり、2010年以降、無線ネットワークのブロードバンド化が急速に進展したこともあり、スマートフォンやタブレット端末といったモバイル端末が急速に普及し、2017年には、7割以上の世帯がスマートフォンを、3割以上の世帯がタブレット端末を保有²するなど、今日では、多くの人が、いつでも、どこでも、インターネットにアクセスし、多様なデバイスで動画を視聴することが可能になった。

② テレビの高度化

2007年頃より、テレビがインターネットに接続可能となり、ネット由来のサービスがテレビで利用できるようになった。また、テレビに搭載されるプロセッサの高速化やメモリの大容量化といったハードウェアの進化に伴い、いわゆるスマートテレビが登場し、放送の視聴以外にも、インターネットを通じて多様なサービスを楽しむようになってきた。また、2013年には、ネット(通信)との連携による放送サービスを可能とする、いわゆるハイブリッドキャストが実用化され、近年では、4Kテレビの多くにハイブリッドキャストの受信機能が搭載されていることから、4Kテレビの出荷台数の増加とともに普及が進みつつある(図1)。また、2017年時点でインターネット対応型テレビを利用してインターネットを利用した世帯は14.3%に達しており³、今後、インターネットに接続する4Kテレビを通じて視聴者がコンテンツを視聴する機会が普及・拡大することとなる。

¹ 情報通信委員会『「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」(平成28年諮問第24号)に関する情報通信審議会からの中間答申』(2017年7月20日総務省報道資料)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000070.html

² 2017年のスマートフォン保有率：75.1%、タブレット保有率：36.4%(総務省平成29年通信利用動向調査)

³ 総務省「平成29年通信利用動向調査」

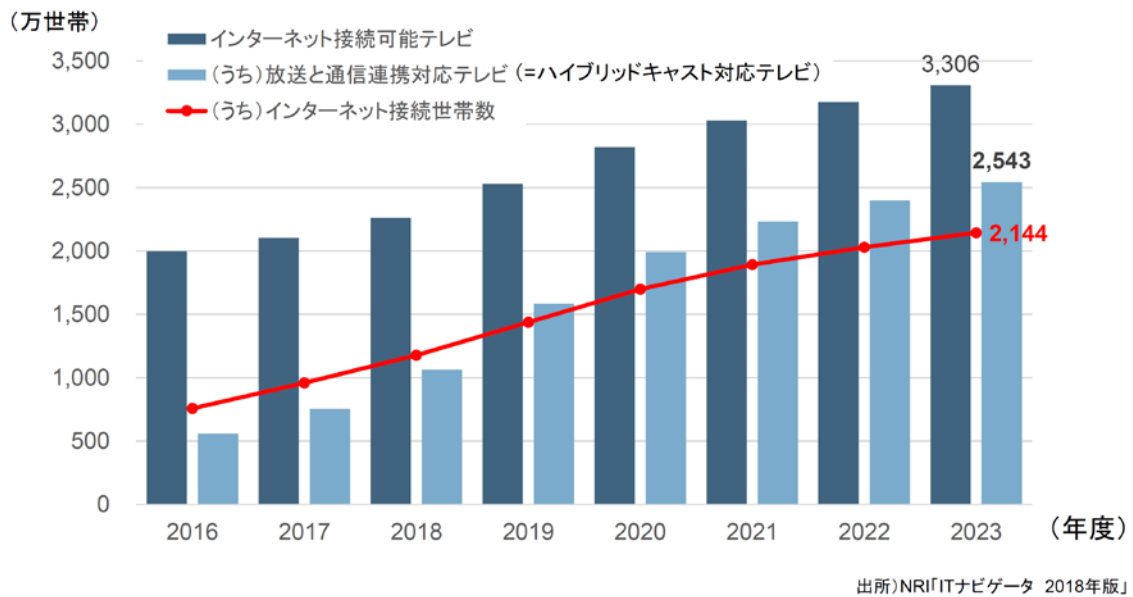


図1 インターネット接続可能テレビ／放送と通信連携対応テレビの保有世帯数とそれらテレビをインターネットに接続している世帯数の予測

③ 動画配信サービスの拡大・多様化

視聴デバイスの多様化、テレビの高度化及びブロードバンドの普及・発展により、モバイル端末や PC、テレビ等のマルチデバイス向けに、放送コンテンツを含む映像コンテンツの配信サービスが広がりを見せている。

例えば、近年では、2011年に Hulu、2015年に Netflix、Amazon プライムビデオ、dTV、2016年には DAZN (ダ・ゾーン) といった有料動画配信サービスが相次いで開始されており、日本の有料動画市場は、2015年から2020年の5年間で、1,531億円から2,048億円へと1.3倍以上の伸びが予測されている (図 2)。

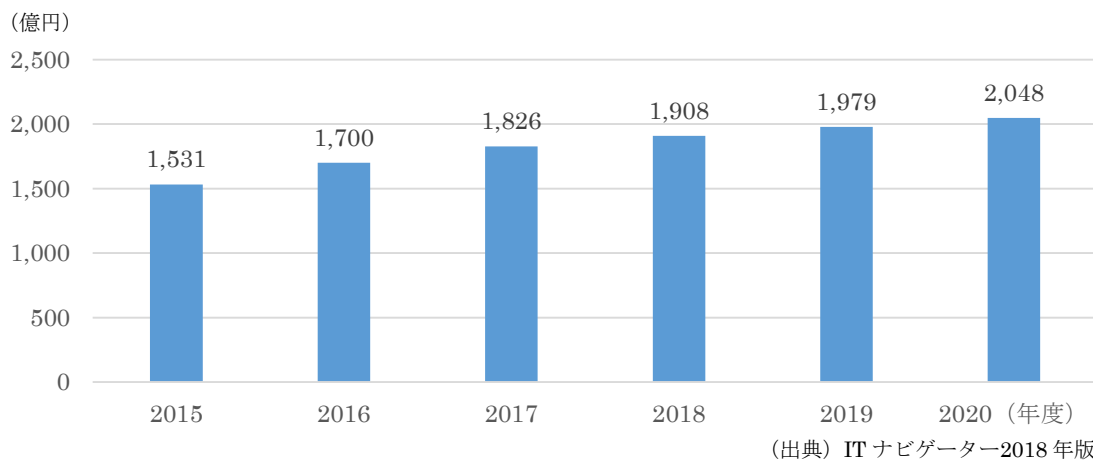


図 2 動画配信市場予測

また、広告付き無料動画配信についても、GYAO や YouTube、AbemaTV など多くのサービスが提供されている。このように、近年では放送事業者以外の事業者が動画配信市場に数多く参入してきている。

また、これらの動画配信サービスにおいては、SD(Standard-definition)や HD(High-definition)品質のコンテンツだけではなく、近年では、4K・HDR 等の超高精細なコンテンツの配信が拡大し始めており、インターネット経由の4Kテレビ向けサービスも今後拡大していくことが想定される。

一方、放送事業者においては、動画配信サービス提供事業者への出資やコンテンツ提供のほか、自らプラットフォームを構築して、VOD (Video On Demand) サービスや番組編成型のストリーミングサービスを提供する例が見られる。また、2015年10月には、民放キー局各社が個別に実施している無料ネット動画配信(見逃し配信サービス)を共通のポータルから利用できる「TVer」が開始され、複数の放送事業者が連携したネット配信も始まっている。TVer では、各社放送中のドラマやバラエティ(2018年4月時点で約170番組が対象)を配信しており、TVer アプリは2018年4月時点で累計1200万ダウンロードを超えている。

同時配信については放送事業者において実証実験がいくつか実施されているが(詳細は第1章1(1))、電通イノベーションラボによる調査⁴(地上波テレビと同様の視聴が可能な同時配信サービスに係るニーズ調査(対象:関東1都6県に居住する男女15歳~65歳))によれば、同時配信サービスが実施された場合、調査対象者の約5割が同時配信の利用を予定し、利用時間は最大101分/週との推計結果が示されている。また、利用頻度は週1~3回、1日当たり30分~1時間程度とする回答が多かった一方、同時配信を実施することによるテレビ視聴時間や録画視聴時間の減少時間は12分/週と推計され、影響は比較的軽微となる結果となっている。また、

- ・スポーツ、ニュース・報道は、見逃し配信よりも同時配信の方がニーズが高い。それ以外のジャンル(ドラマ、アニメ、バラエティ、ドキュメンタリーなど)はキャッチアップ配信でニーズを充足できる
 - ・利用予定者のうち8割はNHKと民間放送事業者どちらも視聴したいと回答し、キー5局が共同サイト・アプリで配信した方が局毎のサイト・アプリで配信するよりも利用意向が高い
 - ・利用予定者の6割~7割は、同時配信をゴールデンタイム帯等の一定期間に限定、あるいはレギュラー番組は放送せず特番に限定した場合でも利用する
- との結果が示されている。

⁴ 「放送のネット同時配信の受容性に関する調査(電通イノベーションラボ)」

(2) 最近のテレビ視聴の状況

総務省情報通信政策研究所の「平成 28 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」によれば、全年代のテレビのリアルタイム視聴時間の平均はほぼ横ばいであるものの、10代及び20代では、2014年以降、利用時間、行為者率ともに、ネット利用がテレビのリアルタイム視聴を上回る結果となっている（表 1）。

表 1 主なメディアの平均利用時間と行為者率

平日1日		平均利用時間(分)			行為者率(%)		
		テレビ(リアルタイム)視聴	テレビ(録画)	ネット利用	テレビ(リアルタイム)視聴	テレビ(録画)	ネット利用
全年代	2013年	168.3	18.0	77.9	84.5%	17.4%	70.1%
	2014年	170.6	16.2	83.6	85.5%	16.8%	73.6%
	2015年	174.3	18.6	90.4	85.9%	16.7%	75.7%
	2016年	168.0	18.7	99.8	82.6%	17.8%	73.2%
10代	2013年	102.5	17.9	99.1	75.9%	18.7%	78.8%
	2014年	91.8	18.6	109.3	73.6%	18.6%	81.4%
	2015年	95.8	17.1	112.2	75.9%	16.5%	83.8%
	2016年	89.0	13.4	130.2	69.3%	13.2%	78.9%
20代	2013年	127.2	18.7	136.7	74.7%	16.4%	90.6%
	2014年	118.9	13.8	151.3	72.4%	15.4%	91.0%
	2015年	128.0	15.8	146.9	77.4%	13.0%	91.6%
	2016年	112.8	17.9	155.9	70.3%	18.9%	92.6%
30代	2013年	157.6	18.3	87.8	83.2%	18.9%	88.5%
	2014年	151.6	15.6	87.6	86.7%	17.3%	87.7%
	2015年	142.4	20.3	105.3	80.5%	18.9%	90.7%
	2016年	147.5	18.6	115.3	79.8%	18.7%	88.4%
40代	2013年	143.4	13.3	70.0	83.1%	15.4%	76.7%
	2014年	169.5	14.2	82.5	87.5%	17.8%	80.7%
	2015年	152.3	15.8	93.5	86.5%	16.6%	85.3%
	2016年	160.5	23.2	97.7	86.4%	23.3%	78.4%
50代	2013年	176.7	20.3	61.8	91.4%	17.4%	60.5%
	2014年	180.2	18.4	68.0	90.0%	17.3%	69.4%
	2015年	219.8	18.6	74.7	92.8%	15.8%	68.5%
	2016年	180.6	17.0	85.5	86.9%	14.8%	68.5%
60代	2013年	257.0	19.8	36.7	92.5%	18.0%	34.8%
	2014年	256.4	17.8	32.2	93.7%	15.2%	40.5%
	2015年	257.6	22.6	35.7	95.2%	18.3%	43.0%
	2016年	259.2	18.4	46.6	92.2%	15.0%	41.7%

休日1日	平均利用時間(単位:分)			行為者率(%)		
	テレビ(リアルタイム)視聴	テレビ(録画)	ネット利用	テレビ(リアルタイム)視聴	テレビ(録画)	ネット利用
全年代	2013年	225.4	30.5	86.1	23.5%	69.8%
	2014年	228.9	30.5	100.6	86.9%	72.1%
	2015年	231.2	33.9	113.7	86.6%	74.2%
	2016年	225.1	32.9	120.7	85.7%	73.8%
10代	2013年	140.7	40.1	151.7	75.5%	80.6%
	2014年	147.4	45.0	180.5	75.7%	83.6%
	2015年	155.8	30.6	221.3	74.1%	88.5%
	2016年	122.9	25.9	225.7	77.1%	84.3%
20代	2013年	170.7	35.7	170.3	77.1%	93.7%
	2014年	161.4	24.4	194.9	73.3%	88.7%
	2015年	155.4	34.6	210.0	79.9%	91.8%
	2016年	152.7	26.0	216.1	74.2%	94.9%
30代	2013年	221.0	23.7	93.8	87.1%	86.4%
	2014年	197.5	35.2	101.7	86.8%	86.8%
	2015年	197.1	36.9	131.3	85.1%	92.4%
	2016年	202.5	34.8	119.5	85.0%	86.9%
40代	2013年	204.3	28.3	73.3	84.5%	78.7%
	2014年	233.9	28.8	82.9	90.4%	78.2%
	2015年	208.6	34.9	91.9	85.5%	80.0%
	2016年	222.4	48.1	117.1	86.3%	80.8%
50代	2013年	254.2	38.3	50.0	91.8%	56.3%
	2014年	265.3	37.8	73.7	91.8%	66.3%
	2015年	300.1	35.7	70.4	93.4%	65.0%
	2016年	250.4	29.7	80.1	90.4%	65.0%
60代	2013年	305.7	24.0	29.3	93.7%	34.0%
	2014年	310.3	19.6	33.5	94.3%	39.3%
	2015年	317.1	29.7	37.1	94.0%	40.0%
	2016年	325.1	26.7	43.3	93.7%	42.6%

また、内閣府の「消費動向調査」によれば、世帯全体におけるテレビ保有率の顕著な低下は見られないものの、29歳以下世帯におけるテレビ非保有率が約1割にのぼっている（図3）。

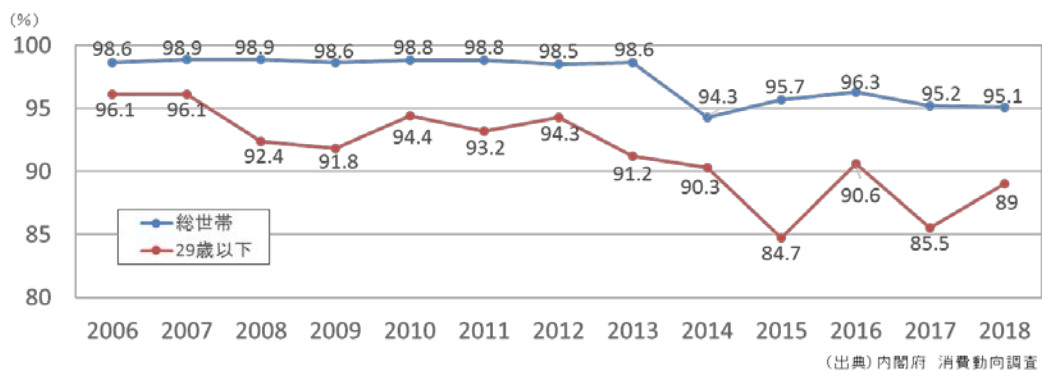


図3 世帯主年齢別カラーテレビ普及率

このように若年層を中心にテレビ離れが徐々に進んでおり、今後、世代交代等によりこの傾向が他の世代にも拡大していくおそれもある。

(3) 諸外国の放送事業者の動向

米国や欧州では、既に多くの放送事業者等が同時配信サービスを提供しており、日常的に放送番組をネットで視聴できる環境が整ってきている。

これらのサービスは、同時配信のみを提供するのではなく、見逃し配信等の動画配信サービスと併せて提供される場合や他の有料サービスの付加価値サービスとして提供される場合が一般的となっている。

また、米国、英国ともに広告市場においてネット広告がテレビ広告を抜いており、米国では2016年に、英国⁵では2009年にネット広告がテレビ広告を抜いている(図4)。

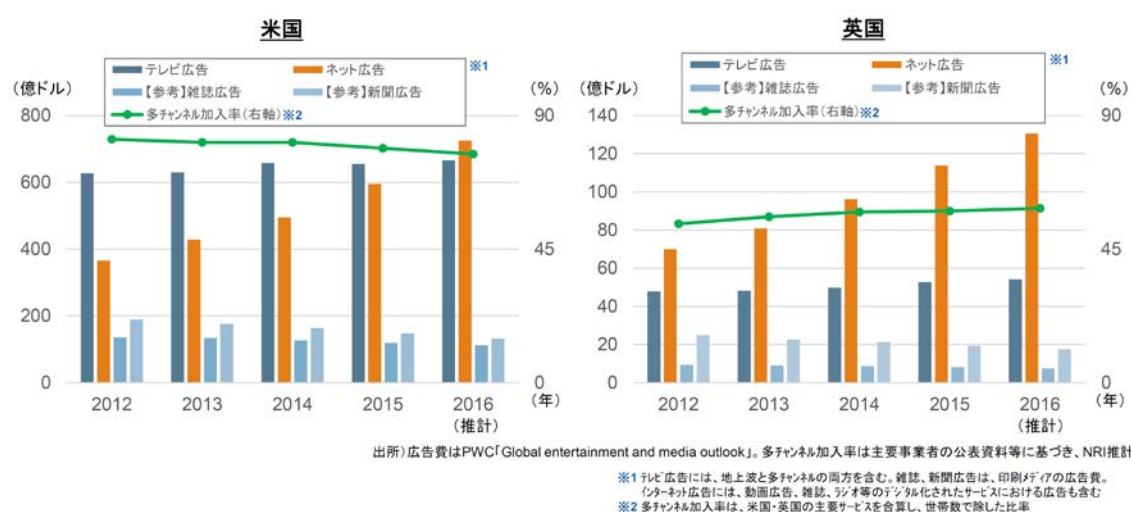


図4 米国と英国の広告市場の推移

① 米国の動向

多チャンネルの有料放送への加入が一般的でかつテレビのネット結線率が高いことから放送事業者は、収入の拡大・維持のために、以下のような多様なプラットフォームへの展開を進めている。

- 多チャンネルプラットフォームサービス
- 地上波ネットワーク・その他の定額制サービス⁶
- Hulu等のOTT(Over The Top)サービス
- 無料のポータルサイト(Yahoo! View、自社サイト等)

また、多チャンネルを提供するCATV等からのライセンス収入が多い地上波ネットワークでは、OTTサービスとの競争による多チャンネルプラットフォームサービスの加入者減少に

⁵ 英国では、公共放送であるBBCの存在が大きいことから、テレビ広告市場が日本や米国と比べ、大きくないと言われている。

⁶ その他の定額制サービスには、Dish Networkの「slingTV」、DirecTV(AT&T)の「DIRECTV NOW」等の多チャンネルプラットフォームが提供するものと、Sony Interactive Entertainmentの「Play Station Vue」、YouTubeの「YouTubeTV」、FuboTVの「fuboTV」など従来の多チャンネルプラットフォーム以外の事業者が提供するものがある。

備えるため、自らの優良コンテンツを武器に、顧客に ID を付与することで顧客接点を獲得して行く取組が出現している。例えば、CBS では「CBS All Access」というサービスにおいて、自社のドラマやニュース等に加え、地域の NFL 中継などの同時配信や VOD オリジナル作品を全米向けに同時配信を実施している。

さらに、新たな広告需要獲得に向けて、STB 等から収集した視聴データ⁷を活用し、アドレサブル TV 広告（視聴者属性に応じた広告）をリアルタイムに配信する取組も見られるなど、アドレサブル TV 広告市場が発展しつつある（図 5）。

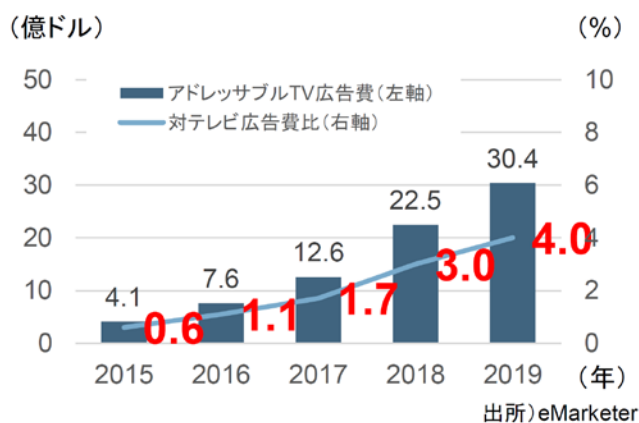


図 5 米国におけるアドレサブル TV 広告費予測

② 英国の動向

英国では、公共放送であるBBCが2007年から、商業放送であるChannel4が2006年から、ITVが2007年から、それぞれテレビライセンス保有者向けにネット同時配信や見逃し配信のサービスを提供しており、これらのサービスの利用が広がっている。

BBCと民間放送事業者による、テレビ向け配信プラットフォーム（FreeviewPlay）が2015年10月から開始されており、対応テレビではEPGから直接見逃し番組にアクセス可能となっているほか、検索機能やレコメンド機能といったサービスが提供されている。さらに、民間放送事業者であるITVは、スマートテレビを活用して視聴者の関心事項等にあったアドレサブル広告を2018年第2四半期に提供予定と言われている。

⁷ 視聴関連情報。放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報(視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。)

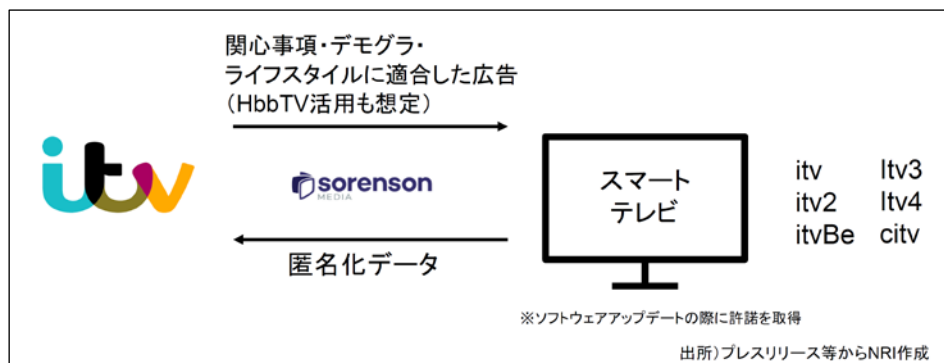


図 6 ITV が計画しているアドレスサブル広告のイメージ

また、モバイル向けには、Simplestreamが、BBC、Channel4、ITV等の無料地上波放送や娯楽・音楽・ニュース・通販等の専門チャンネル等の同時配信サービスを無料で視聴できるアプリケーション（TVPlayer）の提供を開始しており、現在では、TVPlayerのアクティブユーザーが200万人を超えているといわれている。

2. 審議事項

上記で述べた放送を巡る視聴環境の変化の動向を踏まえると、これまで我が国の映像コンテンツ産業を牽引してきた放送コンテンツが2020年代においてもその価値を維持・向上していくためには、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツの製作環境の確保が一層必要となるものと考えられる。もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるが、今後、放送事業者が様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備する取組は不可欠であり、その際、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーとの連携を深めていくことが必要である。

このため、本最終報告書のとりまとめにあたっては、2020年代に向けて、放送コンテンツが視聴環境の変化等に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から、多くのステークホルダーの参画のもと、以下の事項について、最近の動向や取組状況等を踏まえ、課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項について審議を行った。

①放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方（第1章）

- ア モバイル端末・PC向け同時配信
- イ スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信
- ウ 視聴データの利活用

②放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進（第2章）

- ア 放送事業者による同時配信に関する権利処理
- イ 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

1. モバイル端末・PC向け同時配信

(1) 最近の動向等

① 放送事業者による最近の主な取組

ア NHK

NHKは、2015年より、インターネット活用業務として、災害時等の緊急時のニュース等をインターネット配信している他、地上波で放送するスポーツイベントの配信や期間を限定したNHK総合・教育チャンネルの配信といった同時配信に係る試験的な取組（試験的提供）を実施している。このうち、スポーツイベントの生放送番組等を中心にイベント毎に広く一般に配信する試験的提供Aと、利用者を限定した上で国内テレビの総合及び教育チャンネルの番組を同時配信する試験的提供Bの2017年度の実施概要は、表2のとおりである。試験的提供Bについては、全国を対象に放送番組を配信する一方で、初めて、一部の地域において、地域制御を取り入れて地域の番組を配信する取組も行われた。

表2 NHKの試験的提供の概要

	試験的提供A	試験的提供B
目的	放送を補完するため、国内テレビ放送番組の同時配信サービスの改善向上の検討に資する。	
配信番組	スポーツイベントの生放送番組等	国内テレビ(総合・教育)の放送番組
対象利用者	一般の利用者	10代～60代の約5400人
提供期間・対象番組	【平成29年度】 ・「ピョンチャンオリンピック」 平成30年2月9日～25日 (午前9時～午前0時)	【平成29年度】 ・総合テレビ・教育テレビ 平成29年10月30日～11月26日 (午前5時～翌日午前1時)
配信時間	最大16時間/日	最大20時間/日
主な検証項目	・大規模アクセス時の利用のされ方の検証 ・ユーザー認証機能を使用しない場合の配信負荷の把握等	・総合テレビジョン・教育テレビジョンの同時配信への視聴ニーズの把握 ・地域放送番組の配信に関するシステム・運用の確認等
結果	試験計画を事前に作成・公表の上、試験の結果についても、終了後速やかにホームページで公表。	

試験的提供Bの利用状況について、利用した人の割合は59.5%であり、4週間の提供期間中の日毎の利用率は平均で20%、最後の1週間の日毎の利用率平均は16.1%となり、提供期間を通じた継続的な利用が見られた結果となっている。さらに、同時配信の満足度(「満足」「やや満足」の合計)は利用者全体の89%となり、また、若年層やテレビを保有しない

人からも、ほぼ同等の満足度⁸が得られたとのことである。

イ 民間放送事業者

民間放送事業者においては、既にアプリ提供により同時配信を実施している放送事業者⁹が見受けられるが、2017年度においては、新たに、視聴者からの認知度が比較的高いと思われるスポーツ関連の放送コンテンツを同時配信する取組が行われた。この取組においては、CM部分を実際に放送されたCMと異なるCMに差し替えて配信する試みが合わせて行われた事例が現れている。

表3 2017年度に行われたスポーツ関連の主なネット同時配信

事業者名	日本テレビ	TBSテレビ	テレビ東京
①番組・配信日	○第94回箱根駅伝 ・2018年1月2日 ・2018年1月3日	○ニューイヤー駅伝 ・2018年1月1日	○世界卓球2017ドイツ ・2017年5月28日 ～6月6日 ○NEWS モーニング サテライト ・月～金曜日の朝 ○世界卓球2018最終 選考会 ・2017年12月23日 ～12月24日
②視聴方法	○番組HP ○動画配信サービス内	○番組HP	○番組HP ○専用アプリ ※NEWS モーニングサテライトのみ
③取組概要	○番組HPにおいてCM差し替えを実施 (動画配信サービスでは放送のCM間は「リアルタイム交通情報」等を配信)	○番組HPにおいてCM差し替えを実施 (複数のCM素材を視聴者ごとにランダムに配信)	○番組HP及び専用アプリにおいてCM差し替えを実施

CM差し替えは、主たる収入を広告収入とする放送事業者にとっては新たな収益源となり、同時配信を実施・継続する上で必要な要素と考えられるが、CM差し替えの実証を行った放送事業者からは、

⁸ 同時配信の満足度 16歳～19歳：91%、20代：91%、テレビ非保有者：87%

⁹ テレビ東京：2015年4月より、同局の有料課金制サービス「テレビ東京ビジネスオンデマンド」内の無料視聴できるページにおいて、朝の報道番組「NEWS モーニングサテライト」を配信。
東京メトロポリタンテレビジョン：2015年7月より、同社が提供するモバイル端末向けアプリ「エムキャス」において、「モーニング CROSS」等複数の番組を無料で配信。

- ・ 配信システムが不安定であり、確実に配信を行うには、多くの人員や時間を要することとなるため、今後、継続的に実施するためには、システムの効率化・安定化が不可欠
 - ・ 放送業界がある程度連携し、円滑にサービスが広がるような形で、機能の開発やサービスの進展を図ることが必要
 - ・ 2重化したシステムの研究開発やCDNに係るコストの低廉化が必要
- といった意見が示されている。

② 通信ネットワークへの影響に係る検討¹⁰

中間答申においては、放送事業者がCDNを効率的に利用する観点や同時配信が既存の通信システムや通信サービスに与える影響などを分析する観点から、同時配信の実施によって見込まれるトラフィックを推計することが重要であると指摘した。これを踏まえ、総務省において、地上波テレビ放送の同時配信を想定した場合のトラフィック需要の推計モデルに関する検討が行われた(図7)。

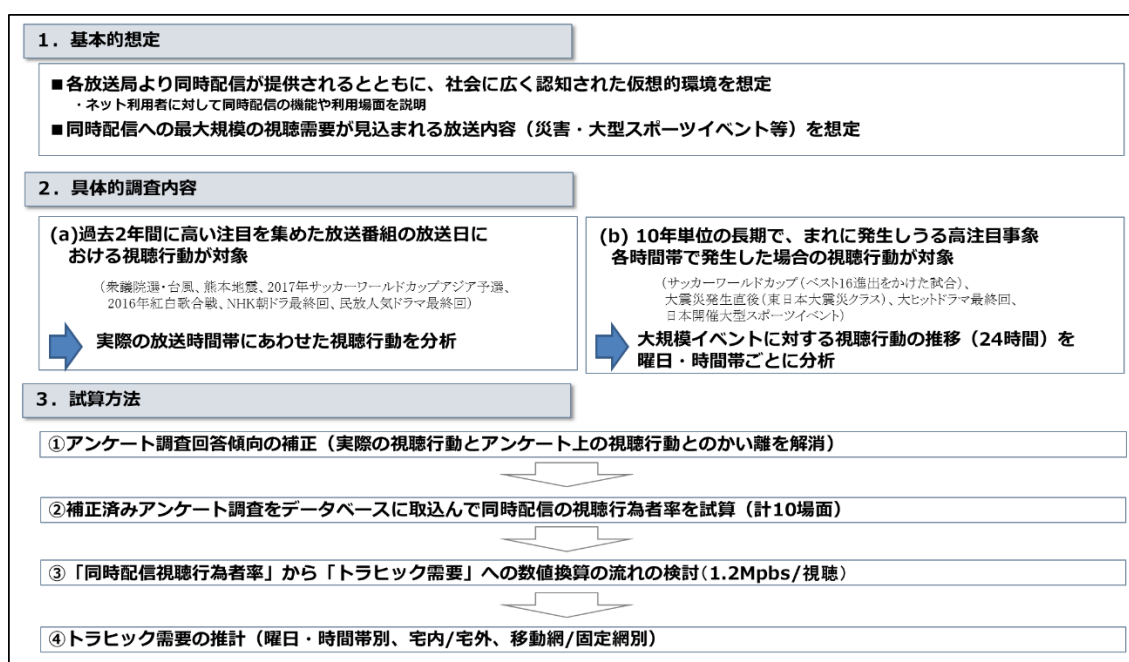


図7 トラフィック需要の推計モデルの試算について

この検討では、「(a)過去2年間に高い注目を集めた実際の放送時間帯を対象とする調査」と「(b)10年単位の長期で、まれに発生しうる高注目事象を想定する調査」の2種類のアンケート調査を行い、仮想的な環境を想定した上での利用意向を踏まえ、トラフィック需要の試算を行っている。

¹⁰ 電通イノベーションラボ「地上波テレビ放送のネット同時配信を想定した場合のトラフィック需要の推計モデルに関する検討及び検証」(第13回会合資料)

「(a) 過去2年間に高い注目を集めた実際の放送時間帯を対象とする調査」では、実際の放送と放送日（20時～22時台）を回想し、同時配信における利用意向を確認したものである。本調査の結果、同時配信の視聴行為者率は、テレビ放送の視聴率と一定の相関が示された。また、本調査の対象となった放送時間帯（20時～22時台）は、宅内での同時配信視聴トラフィック需要が多くWiFi経由で固定網に收容されるため、固定網のトラフィック量が移動網を上回る結果¹¹が示された。

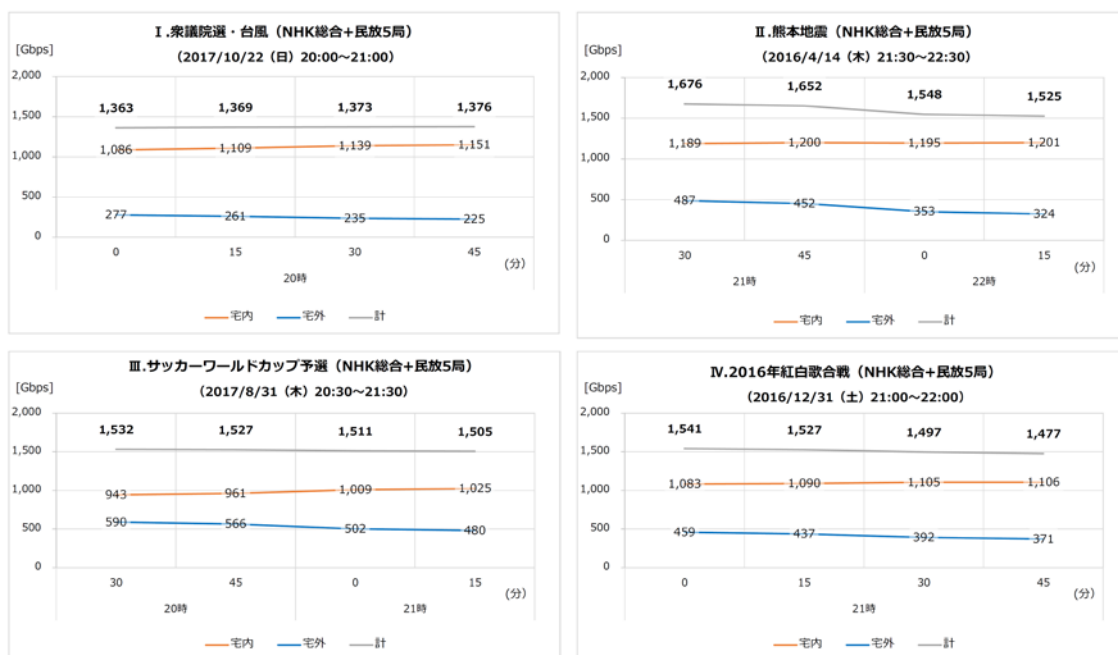


図 8 (a)の調査に基づくトラフィック需要推計

他方、「(b) 10年単位の長期で、まれに発生しうる高注目事象を想定する調査」では、曜日・時間帯毎に、記憶に残るスポーツイベントや大規模災害等が発生した場合を想像し、視聴意向を確認したものである。本調査の結果、ネット同時配信の視聴行為者率はテレビ放送の視聴率とは相関せず、独自に高まる可能性があることが示された。また、例えば平日の昼間に関東で激しい揺れを伴う地震が発生した直後、関東圏で2,700Gbps、うち移動網に1,500Gbpsのトラフィックが集中するとの結果が示された。この規模は全国で発生する移動網のトラフィック¹²の約8割に当たる等、通信ネットワークへの影響について十分に検証を進める必要があると考えられる。

¹¹ 例えば、サッカーワールドカップ予選（20時半～21時半）のネット同時配信を想定した場合、関東圏で約1,500Gbps、うち移動網約600Gbps、固定網約900Gbpsのトラフィックが発生する。

¹² 総務省『我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果』（2018年2月）によると、2017年11月の我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは1,910Gbps。

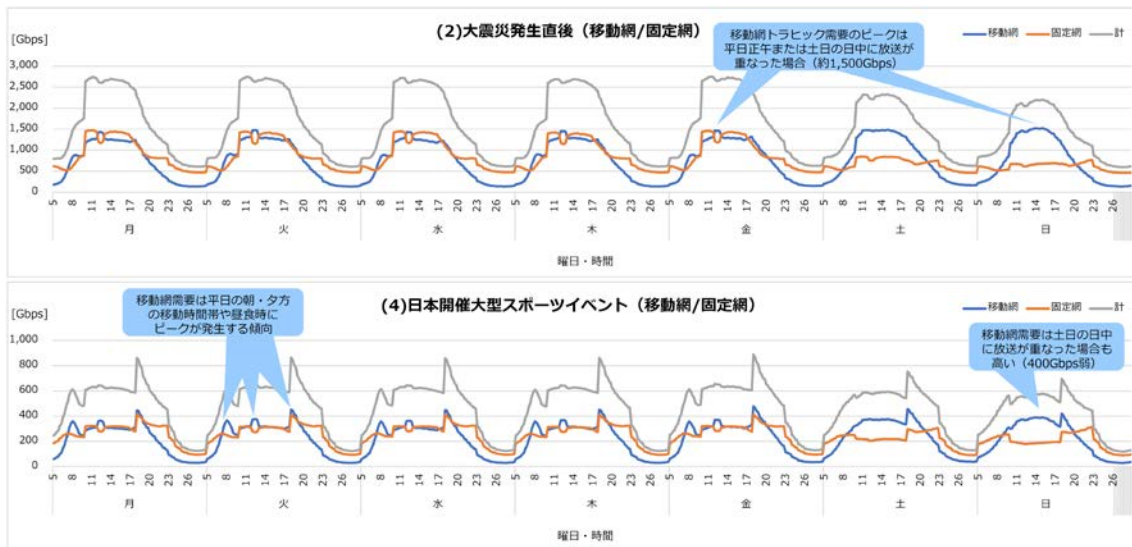


図 9 (b)の調査に基づくトラフィック需要推計

また、同時配信を提供した場合には、従来のネット利用が同時配信の視聴に置き換わるだけでなく、例えば、日常生活に身近な災害等の発生時には、新たな視聴ニーズが生まれる可能性が高いと考えられるため、ネットワークに与える影響はこの点も考慮する必要がある。

ただし、この調査は、一定の前提条件下での同時配信を想定した場合のトラフィック需要を机上検討したものであり、既存の通信インフラに対する影響分析の精度を高めるためには、今後実証事業等を通じ、以下の事項を踏まえて推計モデルを策定する必要がある。

- ・ スマートフォン利用者の契約データ通信容量の大きさによる同時配信視聴意向の強さの違い
- ・ スポーツの勝敗が決まる瞬間シーンなど、同時配信トラフィックに表れる一瞬のピーク（スパイク）
- ・ 自宅内と自宅外、スマートフォンと PC・タブレットなど状況の違いによる視聴 1 回あたりの時間の長さの違い

③ 放送事業者による実証実験の実施

上記②に関連する実証事業として、民放キー局において、配信技術・運用面での課題の明確化及び方策案の検討や大規模イベント時における通信システム・サービスに与える影響の検討を行うため、2018年6月から7月にかけて「2018FIFA ワールドカップロシア大会配信実証実験」を実施している。今後、この結果の分析を行いトラフィック需要モデルの策定に反映されることが期待される。

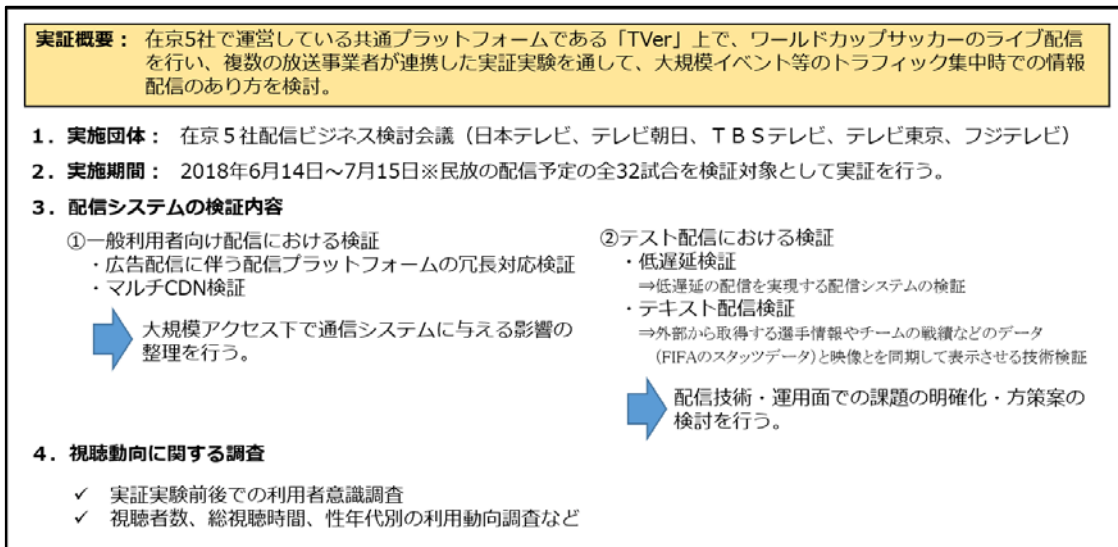


図 10 FIFA ワールドカップロシア大会配信実証実験概要

（２）同時配信の実施にあたっての課題

① 同時配信に係るサービスの在り方等について

同時配信のサービスに関する基本的な考え方について、構成員等から以下のような意見が示された。

＜サービスの在り方に関する意見＞

- ・ 本格的にネット同時配信を運用する場合、放送事業として社会的責任を果たすためには、ユーザが使用しやすいユーザーインターフェイスを備えたサービスとすることが重要ではないか。
- ・ ネット同時配信などインターネットを通じた動画配信は、共有・協調できる領域が存在（既にインフラや配信ポータルで共有・協調を推進している事例がある）しており、特に無料広告の事業モデルではその範囲が大きいと考えられるため、さらに推し進めることができるのではないか。

＜サービス内容に関する意見＞

- ・ 同時配信だけでなく、例えば放送していないオリジナルコンテンツも合わせて配信することで、サービスの価値が高まるのではないか。
- ・ 放送とネット配信では、サービス価値を計る計測指標が異なっており、同一コンテンツでも適正なコンテンツの価値が定まらないことが課題ではないか。
- ・ 高齢者層に対しネット同時配信の使用方法等の普及啓発することで、高齢者層の利用率が向上するのではないか。
- ・ 高齢者を含めた多くのユーザが安心して利用できるよう、サービスが有料か無料かなどを分かりやすく表記することが適当ではないか。
- ・ ネット同時配信の効果として、正規サービスの普及により、海賊版動画配信サービスの

利用減少につながるなど、経済効果も大きいのではないかと。

同時配信の具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものであるが、放送が「伝搬力」「わかりやすさ」「速報性」などの点から評価されている利点をネット配信の分野にも取り込んでいくためには、多くの放送事業者がサービス面やシステム面で共有・協調する領域を整理し、利用者利便性の向上やネット同時配信のサービス価値の向上、ひいては配信される放送コンテンツの価値の向上につなげていくことが重要と考えられる。

② 配信システムの構築・運用に係る課題

中間答申においては、同時配信に係る機能の開発に関する検討として、「災害情報配信機能」、「字幕重畳機能」、「フタ処理機能」の開発に係るコストの効率化を図る観点から、複数の放送事業者が連携し、視聴者のニーズを踏まえ、具体的な実現方式や機能の標準化・共通化を検討していくことが重要と指摘したところであるが、上記（１）に示したように、実際のサービス展開を想定した場合には、CM 差し替えの方法や安定的な配信の確保といった点も検討する必要がある。配信システムの構築・運用に関して、構成員等からは、以下のような意見が示された。

- ・ 同時配信で災害情報を配信する場合、遅延が発生することを予め周知することやリアルタイム性を確保した配信手段を用いて配信することが必要ではないか。
- ・ 災害時や大規模スポーツイベント時などのトラフィック集中時でも画質を低下させるなどの工夫により、継続して視聴できるようにすることが重要ではないか。
- ・ 生放送でのフタ処理作業は煩雑となるため、ミス無く対応するためには、根本的な解決策の検討が必要ではないか。
- ・ ローカル局単独での配信システムの導入には、コスト面で課題があるため、配信システムの共通基盤化の検討が必要ではないか。
- ・ コンテンツ配信と同様に広告連携システムも視聴数の影響を受けるため、広告動画配信のキャパシティ管理や、広告レスポンス時間等の品質確保のための枠組みが必要ではないか。
- ・ 同時配信の実証実験では、全コストのうち、CDN コストの割合が大きいため、CDN コストの低減方策を検討することが必要ではないか。
- ・ 同時配信などインターネットを通じた動画配信は、共有・協調できる領域が存在（既にインフラや配信ポータルで共有・協調を推進している事例がある）しており、特に無料広告の事業モデルではその範囲が大きいと考えられるため、さらに推し進めることができるのではないかと。（再掲）

以上を踏まえると、今後、実証事業等を行う場合には、運用の効率化を含めたコスト低減方策の検討はもとより、CM 差し替えなど無料広告モデルを前提とする民間放送事業者の事業性の確保に必要なシステムの在り方も視野に入れて一定の機能の共通化の検討を行

い、同時配信を実施しやすい環境を整備していくことが重要と考えられる。

③ 同時配信が本格化した場合の通信ネットワークへの影響に係る課題

(1) ②に示したとおり、現在、総務省において、同時配信が本格化した場合の通信ネットワークへの影響を分析できる推計モデルの検討を行っているところである。これまでの検討は、あくまで机上の試算ではあるが、通信ネットワークへの影響について十分に検証を進める必要があると考えられる¹³。この点、構成員等からは、以下のような意見が示された。

<トラフィック需要の推計に関する意見>

- ・ 実証事業の実施にあたっては、放送事業者と通信事業者が持つそれぞれの情報の特性（例：放送側：配信番組特性、配信タイミング、通信事業者：トラフィック流通傾向など）を補いながら精度を高めていくことが必要ではないか。
- ・ 通常のインターネットトラフィックは概ねフラットに推移するが、同時配信のトラフィック規模が大きくなった場合には、全国ベース、都道府県ベースでの動きがどう変化するのかを押さえることが重要ではないか。
- ・ ネット同時配信のトラフィックは、通信事業者のネットワークに少なからぬインパクトを与える可能性があり、通信事業者が適切に設備投資を行うためには、トラフィックの総量を測るだけでなく、特に負荷がかかると考えられる箇所の分析やトラフィックを統合管理し最適化させる技術の活用について検討する必要があるのではないか。また、その際には、固定及びモバイルのネットワークの進展を踏まえることが重要ではないか。
- ・ 総務省のトラフィック調査結果や通信機器メーカーのビデオトラフィックの調査結果を活用し、トラフィック需要の推計モデルを検討していく必要があるのではないか。
- ・ トラフィック需要の推計モデルを検討するにあたって、既に同時配信を実施している英国等におけるネット同時配信のインターネットに対するインパクトに関するレポートを参考にすべきではないか。

<関係者間の連携に関する意見>

- ・ 実証事業の実施にあたっては、2020年のオリンピック・パラリンピックなどを見据え、実証事業の中でもできるだけピークトラフィックの発生を狙った事業とし、併せて、ステークホルダーによる体制作りを検討することが必要ではないか。
- ・ 実証事業を行う場合には、既存の通信サービスへの影響を与えないように配信側と通信事業者間で、事前の情報共有・調整を図るべきではないか。
- ・ コンテンツが配信される場合、上流の配信サーバからいくつかのISPを経てユーザにコンテンツが届けられるが、ユーザの数やトラフィックボリュームを事前に予測することは非常に難しいため、放送事業者、通信事業者、CDN事業者等が連携し、どのネッ

¹³ 「地上波テレビ放送のネット同時配信を想定した場合のトラフィック需要の推計モデルに関する検討及び検証（電通イノベーションラボ）」によると全国のピークトラフィックの約8割に当たる。

トワークからコンテンツを配信するのが適切なのかを検討する必要があるのではない
か。

- ・ ネット同時配信は、放送事業者、通信事業者、CDN 事業者といったエンドエンドに関わ
るステークホルダー全体を見渡して、ネット同時配信サービスの継続的な提供に向け
た、様々な課題への対応やビジネスの仕組み作り等に関する検討を行うことが必要で
はないか。
- ・ 放送事業者等と連携し情報共有を図ることは通信事業者としても有用である。

(3) 今後取り組むべき事項

同時配信をはじめとするサービスにより多様な放送コンテンツをより手軽に視聴できる
環境を整備するためには、視聴者がアクセスしやすく、利便性を感じるサービスを、ローカ
ル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を構築していくことが重要であ
る。その際、同時配信が本格化することによる他の通信サービスへの影響を最小限に抑える
観点から、通信事業者の想定を超えたトラフィックが集中的に発生した場合の対応策やそ
の予防策について、放送事業者や通信事業者など幅広い事業者が連携し、検討できる体制を
構築しておくことが重要である。

このため、上記(2)で示された構成員等からの意見を踏まえ、今後、多くの放送事業者
が参加する実証事業を行い、以下の取組を進めることが必要である。

① サービスや配信システム機能の在り方等に関する検討

複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの
放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要である。その際、
配信システム機能の検討にあたっては、「災害情報配信機能」、「字幕重畳機能」など現在の
動画配信サービスで提供されていない配信システム機能等の提供方式及び技術仕様の策定
や配信システム機能を共同利用する場合の放送局設備の改修コストの分析を行い、放送事
業者が、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、最適な配信形態に関する検討を円
滑に行えるよう取組を進めることが適当である。

② ステークホルダー間の情報共有及びトラフィック対応検討のための体制構築

同時配信の本格化に備え、実証事業等を通じて必要なデータの蓄積を図り、実サービスを
想定したピークトラフィック需要の推計モデルを構築することが重要である。さらに、放送
事業者のみならず通信事業者等関係者がトラフィック需要に関する情報を共有するととも
に、トラフィックが急増する場合への対応策等安定的な配信を確保するための措置を総合
的に検討できるよう、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間の連携体制の
構築に取り組むことが必要である。

2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信

テレビ向けに4Kコンテンツを同時配信する取組は、4Kテレビを持つ視聴者の利便性の向上や地域の放送コンテンツの高精細化の推進に繋がる可能性がある。

中間答申においては、NHK や一部の民間放送事業者による取組を踏まえ、ローカル局の参画による実証事業を早急に実施し、その成果を基に、規格・推進団体が中心となり、

- ・ 放送事業者の運用パターンや受信機が実装すべき要件の整理、情報共有基盤の整備、地方における人材育成等を図る
- ・ マルチキャストの導入に関し、放送事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー等の幅広い関係者が連携し、導入にあたってのガイドライン等を整備するなどサービスの拡大に必要な取組を行うべきと指摘したところであるが、4Kコンテンツの配信に関しては以下のような取組が進められている。

(1) 最近の動向

① 放送事業者による主な取組

ア NHK

NHK では、2018年2月に開催されたピョンチャンオリンピックにおいて、試験的な取組（試験的提供C）を実施した。

表4 NHKの試験的提供の概要

	試験的提供C
実施期間	2018年2月12日（月）～3月5日（月）
提供内容	スーパーハイビジョン試験放送の競技放送の一部を提供 8K番組は4Kにダウンコンして配信 同時配信、見逃しの配信を実施
提供方式	ハイブリッドキャスト(CDN配信) マルチキャスト配信
提供時間	1日5時間以内 提供実績は47時間17分（16本）

イ 民間放送事業者

朝日放送では、2017年8月に行われた第99回全国高等学校野球選手権大会決勝、準決勝において、ハイブリッドキャストを活用した4Kライブ配信を実施した。また、WOWOWでは、加入者向けに2017年8月に「ラグビー フランスリーグTOP14 決勝」再放送の4Kサイマル配信、2017年12月に「スペインサッカー クラシコ」の4Kライブ配信を実施した。

なお、取組を行った放送事業者からは以下の課題が提起された。

- ・ ライブ配信での遅延量を短くかつ揺らぎを小さくするためには、関連機器の改良や開

発、配信技術や受信機仕様等の規格の明確化が重要

- ・ コンテンツ制作において、受信器側の挙動が異なる場合があるため、各メーカーの受信機に対する検証作業が大きな負荷
- ・ 放送と比べて遅延があるため、番組終了時など地上波の番組と進行をあわせにくい
- ・ ライブ配信では、エンコードや伝送に係る遅延と受信機側でのバッファリングのため数十秒の遅延が発生
- ・ 受信機毎にコンテンツの挙動が異なり、不具合が発生するため、受信機のモデルを判定して出し分けることが必要
- ・ ハイブリッドキャストの認知度が低く、利用者数が少なかった

② 総務省による実証事業

総務省では、2017年9月～11月に「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証」(図 11)を実施し、ハイブリッドキャスト対応4Kテレビ、STB等を活用した新たな放送サービスの普及推進に向けた技術・運用面での課題や方策の検討(災害時等の放送引戻し、地域属性等を踏まえたコンテンツ差替え等)を行うため、以下の2類型の実証を行った。

- ・ 4Kコンテンツ同時配信・再生に関する検証(ユニキャスト)【類型A】
- ・ 効率的なコンテンツ配信方法(マルチキャスト等)に関する実証【類型B】

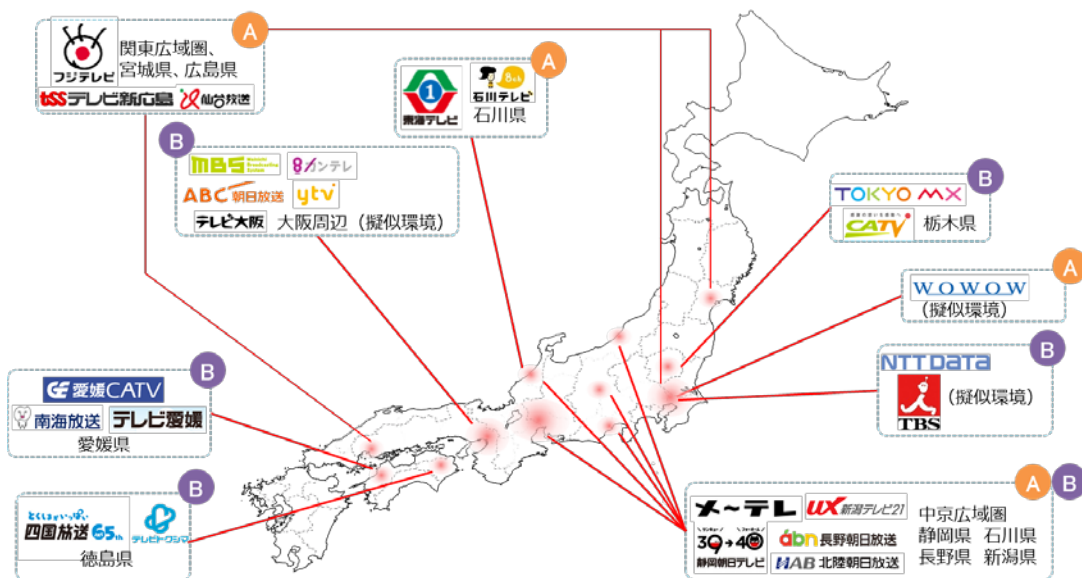


図 11 ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証の概要

ア 4Kコンテンツ同時配信・再生に関する検証

放送事業者を中心とする4コンソーシアムがハイブリッドキャストを活用したユニキャ

スト配信による以下の検証を行った。

- ・ハイブリッドキャストを活用した4K映像の配信・表示に係る検証
- ・地域や視聴者属性に応じたコンテンツの差替えに係る検証
- ・災害時等の放送へのスムーズな引戻しに係る検証

表 5 実証事業一覧 (類型 A)

実施概要	実施事業者	実施時期・地域
4K同時配信時におけるCM差し替え、災害情報提供の運用方法の整理 各メーカーのTV受信機の挙動に係る検証 など	東海テレビ	2017年10月28日、11月4日 石川県全域
	フジテレビ	2017年10月10日、10月25日、10月29日 広島県、関東広域、宮城県
	WOWOW	2017年10月～11月 検証環境
	名古屋テレビ	2017年10月18日 中京広域圏、静岡、長野、石川、新潟

参加事業者からは、以下のような意見が示された。

- ・ 4Kハイブリッドキャスト受信機が限定的であり、対応機器の確認に時間を要した。
- ・ 視聴者が4Kテレビの購入や4Kコンテンツの視聴の際に、そのテレビが4Kハイブリッドキャストに対応しているか確認する方法がないため、4Kハイブリッドキャスト等ロゴを策定・公開するとともに、規格団体のHPに対応受信機情報の公開することが必要。
- ・ 災害時等の放送波への引き戻し方法は、イベントメッセージ方式、ポーリング方式、WebSocket方式の3種類あるが、イベントメッセージは即時性に優れネットワーク負荷が少ないものの対応受信機が限定的であるため、イベントメッセージ方式の仕様を策定し、対応受信機の増加を図って欲しい。
- ・ 4Kコンテンツ配信に限らず、ローカル局にハイブリッドキャストのコンテンツ制作やシステム運用のノウハウの蓄積がなく、ハイブリッドキャストコンテンツ制作の人材育成支援が必要なため、技術講習会やセミナーを開催し人材育成を支援することが必要。
- ・ 4K HDRについては、受信機毎の挙動が異なるため、規格として標準化すべき領域について検討が必要。

これらの意見を踏まえて、ハイブリッドキャストに関する規格団体である(一社)IPTVフォーラムにおいて、放送・通信連携サービスの更なる拡充に向けた仕様の策定等、対応受信機の円滑な普及、放送事業者等のコンテンツ施策支援を行うことが示された¹⁴。

¹⁴ 三菱総合研究所「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた技術等検証事業 事業結果概要ご説明資料」(第11回会合資料)

<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送・通信連携サービスの更なる拡充に向けた仕様の策定等 <ul style="list-style-type: none"> ① ハイブリッドキャスト4Kビデオの仕様を策定／検証コンテンツを整備（2018年1月） <ul style="list-style-type: none"> 1. 柔軟なコンテンツの差替え／切り替えを実現する仕組み 2. 緊急時等における放送への引き戻しを実現する仕組み ② HDR等先進機能への対応の検討 ③ IPTV-Fで提供している動画再生プレーヤーの利用に係るノウハウ共有のための場の活用・促進 ■ 対応受信機の円滑な普及 <ul style="list-style-type: none"> ① ハイブリッドキャスト4Kビデオ対応受信機であることが確認できるロゴの策定・公開を予定 ② 受信機メーカ協力のもと、対応受信機情報のIPTV-F HP上での公開を検討 ■ 放送事業者等のコンテンツ施策支援 <ul style="list-style-type: none"> ① HCコンテンツ等を制作できる人材育成に資する技術講習会／セミナー等の開催

図 12 実証結果を踏まえた今後の対応（(一社) IPTV フォーラム）

イ 効率的なコンテンツ配信方法（マルチキャスト等）に関する実証

放送事業者を中心とする6コンソーシアムが参加し、通信事業者やケーブルテレビ事業者の伝送路（FTTH、HFC）において、マルチキャストやQAM伝送などを活用したハイブリッドキャスト対応端末向けに4K映像を配信する検証が行われた。

表 6 実証事業一覧（類型B）

実施概要	実施事業者	実施時期・地域
通信事業者やケーブルテレビ事業者の伝送路（FTTH、HFC）におけるマルチキャスト配信にあたっての課題抽出、方策の整理 マルチキャストストリームの受信にあたっての宅内環境整備に係る検証 など	NTT データ	2017年10月 疑似環境
	愛媛CATV	2017年10月～11月 愛媛CATV サービスエリア
	四国放送	2017年11月 徳島県
	東京メトロポリタンテレビジョン	2017年11月1日、11月30日 東京、栃木
	在阪5局	2017年10月2日～6日 11月9日、10日 大阪市
	名古屋テレビ	2017年10月29日 愛知県

参加事業者からは、今後、これらの方式の普及展開にあたっては、

- ・マルチキャストにより伝送した映像をハイブリッドキャストにより視聴する場合の標準規格
 - ・マルチキャストのゲートウェイ機能をセットトップボックスなどに含める場合における受信端末側に搭載する際の機能要件
- などを検討していくことが必要といった意見が示された。

③ ケーブルテレビのIP放送の技術基準の検討

総務省においては、2018年12月1日から開始される新4K8K衛星放送などの放送サービスの高度化、固定ブロードバンドの広帯域化の進展等を踏まえ、2017年11月から「4K・

8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会」を開催し、ケーブルテレビ事業者等がIPネットワークを用いて安定的かつ効率的に放送サービスを提供できるよう、IPマルチキャスト方式を用いた放送の品質確保の在り方等について検討を実施した。

当該検討会では、IP技術の進展や4K・8Kの普及状況等を踏まえ、電波やRF方式による伝送品質と同等程度で柔軟性の高い技術基準とすることを基本的な考え方として、以下のような技術基準の考え方が示され、今後、総務省において、技術基準や関連規定の整備等を進める予定となっている。

- 【安定的な伝送の確保】 放送トラフィックの優先制御を行うこと、放送トラフィックのための専用帯域を確保すること等が必要
- 【伝送品質の確保】 パケット損失率、パケット遅延、パケット揺らぎ等に関する技術的条件を検討することが必要
- 【伝送帯域の確保】 4K・8K等の大容量の映像を含む放送番組を最低1番組伝送可能な帯域を確保することが必要（裏番組録画など2番組以上の同時に伝送する必要がある場合は、それに応じた帯域を確保することが必要）
- 【サービス可用性の確保】 BSの降雨減衰やIP電話の可用性基準を参考にその要否及び算出方法を検討することが必要

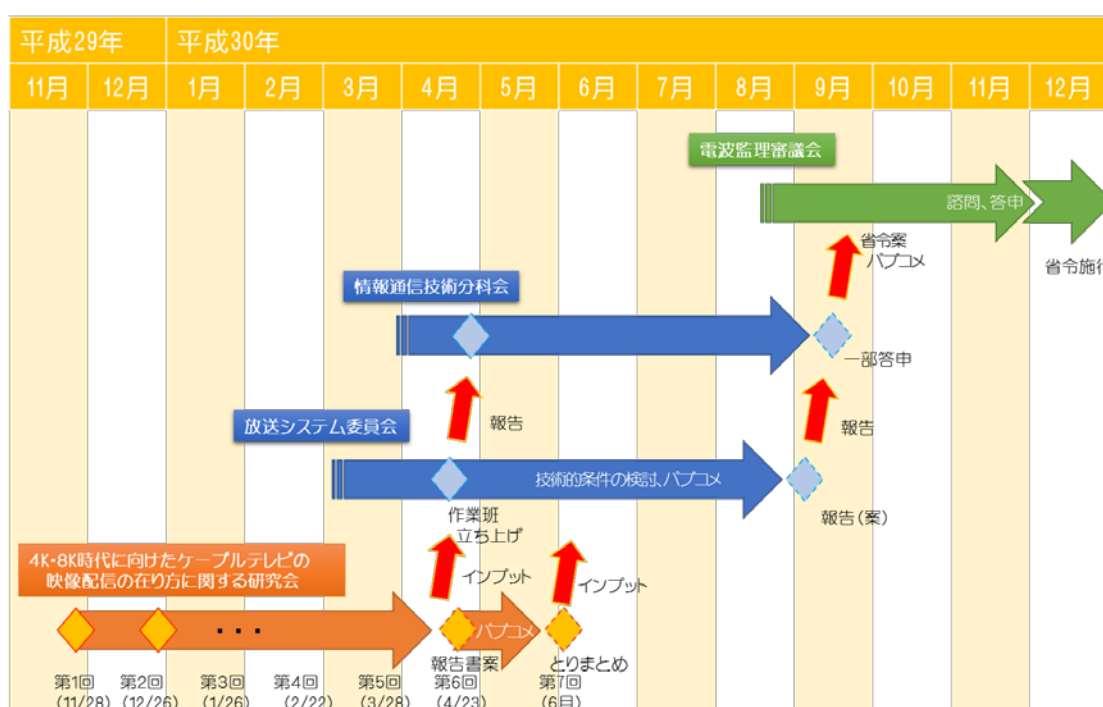


図 13 IP 放送の技術基準制定に向けたスケジュール (想定)

(2) 4Kコンテンツの配信にあたっての課題

① サービスの普及促進に係る課題

「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証」の結果等を踏まえ、一部の放送事業者においても試験的な取組が行われているものの未だ普及は進んでいない。このような状況を踏まえ、サービスの普及促進にあたって、構成員からは以下のような意見が示された。

- ・ 4K同時配信の普及には、スマートテレビの普及とそのネット結線率を高めることが不可欠であり、一般の視聴者にテレビでもインターネット経由でコンテンツを楽しむことを広く認知してもらうことが必要ではないか。
- ・ ネット結線している4K対応テレビを保有している視聴者であっても能動的に4K同時配信を視聴した割合が3割程度であったとの実証結果があり、ハイブリッドキャスト自体の認知度も向上させる必要があるのではないか。
- ・ 地上波放送局とCATV局が連携し、地域/視聴者の特性に合ったコンテンツの差し替えやCM差し替えを行うことで、視聴者数の増加やCATV局の収入増加が期待されるのではないか。

② 高精細映像配信の通信ネットワークへの影響に係る課題

将来的に大量の高精細映像が通信ネットワークに配信された場合、通信ネットワークへの負荷が懸念される。その影響を抑えるにあたって、構成員等から以下の取組が必要との意見が示された。

- ・ 高精細映像の配信においては、遅延時間の許容範囲や遅延を踏まえた配信設備やプレーヤーなどシステム全体の最適化を検討する必要があるのではないか。
- ・ 同時配信のトラフィックは、通信事業者のネットワークに少なからぬインパクトを与える可能性があるが、特に負荷がかかると考えられる箇所の分析やトラフィックを最適化させる技術について検討する必要があるのではないか。(再掲)
- ・ コンテンツが配信される場合、上流の配信サーバからいくつかのISPを経てユーザにコンテンツが届けられるが、ユーザの数やトラフィックボリュームを事前に予測することは非常に難しいため、放送局、通信事業者、CDN事業者等が連携し、どのネットワークからコンテンツを配信するのが適切なのかを検討する必要があるのではないか。(再掲)
- ・ ネット同時配信は、放送事業者、通信事業者、CDN事業者といったエンドエンドに関わるステークホルダー全体を見渡して、ネット同時配信サービスの継続的な提供に向けた、様々な課題への対応やビジネスの仕組み作り等に関する検討を行うことが必要ではないか。(再掲)

- ・ 高精細映像の効率的な配信を図るために、IPv6 で選択できる IPoE 方式¹⁵の普及が求められるため、配信事業者は IPv6 をサポートする必要があるのではないか。

(3) 今後取り組むべき事項

新4K8K衛星放送が開始され、放送コンテンツの高精細化が加速されることが予想される中、インターネット経由で放送番組と同様のコンテンツを4Kで配信できるハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の仕組みは、特にローカル局の高精細映像の配信手段として重要な役割を果たす可能性がある。また、今回の実証事業で見られたように、ローカル局とケーブルテレビ事業者が連携することで、新たなサービスを創出する可能性を有すると考えられる。

他方、人材や経営面で制約の多いローカル局がこうした取組を独自に行うことは困難と考えられる。

このため、今後、総務省は規格推進団体と連携し、以下の取組を行うことが必要である。

① 技術仕様の策定、対応受信機の普及促進、人材育成支援等

規格・推進団体を中心となり、放送・通信連携サービスの更なる拡充に向けた仕様の策定、対応受信機の円滑な普及促進、人材育成支援等を行えるよう支援を行い、多くの放送事業者が取り組みやすい環境を構築することが必要である。

② 異なる方式での配信を安定的かつ効率的に行う方策の検討

ケーブルテレビのIP放送の技術基準（品質基準）の検討状況を踏まえつつ、放送事業者や通信事業者がユニキャストやマルチキャストなど異なる方式で高精細映像の配信を安定的かつ効率的に配信できる方策について検討し、地域のネットワーク状況に応じた柔軟な配信方法の確立を図ることが必要である。

¹⁵ IP over Ethernet の略。PPPoE 方式での接続となる IPv4 での通信では、利用者からの通信を収容する網終端装置の混雑を起因とした速度低下が発生しやすい。一方、網終端装置を用いず接続ができる IPoE 方式は、網終端装置の混雑の影響を受けずに通信できることが期待できる

3. 視聴データの利活用

海外においては、動画配信サービス事業者が視聴データの分析結果をコンテンツ制作に活用したり、放送事業者が視聴データを用いたターゲティング広告の試みがなされたりしており、わが国においても、放送サービスでの視聴データの利活用が想定される場所である。

中間答申においても、「放送事業者は、同時配信等のネット配信サービスを提供することにより、視聴データ等の視聴者の行動に関するデータを取得することも可能となる。こうしたデータは、放送コンテンツに対する視聴者ニーズの詳細な分析などの放送事業への活用だけでなく、デジタルマーケティング（ターゲティング広告やマーケティングプランニング等）などの分野にも有効に活用できる可能性があり、従来の放送事業の枠を超えた新たな事業の展開に繋がる可能性もある。」と指摘しているところであり、今後、インターネットとの連携の進展に併せて、視聴データの利活用による放送サービスの多様化・高度化が期待される場所である。

（1）最近の動向等

① 視聴データの利用に関するガイドラインの改正等

総務省においては、「個人情報の保護に関する法律」の改正（平成 27 年法律第 65 号。2017 年 5 月 30 日施行）を踏まえ、2017 年 4 月に「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正を行い、分野横断的な個人情報保護委員会のガイドラインの規定に合わせるとともに、放送分野に特有の事情を踏まえた規律（視聴履歴の取扱い（これまでの取得目的の制限（課金・統計目的に限定）の撤廃等）、要配慮個人情報の推知の禁止、個人情報の取扱いの同意・不同意に関わらず放送が受信できる環境の確保等）を規定した。

さらに、本ガイドラインを踏まえ、2017 年 8 月に、認定個人情報保護団体である「（一財）放送セキュリティセンター」が業界の自主ルールである「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」を策定した。

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正により、視聴履歴の活用に関する手続が明確化され、視聴履歴と各種データを組み合わせて分析・活用し、各視聴者のニーズにマッチした高度なサービス（情報配信、広告提供等）の提供が可能となったところである。

② 視聴データ利活用によるサービスモデルの検証

総務省においては、特に地域特性を活かした視聴データの利活用方策や視聴者からの同意取得の在り方を検討するため、先述の「ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証」において、「地域観光情報サービスへの視聴データ活用」、「広告配信サ

ービスへの視聴データ活用」、「医療情報サービスへの視聴データ活用」等に係る検証事業¹⁶を実施した。

表 7 実証事業一覧 (類型 C)

項目	CBCテレビ (中京広域圏)	HARoiD		北海道テレビ放送 (北海道)	チューリップテレビ (富山県)	
		読賣テレビ (近畿広域圏)	静岡第一放送 (静岡)			
サービス概要	視聴者向け	・ 視聴者向けモバイルサービスの提供(テレビでの提供情報のアーカイブ、クーポン配布等)	・ 視聴データを提供することで、毎月商品券1万円が当たる抽選に参加できるサービスの提供	・ テレビ番組を見れば見るほどポイントがたまり、プレゼントに応募できるサービスの提供	・ 視聴データを基に、過去動画情報を絞り込んだレコメンドをするサービスの提供	・ 行政の広報誌やフリーマガジンなどの地域コンテンツの配信 ・ スマホアプリへのテレビ情報の持ち出し
	事業者向け	・ 放送での提供情報をモバイルサービスへ展開することによる広告の効果向上	・ テレビ視聴データを活用したターゲティング広告配信	・ テレビ視聴データを活用したターゲティング広告配信	・ 医療情報サービスモデルの確立(「地域医療と放送の役割検討会(産官学協議会)」と連携)	・ 行政の広報や企業の広告宣伝の効果向上
サービス方式	データ放送	●	●	●	-	
	ハイブリッドキャスト	●	-	-	●	
活用データ	視聴履歴	●	-	●	-	
	非特定視聴履歴	●	●	-	●	
サービス提供期間	2017/9/30~11/5	2017/9~2017/10	2017/9~2017/11	2017/9/3~10/31	2017/11/14~11/16	

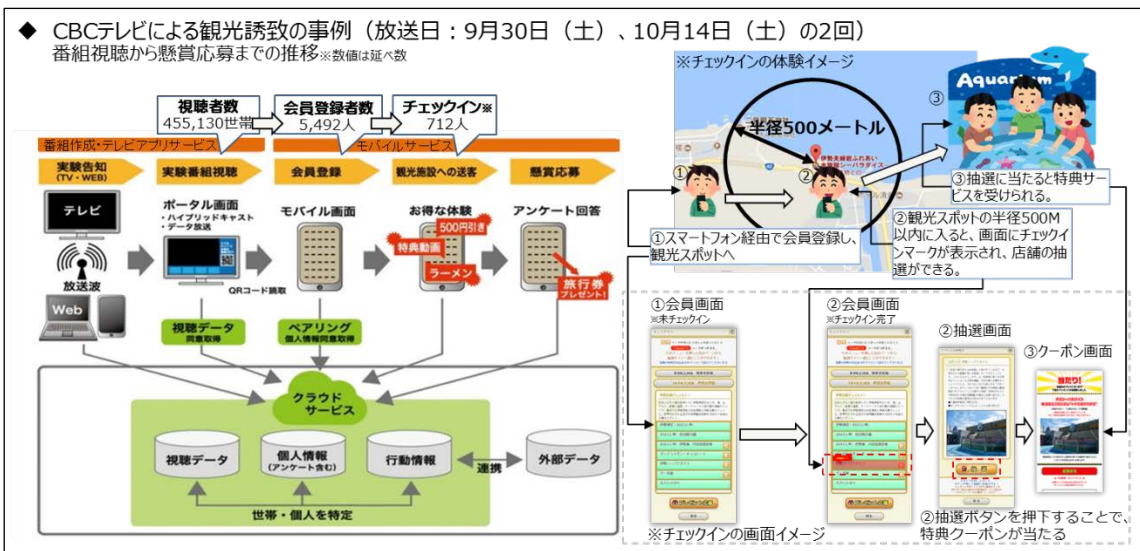


図 14 実証事例 (CBC テレビ)

(2) 視聴データ利活用にあたっての課題

構成員等からは、視聴データ等の利活用、視聴データの収集・管理の共通化、視聴者の安全安心の確保等の観点から、以下のような意見が示された。

¹⁶ 例えば、「地域観光情報サービスへの視聴データ活用」について、番組内で紹介した商品を視聴者と非視聴者のそれぞれに対して、インターネット上で広告配信したところ、視聴者の広告クリック率が、非視聴者の1.5倍となり、視聴データを活用した広告配信の有効性が確認された。また、検証においては、視聴者の安全・安心の確保の観点から、視聴データの取得同意方法に関する実証を行い、一部の検証事業においては、以下の結果が示された。

- ・ 実証において懸賞応募まで至った視聴者のうち、86%がサービスに満足。
- ・ 視聴データ取得の同意に関し、同意文を読んだ視聴者は8割であり、うち9割は内容を理解。

<視聴データの利活用に関する意見>

- ・ 視聴データ等を活用し、ネット広告市場を取り込むことは、放送業界の成長に不可欠ではないか。
- ・ 番組の商業的価値を高めるためには、視聴者情報をどのように活用し、どのようにセンサーにアピールしていくか等ビジネスモデルの検討を行うことが必要ではないか。
- ・ ネット配信に関連して広告モデルを作り上げる場合には、個社で取り組むのではなく、ある程度業界を挙げて取り組み、放送業界において社会的信頼性のあるシステムを構築していくべきではないか。
- ・ 放送がおおむね都道府県単位で提供されている状況を踏まえれば、都道府県単位で、自治体のオープンデータの取組やマーケットデータなどと連携することが重要ではないか。
- ・ 視聴データに係る実証事業を行う場合には、地域の特性を活かした取組が創出できるよう、ローカル局に必要な支援がなされる仕組みを考えることが必要ではないか。

<視聴データの収集等に関する意見>

- ・ 多様な事業者が視聴データの収集を検討する中、視聴データを利用する事業者にとって必要なデータの品質を確保していくことが必要であり、今後、ステークホルダーが中心となりデータの品質を保証できる体制を作ることが重要ではないか。
- ・ 視聴データの取得は各放送事業者で取り組むよりも、各社共通フォーマットでデータ収集することでスケールメリットの効果が大きいと考える。他方、視聴データに加えて各放送事業者が要素を追加してデータを得ることで、独自の分析、あるいは他業種データとの突合を行うなど競争領域として競い合うことが可能となる。こうした視聴データの活用により、コンテンツ制作や、媒体力の評価などにおいて活用の可能性が広がるのではないか。
- ・ AI スピーカーなどを通じて多様な事業者が視聴データを収集できる時代において、収集される視聴データの内容と利活用の目的との整合を図るとともに、視聴データの収集・分析にあたっての協調領域や競争領域を放送事業者間で整理していくことが重要ではないか。

<視聴者の安全安心の確保に関する意見>

- ・ 視聴者のサイト閲覧・視聴履歴を基にターゲティング広告を行うことに対する視聴者の不安は、インターネット広告全般に対するものであるため、視聴データ活用にあたっては、サービスの利便性と併せて視聴者の認知を上げていく必要があるのではないか。
- ・ サービスの利用規約は、テレビ画面上の文章を視聴者に読ませることは負担が大きいいため、ポイントを絞った表示や無料サービスであることを明確に表示する等、テレビ画面上で簡潔に分かりやすく表示することが重要ではないか。

(3) 今後取り組むべき事項

今後、視聴データの利活用を図ることで、視聴者利便性の向上、放送コンテンツの制作への活用、広告配信への応用、地域経済に貢献する新たなサービスモデルの創出などが期待される。

他方で、視聴データの収集と利活用を円滑に図るには、放送事業者間で、どのような視聴データの収集が必要かを検討しつつ、視聴データの収集・分析について、協調することのできる領域を整理していくことが重要と考えられる。

さらに、視聴データの収集にあたっては、視聴者の安全安心を確保しつつ、収集する視聴データの質を確保することが重要であり、データ収集の目的に合わせて、視聴者の安全安心の確保に必要な運用の在り方を検討していくことが重要である。

このため、今後、総務省においては、以下の取組を進めることが必要である。

① 視聴データの利活用モデルの構築・整理

放送事業者による視聴データの利活用モデルが構築されるよう、サービスの実証実験を行い、その成果の共有を進めることが重要である。また、地域経済や地域社会に利用・還元されるような独自のサービス（例えば、地方自治体のオープンデータ等の連携により視聴者が身近な課題解決（地域産業、観光、災害対応等）に貢献するサービスなど）が創出されるよう取り組むことにより、視聴データの利活用が地域経済・地域社会の発展に貢献できるようになることが有効である。

② 放送事業者が視聴データを円滑に活用できるための環境整備

収集した視聴データの信頼性の確保や利便性を確保するため、複数の放送事業者が視聴データを円滑に共有するためのルール作りを支援することが重要である。

その際、①の成果を踏まえ、複数の放送事業者がそれぞれの目的に必要な視聴データのフォーマット等の要件の整理を進めることが有効である。

③ 視聴者の安心安全の確保

視聴データの収集にあたって、視聴者のプライバシー保護に十分配慮し、視聴者に安心感を与えながら、放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行えるよう「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン」等を踏まえ、視聴データの収集・利活用に関する民間における運用ルールの策定を支援することが必要である。

第2章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進

1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理

より多くの放送事業者が放送コンテンツのネット配信を行っていくには、ネット配信を含めた放送コンテンツの適正かつ円滑な利活用を確保する観点から、迅速かつ円滑な権利処理が必要となる。特に、同時配信は放送と同時にネットで配信を開始するため、放送後にネット配信を行う場合とは異なり、放送が開始されるまでに権利処理を行うことが必要となる。前章で述べたとおり、現時点では、同時配信は一部の放送事業者において取組が始まった段階であるが、今後、同時配信のサービスが本格化していく場合には、多くの放送事業者が迅速かつ円滑な権利処理を行うことができる環境が整備されていることが不可欠となる。

中間答申では、放送や放送後のネット配信について実務上の運用手続が形成されてきたことについて確認を行った上で、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要であるという検討の方向性を示した。

当審議会は、中間答申を踏まえ、放送事業者、権利者団体、有識者等による関係者の間で、同時配信の権利処理について集中的な検討を行った。検討にあたっては、放送番組に含まれる様々な著作物等の中でも、利用される著作物等の数が多く、特に円滑な権利処理が望まれると考えられる音楽と実演の分野を主な検討項目として議論を行った。

本節では、同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて、同時配信に関する放送事業者の取組状況や、著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）に関する放送とネット配信の法制度及び契約実務の現状を確認し、関係者間における議論の整理を提示した上で、審議における主な意見及び今後継続して取り組むべき事項について述べる。

（1）現状

① 同時配信に関する放送事業者の取組状況

前章で述べたとおり、一部の放送事業者では同時配信の取組が行われているが、著作権等を含む権利の処理は、現時点ではそれぞれの放送事業者が個別に行っており、権利処理が済んでいない場合、番組を配信しないか、済んでいない部分を配信しない処理（いわゆる「フタかぶせ」）を行って番組を配信している。

特にNHKにおいて取り組まれている試験的提供B（概要は前章1（1）①参照）では、権利処理上の課題を検証項目の一つとしている。2017年度の取組の概要を以下に示す。

ア 配信できない映像の処理

権利処理等の理由により同時配信ができない映像がある場合には、図15等の画像への差し替え（フタかぶせ処理）が行われた。

一般番組については、権利者等に番組製作者が事前に確認作業を行い、1カットでも配信不可の映像があれば、番組ごとにフタかぶせ処理が行われた。他方、ニュース番組の場合、映像の配信可否を確認し、配信できない映像は、その部分のみフタかぶせ処理が行われた。



図 15 フタかぶせ処理の例¹⁷

イ 権利処理に関する検証の結果

試験的提供 B では、権利者等に対しては、NHK から権利処理に係る使用料等の支払いを行わない条件で権利者団体及び権利者の了解を得て配信が実施された。一方、フタかぶせを行い、配信しなかった理由については、以下の表 8 のとおり、6つの類型に整理された。これらの結果は、図 16 及び図 17 のとおりである。

表 8 配信しなかった理由一覧

権利者等からネット配信許諾得られず	権利者等（出演者、番組で使用した著作物の著作権者など）から配信への許諾が得られなかったもの。
外部調達映像： 配信権なし	番組内で用いた外部映像について配信権がないもの。 例：ニュース番組の中のスポーツの映像
購入番組等： 配信権なし	アニメや海外ドラマ等の購入に当たって放送権は取得したが、配信権はないもの。 (他事業者による有料配信あり、契約にネット配信権の設定なし 等)
使用料請求あり	番組内で外部映像等を使用しており、配信について明確な対価請求があったもの。 (相手方に規定の使用料金あり 等)
使用許諾の確認困難	権利者が不明、関係する権利者が多数に及び期間中の確認が困難などの理由で配信を見送ったもの。 (過去番組の再放送など番組制作時から長期間経過しているもの 等)
その他	その他の理由で配信しなかったもの。 (輸入盤 CD ¹⁸ 使用のため配信を差し控えたもの 等)

¹⁷ NHK「平成 29 年度試験的提供 B の実施状況について」（第 10 回会合資料）

図は一般番組／配信対象時間外の差し替え画面であり、その他、ニュース番組の差し替え画面の場合には、「この映像に限り配信をおこなっていません」と表示される。

¹⁸ 日本国外で発売されたレコードのうち、日本国内で日本盤が発売されていないもの。

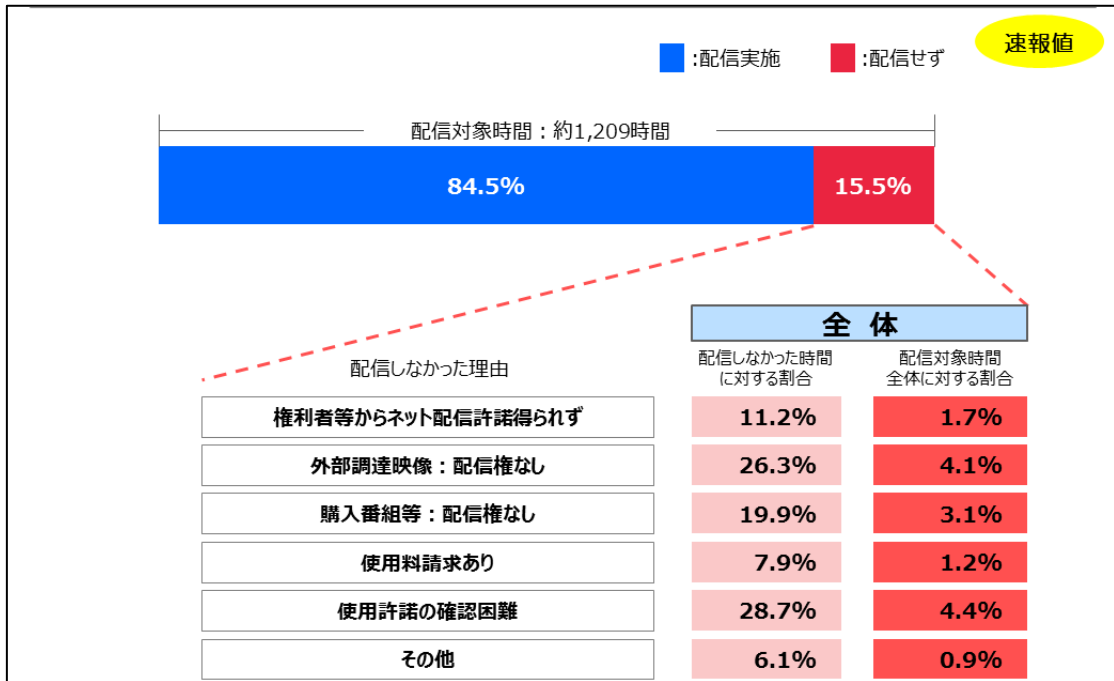


図 16 配信しなかった理由別内訳（時間ベース）¹⁹

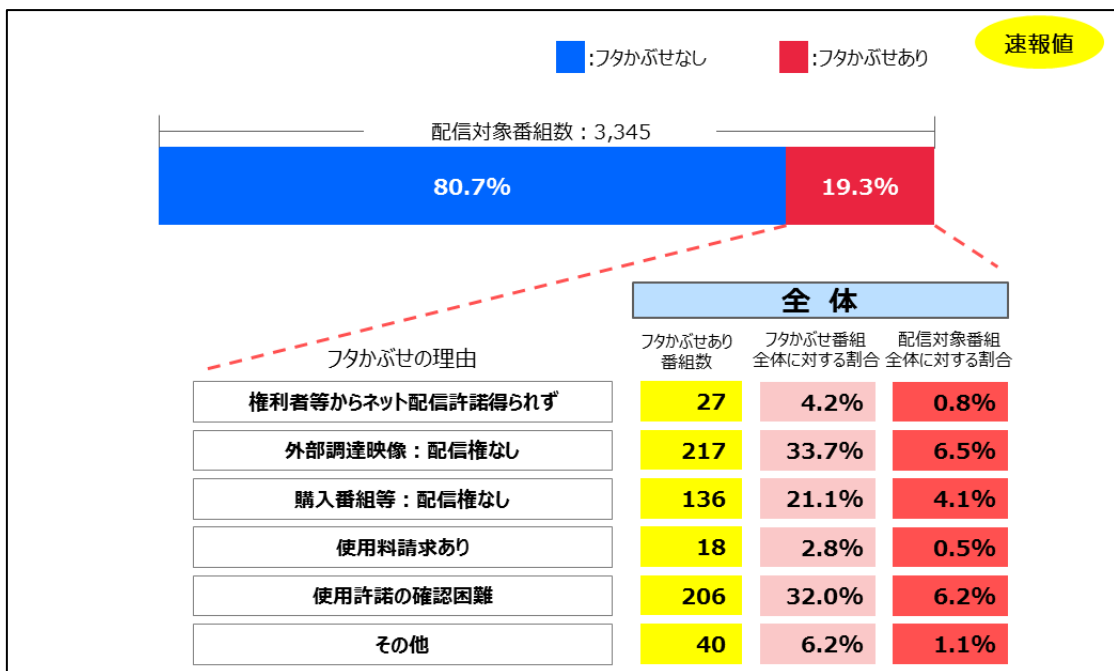


図 17 配信しなかった理由別内訳（番組数ベース）²⁰

¹⁹ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」（第13回会合資料）。NHK提出資料を基に作成。

²⁰ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」（第13回会合資料）。NHK提出資料を基に作成。

② 著作権等に関する放送とネット配信の法制度及び契約実務における取扱い

放送及び放送後のネット配信における主な権利処理については、著作権法（昭和45年法律第48号）等の法制度のもと、放送事業者と著作権等管理事業者との包括的利用許諾契約²¹等を中心に、図18及び図19のとおり実務上の運用手続が行われている。なお、図18及び図19で示しているのは、放送事業者が自社において製作する放送番組を地上波において初回放送する場合及び当該放送番組をネット配信する場合であり、それらの権利処理のうち主な検討項目である音楽及び実演分野の原則的運用を記載している。

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC NexTone 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）
著作隣接権	レコード製作者・ レコード実演家（音楽） 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

図18 音楽分野における権利処理の原則的運用²²

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	実演家（映像） aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション⇔各放送事業者）	個別許諾（aRma⇔各放送事業者）

図19 実演分野における権利処理の原則的運用²³

それぞれの権利について、放送及び放送後のネット配信の取扱いの現状並びに同時配信に関する現状について権利者団体からヒアリングを行ったところ、以下のとおりであった。

ア 作詞家・作曲家の権利

（i）放送（初回放送）の場合

音楽の作詞家及び作曲家は、音楽を使用した番組が放送されるにあたって、著作権法上の著作権である公衆送信権を有しており、放送事業者は、音楽著作権の管理団体である（一社）日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という。）及び（株）NexTone（以下「NexTone」という。）と放送に関する年間の包括的利用許諾契約を事前に締結することにより、放送に関する公衆送信権等の許諾を得ている。なお、JASRAC及びNexToneは、使用料規程²⁴において、放送に係る規定を設けている。

²¹ 著作権等管理事業者の管理する著作物の利用にあたって包括的に許諾する契約。これにより、当該著作物等に関する個別の許諾が不要になる。

²² 事務局「これまでの議論の整理」（第14回会合資料）

²³ 事務局「これまでの議論の整理」（第14回会合資料）

²⁴ 著作権等管理事業者が管理する著作権等について、利用区分（著作物等の種類及び利用方法）ごとに、利用者から徴収する使用料の額等を定めたもの。著作権等管理事業者は、使用料規程の作成・届出を行う必要がある。

(ii) ネット配信（見逃し配信・VOD）の場合

音楽の作詞家及び作曲家は、音楽を使用した放送コンテンツがネット配信されるにあたって、放送と同様に、著作権法上の著作権である公衆送信権を有しており、放送事業者は、JASRAC 及び NexTone とネット配信サービスごとに配信に係る包括的利用許諾契約を事前に締結することにより、公衆送信権等の許諾を得ている。

JASRAC は使用料規程に「インタラクティブ配信」に係る規定を設けている。他方、NexTone は現時点では使用料規程にインタラクティブ配信に係る規定を設けておらず、利用者団体との協議中であり、各利用者と個別協議の上で包括的利用許諾契約を締結している。

(iii) 同時配信の場合

音楽の作詞家及び作曲家は、音楽を使用した放送コンテンツが同時配信されるにあたって、見逃し配信や VOD 等のネット配信の場合と同じく、著作権法上の著作権である公衆送信権を有しており、放送事業者は、同時配信に際して、作詞家及び作曲家の許諾が必要となる。

JASRAC の使用料規程の「インタラクティブ配信」に関する規定は同時配信にも対応しており、これに基づき、放送事業者は、同時配信についても JASRAC と包括的利用許諾契約を締結することが可能な状態となっている。NexTone については、見逃し配信・VOD 等のネット配信と同様、使用料規程については利用者団体と協議中であり、個別協議の上で包括的利用許諾契約を締結することとなる。

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
著作権法定義	公衆送信 (放送)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)
使用料規程	放送等	インタラクティブ配 信	インタラクティブ 配信	インタラクティブ配 信
許諾著作物 信託契約約款 利用形態区分	放送 ・有線放送	インタラクティブ配 信	インタラクティブ配信	インタラクティブ配 信

図 20 JASRAC における権利処理の原則的運用²⁵

イ レコード製作者・レコード実演家の権利

(i) 放送（初回放送）の場合

レコード製作者及びレコード実演家（以下、「レコード製作者等」という。）は、商業用レコードを使用した番組が放送されるにあたって、著作権法上、二次使用料を受ける権利（いわゆる報酬請求権）を有する。また、この権利は、国内において商業用レコードの製作及び実演を業とする者の相当数を構成員とする団体として著作権法に基づき文化庁長官の指定を受けた者がいるときはその者のみが行行使することができるとされており、現在、（一社）

²⁵ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」（第 13 回会合資料）。JASRAC 提出資料を基に作成。

日本レコード協会（以下「レコード協会」という。）及び（公社）日本芸能実演家団体協議会が文化庁長官の指定を受けており、レコード協会及び（公社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（以下「CPRA」という。）は放送事業者との協議により二次使用料を契約で定めている。

さらに、レコード製作者等は、放送番組に商業用レコードが使用される場合に、二次使用料を受ける権利以外にも、著作権法上の著作隣接権である録音権又は複製権を有する。ただし、著作権法上、放送事業者は自己の放送のために商業用レコードを一時的に録音することが許容されている（いわゆる「一時的固定」）。なお、一時的固定を超える利用²⁶について、放送事業者は、レコード協会及びCPRAと包括的利用許諾契約を締結することで放送のための複製（以下「放送用複製」という。）を行うことが可能となっており、レコード協会及びCPRAは、使用料規程に放送用複製に関する規定を設けている。

（ii）ネット配信（見逃し配信・VOD）の場合

レコード製作者等は、商業用レコードを使用した放送コンテンツがネット配信されるにあたって、著作権法上の著作隣接権である送信可能化権を有する。放送事業者がネット配信を行う場合には、放送と異なり、ネット配信に関するレコード製作者等の許諾が必要となる。レコード協会及びCPRAは、使用料規程に放送コンテンツのネット配信に関する規定を設けており、これに基づき、放送事業者は、レコード協会及びCPRAとネット配信に係る包括的利用許諾契約を事前に締結することにより、送信可能化権の許諾を得ている。これにより、放送事業者は、レコード協会及びCPRAが送信可能化権の許諾に関する管理を行っている商業用レコードについて、個別の許諾を得ることなく当該サービスにおいて使用することが可能となっている。レコード協会は、図 23 のとおり、レコード協会会員社の 62 社に加え、他のレコード製作者団体 3 団体加盟の 254 社及び団体非加盟のレコード製作者 33 社から送信可能化権の許諾に関する委任を受けている。他方、レコード協会及びCPRAが送信可能化権の管理を行っていない商業用レコードについては、放送事業者は権利者の許諾を個別に得る必要がある。

（iii）同時配信の場合

レコード製作者等は、商業用レコードを使用した放送コンテンツが同時配信されるにあたって、見逃し配信やVOD等のネット配信の場合と同じく、著作権法上の著作隣接権である送信可能化権を有する。レコード協会及びCPRAは、使用料規程に放送コンテンツの同時配信に係る規定を設けており、これに基づき、放送事業者は、同時配信についてもレコード協会及びCPRAがネット配信の許諾に関する管理を行っている商業用レコードについて、レコード協会及びCPRAと包括的利用許諾契約を締結することが可能な状態となっている。

²⁶ 放送事業者以外の者による番組の制作、6か月を超える番組の保存、放送番組の国内・国外の放送事業者への提供、番組コンクール等への出品、番組のPR・宣伝活動への利用など。

放送番組に係るレコード原盤権の処理は、「放送」および「放送用複製」に加え、「同時配信」、「見逃し配信」、「VOD」まで日本レコード協会が一括して行っている。

(下表の条文番号は特記なき限り著作権法)

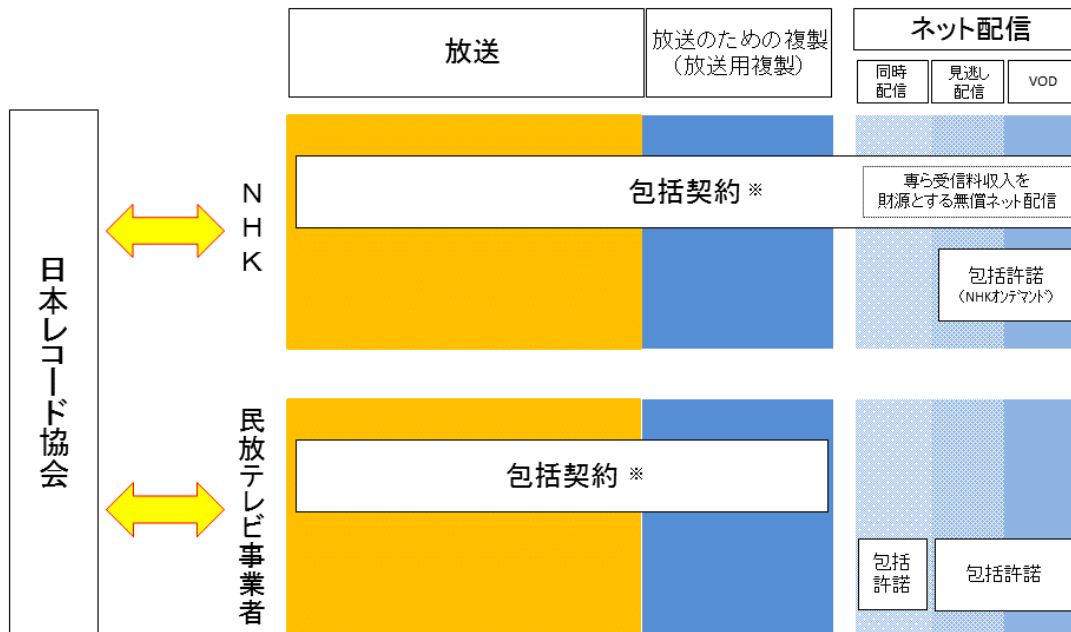
		放送		ネット配信		
		放送	放送のための複製 (放送用複製)	同時配信	見逃し配信	VOD
法律	権利	二次使用料請求権 (97条) ※1	複製権※2 (96条)	送信可能化権※2 (96条の2)		
	使用料	協議 (97条4項による 95条10項の準用)	使用料規程 (著作権等管理事業法13条に基づく文化庁長官への届出)			
実際の運用	NHK	包括契約※3			包括許諾(NHKオンデマンド)	
	民放 テレビ	包括契約		包括許諾	包括許諾	
	委任(委託) 者数	350社		349社		

※1 日本レコード協会のみが請求可能(97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)

※2 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理

※3 専ら受信料収入を財源として行われる無償のネット配信については、二次使用料 放送用複製に関する包括契約の中で許諾

図 21 レコード協会における権利処理の原則的運用²⁷



※ 放送のための複製に関する第三者からの異議申立て等については、レコード協会と放送事業者が協力して問題解決

図 22 レコード協会における放送事業者との契約実務²⁸

²⁷ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。レコード協会提出資料を基に作成。

²⁸ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。レコード協会提出資料を基に作成。

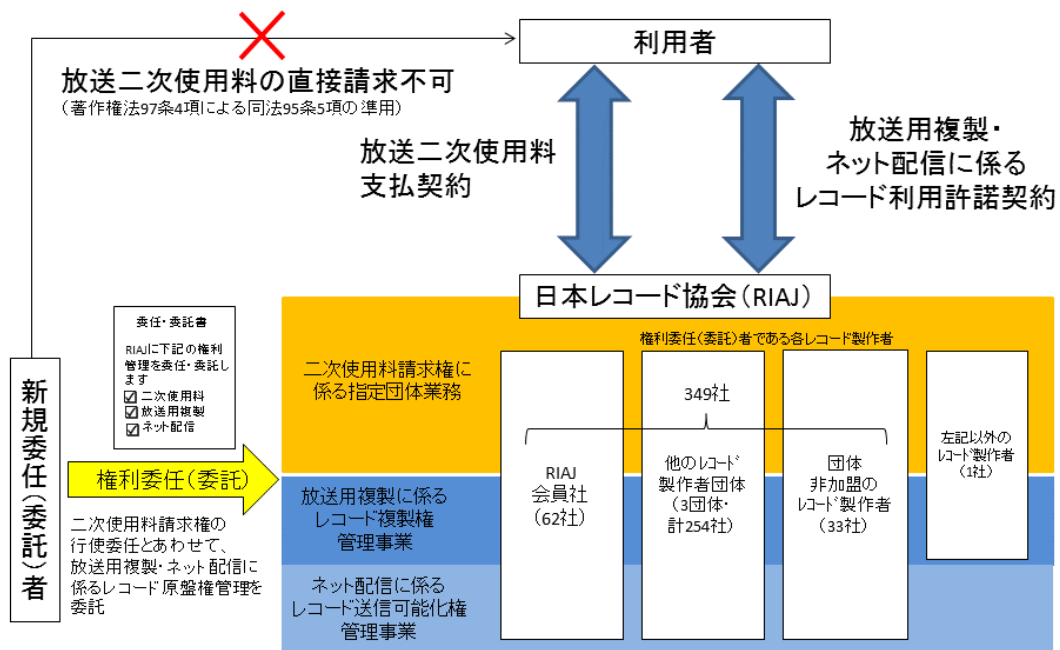


図 23 レコード協会における管理受託実務²⁹

放送番組に使用されたレコード実演^{※1}は、「放送」も「ネット配信」も利用者との間で締結する包括契約の中で権利処理されている。

利用形態	放送		ネット配信		
	放送	放送用録音	同時配信	見逃し配信	VOD
権利の種類 <small>※2</small>	二次使用料請求権 (95条)	録音権 (91条)	送信可能化権 (92条の2)		
実際の運用 <small>※3</small>	放送、ネット配信それぞれ包括契約 <small>※4、※5</small>				

- ※1 レコード実演とは、商業用レコードに収録された実演を指す。
- ※2 芸団協は実演家の二次使用料請求権に係る指定団体として文化庁長官から指定されている。また放送番組に関する録音権及び送信可能化権については著作権等管理事業者の登録をし、集中管理を行っている。
- ※3 レコード実演の委任者は2016年に8万4千人となった(2006年の2.7倍に増加)
- ※4 放送/有線放送事業者に対し1,073社と包括契約している。
- ※5 一部、放送の包括契約にネット配信を含む場合もある。

図 24 CPRA における権利処理の原則的運用³⁰

²⁹ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。レコード協会提出資料を基に作成。

³⁰ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。CPRA 提出資料を基に作成。

ウ 実演家（映像）³¹の権利

（i）放送（初回放送）の場合

映像に関する実演家は、自らの実演が放送されるにあたって、著作権法上の著作隣接権である放送権を有しており、放送事業者は、放送に際して実演家の許諾が必要となる。放送事業者は、実演家が所属する個別のプロダクションに対して、個別の番組ごとに出演及び出演料について交渉を行い、許諾を得るのが一般的となっている。

（ii）ネット配信（見逃し配信・VOD）の場合

映像に関する実演家は、出演した放送コンテンツがネット配信されるにあたって、著作権法上の著作隣接権である送信可能化権を有しており、放送事業者は、ネット配信に際して、実演家の許諾が必要となる。

NHKは、一定期間の見逃し配信については、個々の権利者と出演時に交渉を行い、送信可能化権の許諾を得ている。他方、一定期間の見逃し配信以外のVODサービスに関しては、（一社）映像コンテンツ権利処理機構（以下「aRma」という。）を窓口として、実演家が所属するプロダクション等に対してネット配信に係る個別の許諾を取得している³²。一方、民間放送事業者は、見逃し配信とVODサービスのいずれもaRmaを窓口とした権利処理を行っている。

aRmaは使用料規程に放送コンテンツのオンデマンド型のネット配信に関する規定を設けており、これに基づき、個々の番組単位で利用申請を受け付け、個々の実演家単位で許諾を付与し、使用料の徴収と分配を行っている。

（iii）同時配信の場合

映像に関する実演家は、出演した放送コンテンツが同時配信されるにあたって、見逃し配信やVOD等のネット配信の場合と同じく、著作権法上の著作隣接権である送信可能化権を有しており、放送事業者は、同時配信に際して、実演家の許諾が必要となる。現在、aRmaでは、テレビ番組の同時配信はいずれも実験段階であることから正式に同時配信の権利処理を行っておらず、使用料規程にも同時配信に係る規定は設けられていない。

³¹ いわゆる放送番組の出演者である映像に関する実演家を指す。

³² aRmaに許諾手続を委任していないプロダクションについては、放送事業者は直接許諾を得ることとなる。

			放送	ネット配信	
			初回放送	見逃し配信	VOD
法律			放送権 (92条)	送信可能化権 (92条の2)	
実際の運用	NHK	許諾	個々の権利者が出演時に許諾付与	個々の権利者が出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が直接に受領	個々の権利者が直接に受領	aRmaによる集中管理※
	民放	許諾	個々の権利者が出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が直接に受領	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※

aRmaによる集中管理※
個々の番組単位で利用申請を受け付け、個々の実演家単位で許諾を付与し、個々の実演家単位で使用料の徴収と分配を行う

図 25 aRma における権利処理の原則的運用³³

(2) 同時配信における権利処理の検討

同時配信における権利処理については、音楽及び実演分野を主な検討項目として、放送事業者、権利者団体、有識者等による関係者の間で集中的な議論を行った³⁴。

① 検討にあたっての基本的考え方

同時配信に関する放送事業者の取組としては、NHK が総合及び教育テレビの常時同時配信の実施を希望しているが、放送法の改正が必要であり、現在は(1)①で記載したとおり、2015年度より、毎年、同時配信の試験的な取組(試験的提供)を実施している。

他方で、民間放送事業者については、一部の番組について同時配信の実験を実施しているが、同時配信のビジネスモデルが構築されておらず、これに取り組むとの判断には至っていないという状況である。

これらの状況に鑑み、検討にあたっての基本的考え方として、現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手続をもとに、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法の考察を行う、いわゆる図上演習を行うこととした。また、この図上演習を通して、NHK の試験的提供の結果等を考慮しながら、具体的な課題を抽出し、課題の解決策について議論を行うこととした。

³³ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。aRma 提出資料を基に作成。

³⁴ 民間放送事業者・民放連の委員からは、民間放送事業者は同時配信のビジネスモデルが構築されておらず、これに取り組むとの判断に至っていないため、会社・団体としての正式な考え方ではなく現段階における委員個人の意見として発言及び議論を行った旨の発言があった。

② 音楽分野における議論の整理

ア 基本とする考え方

上記の考え方をもとに、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法の考察を行った。

放送コンテンツの同時配信を行う場合、音楽分野では、前述のとおり、作詞家・作曲家の公衆送信権等の権利と、レコード製作者等の送信可能化権等の権利について、それぞれ権利処理を行う必要がある。

放送事業者が全ての権利者から逐一個別に許諾を取得することは現実的でないことから、構成員等から、第一の案として、見逃し配信やVOD等のネット配信における権利処理と同様に、放送事業者が著作権等管理事業者と包括的利用許諾契約を締結する方法が提起された。

他方、特にレコード製作者等の権利については、放送の場合は許諾が不要な報酬請求権であるのに対して、同時配信の場合には許諾が必要である送信可能化権の権利処理が必要であることから、第二の案として、同時配信の場合には、放送と同様の報酬請求権とする著作権法の改正を行って許諾を不要とする方法が提起された。

それぞれの案に対して、構成員等から示された主な意見は以下のとおりである。

<包括的利用許諾契約を活用する方法に関する意見>

包括的利用許諾契約を活用する方法について、権利者団体から以下の意見が示された。

- 既に使用料規程を設けており、包括的利用許諾契約により対処可能。
- 音楽分野は他の分野に比べて格段に集中管理が進んでいる。
- 長年放送事業者と著作権管理団体との間で形成されてきた包括契約・包括許諾の運用が有効に機能している。

上記の意見に対し、放送事業者からは、以下の意見が示された。

- 包括的利用許諾契約を締結することは可能と思われる。ただし、民間放送事業者はビジネスモデルが構築されておらず、現段階ではどのような契約となるかは不明。
- 包括的利用許諾契約を締結しても、権利者団体管理外（アウトサイダー）の問題は残る。

<放送と同様の報酬請求権とする法改正を行う方法に関する意見>

放送と同様の報酬請求権とする方法について、放送事業者から以下の意見が示された。

- スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。
- 著作権法改正により、スピーディーかつ円滑で、関係者が納得できる権利処理の方法の有無について考えられないか。頭の体操として、いくつかの制度改正プランのメリット・デメリットを検討するのも一案ではないか。

上記の意見に対し、権利者団体からは、以下の意見が提起された。

- 現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。

- 音楽分野では、実務上大きな課題はないのではないか。
- NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。
- 報酬請求権化は権利者の交渉力を奪うものである。報酬請求権化への言及は、権利者の権利を迂回したいと言っているだけのように思える。

さらに、有識者からは、以下の意見が示された。

- 円滑な権利処理のためには、まずは包括的に、合意のとり方の合理化を考えていく。それでも足りない場合に、例外的な措置を作ることになるが、その必要性は何か、根拠は何か、生じる不利益をどうやって最小化するか、例外の限界はどこかといった点についてしっかりと議論しなければいけないが、そのためのデータがそろっていないし、その点を詰めていかないと権利処理について十分な方策は検討できない。
- 放送以外にも大衆に情報を伝える手段が出現し、知的財産権の重要性が高まる中、放送だからという理由で権利者の意思をどこまで制約できるのかについて考える必要があり、報酬請求権化の制度設計は難しい。

また、文化庁からは、「権利制限には公益性が必要。権利の保護と利用のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか等、同時配信について権利制限を正当化するだけの立法事実が明らかにされていない。」との意見が示された。

イ 包括的利用許諾契約に関する課題と対応

アで示した2つの手段のうち、包括的利用許諾契約を活用する方法で対応した場合、構成員等からの意見にもあるとおり、著作権等管理事業者が同時配信の許諾に関する管理を行っていない著作物等（いわゆるアウトサイダー）については、別途個別に許諾を取得することが必要となる。

特に、レコード製作者等の権利については、放送では許諾が不要であり文化庁長官が指定した団体のみが請求可能な報酬請求権であるのに対して、放送される番組を同時配信する場合には、送信可能化権の許諾が必要となっているため、放送の場合にはアウトサイダーの問題は生じないのに対し、同じ番組を同時配信する場合には、アウトサイダーとなる権利者への対応が問題となる。

このため、特に商業用レコードのアウトサイダーへの対応について、現実的な解決策が考えられないか、関係者間で集中的に議論を行った。以下、議論の詳細を記載する。

a アウトサイダーの現状

議論の前提として、レコード製作者等のアウトサイダーの現状について、関係者からヒアリングを行った。

(i) NHK による調査

NHK が 2015 年 10 月から 2016 年 3 月の間に総合テレビ及び教育テレビで放送された番組の中で使用されたとして報告された商用レコード合計約 95,000 件（延べ数）について調査を行った³⁵ところ、以下のとおりであり、管理状況の確認がとれないケースが見られた。

- ・レコード協会が管理を行っていると確認されたもの：87.1%
- ・レコード協会が管理を行っていないと確認されたもの：1.1%
- ・レコード協会の管理状況が不明なもの³⁶：9.1%
- ・レコード協会が管理を行っていない輸入盤であると確認されたもの：2.6%

(ii) NHK の試験的提供 B における調査

NHK が行った 2017 年度試験的提供 B において調査を行ったところ以下の結果が得られた。

- ・配信を行わなかった割合：（時間ベース）15.5% （番組数ベース）19.3%
- ・音楽が原因で配信を行わなかった例：輸入盤 CD 使用のため、配信を差し控えた 2 件

b レコード製作者等におけるアウトサイダーに関する現状の取組等

レコード製作者等におけるアウトサイダーに関しては、現状、様々な取組が行われている。以下、アウトサイダーへの対策となる取組の内容や対策のために活用が期待される制度について記載する。

(i) 集中管理の拡大及び権利情報の集約化

i-① レコード協会による放送事業者に対する管理情報の提供

包括的利用許諾契約を活用して権利処理を行うためには、前提として、レコードの利用者である放送事業者が、著作権等管理事業者におけるレコード製作者等の管理範囲を正確に確認できることが必要である。

現在、レコード協会では、送信可能化権の委任者について、レコード会社名の一覧でリストを作成し、送信可能化権の包括的許諾契約を締結した放送事業者に対して、紙または電子データでリストを提供している。また、特定のレコードがレコード協会の管理対象か否かという問い合わせについては、電話あるいはメールで、問い合わせがあった都度、回答を行っている。

i-② 文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

包括的利用許諾契約を活用した権利処理に際しては、権利情報の集約化を図り、権利情報

³⁵ 音楽使用報告に記入されたレコード会社名と、レコード協会の送信可能化権委任者リスト(2017年3月版)掲載のレコード会社名を照合し委任状況が確認された。報告書にレコード会社未記入の使用音源については、FP（フィンガー・プリント）探索情報やMUSIC FOREST（音楽情報DB）で検索し補完された。

³⁶ リストによる照合で委任状況が確認できなかった（会社多数によりレコード協会に問合せを行わなかった）もの。

に容易にアクセス可能な環境を整える取組も有効である。

文化庁では、コンテンツ等の権利情報の集約化に向けたデータベースの整備について、集中管理の取組が進んでいると思われる音楽の分野を中心に、2017年度より実証事業を行っている。

1999年にJASRAC・レコード協会・CPRAにより設立されたMINC（ミュージック・ジェイシス協議会）が行ってきた音楽情報の総合ポータルサイトである「MUSIC FOREST」をベースにして、MINCを設立した3団体と2017年10月から参加したNexToneを中心に、レコード協会に加盟していないインディーズレーベルの関係の団体も加わって、データベースの構築を進めている。

データベースは、CD商品の品番やアルバム名などで検索して、楽曲の管理情報が確認可能となっている。MUSIC FORESTの掲載楽曲数は約480万曲であったが、文化庁による新しいデータベースの掲載楽曲数は約520万曲となっており、約40万曲増加している。

（ii）放送事業者と権利者団体の協力に関する契約上の位置づけ

レコード協会は、送信可能化権と同様に権利者の許諾が必要な放送用複製について、1991年から包括的利用許諾契約により対応しており、当該契約において、問題が生じた場合にはレコード協会と放送事業者が協力して問題解決にあたることとしているが、これまで問題が生じたことはない。放送番組の海外への番組販売³⁷におけるレコード製作者等の権利処理は、放送用複製と同様の契約とすることで権利者団体と放送事業者の間で合意が既に図られている。

ただし、この点について、放送事業者からは、放送用複製と送信可能化では権利者の受け止め方が違うと思われるので、同時配信について問題が生じるリスクがあるとの指摘がなされた。

（iii）著作権者不明等の場合の裁定制度

権利者の所在が不明の場合、放送事業者は権利者から個別に許諾を取得することが困難となる。そのような場合には、著作権法上規定されている、著作権者不明等の場合の裁定制度を活用する方法が考えられる。

著作権者不明等の場合の裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を適法に利用することができる制度である。

利用の要件である「相当な努力」の内容については、かつては法令上具体的な明記がなく、要件が不明確であったことから、2009年度に、「相当な努力」要件の明確化が図られた。ま

³⁷ 海外における放送だけでなくネット配信を含む。

た、同じく 2009 年度に、申請を行ってから実際に著作物等を利用可能になるまでの間の期間を短縮するため、文化庁長官の定める担保金を供託することで、裁定を受ける前であっても裁定申請を行った著作物等を利用できることとする、申請中利用に関する制度が創設された。さらに、裁定制度の対象が、レコード製作者の権利や実演家の権利である著作隣接権にも拡充された。2014 年度及び 2016 年度にも要件の緩和や手続の簡素化を目的とした制度改正が行われ、特に 2016 年度の改正では、過去に裁定を受けた著作物等を再度利用する際の要件が相当程度緩和され、文化庁のウェブサイトにおいて、過去に裁定を受けた著作物が検索可能なデータベース整備が行われた。さらに、2017 年度には裁定の申請手数料を減額する改正が行われた³⁸。

なお、裁定の対象となった著作物等の数は、2017 年度までの累計で 322,719 件、裁定件数は 395 件となっている。

(iv) 拡大集中許諾制度

拡大集中許諾制度とは、法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度である。諸外国においては、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランドといった北欧諸国及び英国で既に拡大集中許諾制度が導入されている。

拡大集中許諾制度には、制度の対象³⁹、拡大集中許諾団体の在り方⁴⁰、オプトアウト⁴¹の有無など、様々なバリエーションがある。

拡大集中許諾制度については、現在、文化庁において調査研究等が進められている。

³⁸ さらに、2018 年 5 月の著作権法改正により、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際には、補償金の供託は不要とされ、権利者が現れた後に補償金を支払うことで足りることとなった（2019 年 1 月 1 日施行）。

³⁹ 対象の分野や利用形態を特化せず一般的に規定するパターンか、放送における利用など分野を個別に規定するパターンかなど。

⁴⁰ 団体の適格性・代表性・構成員の同意の可否など。

⁴¹ 集中管理団体の構成員ではない著作権者（非構成員）が、利用許諾契約の拡張適用から離脱し自己の著作物の利用を禁止できる制度。



図 26 拡大集中許諾制度の概要⁴²

	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス	アメリカ (検討中)
制度導入年	1992年	1960年	1961年	1961年	1961年	2014年	(パトリックプログラム)
団体適格性	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可はいらない。	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可 (有効期間5年。更新可)	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可
対象分野	個別ECL(注1) 一般ECL(注2) (2016.3導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2015年導入)	個別ECL	一般ECL	言語、付随絵画・図形、写真の教育研究利用
オプトアウト制(注3)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	○	○
集中管理団体	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	2016.3時点で申請団体なし	—
使用料の分配(基本は団体が決定)	権利者に分配。場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配。場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配(一部文化事業に支出)。場合によって助成金等。	権利者に分配。	権利者に分配。
未分配の使用料(基本は団体が決定)	例) 権利者に上乗せして分配	例) 権利者に上乗せして分配	例) 芸術家や文化活動への助成など構成員全体に使用	例) 著作権保護など構成員全体に使用	例) 権利者に上乗せして分配	国務大臣に移管。8年経過後、社会・教育活動など使用料の使途を決定	教育・慈善活動など構成員全体に使用
その他(許諾契約交渉不調の場合の調停・仲裁制度(注4)など)	調停申請可。	一般ECL除き調停申請可。 (2013導入)	文化大臣に調停申請可。 著作権ライセンス審判所に仲裁申請可(一般ECL等除く。2008導入)。	調停委員会に調停申請可。当事者合意があれば拘束力のある決定可。	写真複製、教育研究利用、有線再送信について仲裁申請可。	(集中管理団体の認可要件が厳格で、申請更新手続きが複雑)	(使用料分配のため非構成員の探索を団体に義務付け)

注1: 個別ECL: 分野を個別に規定。例) 放送における利用、図書館・美術館における複製、教育活動のための複製、企業内複製など

注2: 一般ECL: 対象の分野や利用形態を特化せずに一般的に規定

注3: オプトアウト制度: 集中管理団体の構成員ではない著作権者(非構成員)が、利用許諾契約の拡張適用から離脱し、自己の著作物の利用を禁止できる制度

注4: 調停: 基本的に拘束力のないものとして整理。 仲裁: 基本的に拘束力のあるものとして整理。

図 27 拡大集中許諾制度の各国の導入状況⁴³

c レコード製作者等におけるアウトサイダーへの対応に関する主な意見

レコード製作者等におけるアウトサイダーに関する現状の取組等に関して、構成員等か

⁴² 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。文化庁提出資料を基に作成。

⁴³ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。文化庁提出資料を基に作成。

ら以下の意見が示された。

＜権利者団体による集中管理の拡大・権利情報の集約化に関する意見＞

集中管理の拡大及び権利情報の集約化に関して権利者団体から以下の意見が示された。

- レコード協会として、委任をしていない権利者の取り込みについては今後も積極的に行っていきたいと考えており、そのために放送事業者から情報提供を受けるなどして、まだ権利を預かっていないレコード会社があるようであれば権利委任の働きかけを進めていきたい。
- 管理原盤のデータベース化については、よく JASRAC のようにできないかと言われるが、そこまでのレベルは難しいが、レーベル名での管理や、レコード会社名以外の情報の追加といった、管理レコードの明確化や情報の整理については積極的に取り組んでいきたい。
- 輸入盤については、外国との相互管理協定を拡大していくなどの取組で対応していきたい。

一方、放送事業者からは、以下の意見が示された。

- 現時点でどの原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題。
- レーベル名、CD 番号はリストに記載されていない。インディーズレーベルや合併後のレコード会社名の照合が困難な場合がある。
- レコード協会の委任を増やす取組については評価。しかし、現実問題として、委任範囲を 100%に広げるのは難しいと思われる。

また、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業について、放送事業者からは、以下の意見が示された。

- 音楽著作権について、JASRAC と NexTone の管理楽曲は、これまで別々のサイトで確認していたが、このデータベース上で一緒に見られようになり、使い勝手がいい。他方、レコード協会の原盤に関しては、委任状況の明確な情報が掲載されていないので、それはこれからの課題かと思う。
- インディーズの中には検索できる会社もあったし、できない会社もあった。その割合はわからないが、今後、システムをより拡充していただきたい。
- 利用の在り方については、1つの放送番組を DVD 化したり海外番販を行ったりする際など、検索数が少ない作業の時には使えると思う。ただし、常時同時配信の場合、膨大な数の番組を放送と同時に配信するものであり、本来放送では権利処理の必要がないので、配信のためだけに一曲一音源ずつデータベースを使って検索するのは現実的ではない。
- 原盤権の管理については、レコ協の送信可能化リストと照らし合わせないといけないのは不便なので、同一サイト上でうまくできないか。
- 楽曲のページから原盤情報が表示されるようになったが、画面上では3つまでし

か確認できず、結局 JASRAC のサイトで再検索しないといけないのが手間。

- 洋楽のシンクロ権処理が必要か否かを判断するために JASRAC が掲示している「放送番組・映画の二次利用ストリーム配信のための外国作品判定リスト」における判定結果もあわせて確認できないか。
- 信託状況の表示について、同一の楽曲で、JASRAC オリジナルのデータベースでは「不明」と表示されているのに、今回のデータベースでは「使用可能」と表示される場合がある。信託状況不明の場合は、「不明」と表示していただきたい。
- 「不明」と表示されているものには、料率が決まっていないため「不明」となっているもの、本当に「不明」なものなど、いくつかの種類が混在している。
- 楽曲のメロディは知っていても曲名がわからないときがあるので、そういう場合のために、楽曲の試聴ができると便利。
- 今後、配信で使用する楽曲数が増えたときのことを考えると、許諾申請機能も含める形に拡充できないか。

<著作権者不明等の場合の裁定制度に関する意見>

放送事業者から、現行の裁定制度では、申請中利用制度を活用して利用できるまでに一定の時間と手続が必要なので、放送と同時の番組配信の権利処理で活用することは極めて困難との意見が示された。

なお、文化庁からは、将来的な使用状況があらかじめ明確であれば、将来の分も含めて、まとめて申請することは可能との説明がなされた。

<拡大集中許諾制度に関する意見>

一部の権利者団体から、アウトサイダーへの対応策として、例えば拡大集中許諾の議論もあるのではないかと提起があった。

この点について、有識者からは、以下の意見が示された。

- 拡大集中許諾制度は、日本では、権利者側の組織率が低く、導入困難。
- 権利者団体による権利者の確定や探索等により加入率を高めていくと、拡大集中許諾制度を導入する道を開くことにもなる。

また、文化庁からは、以下の意見が示された。

- 拡大集中許諾制度の法的正当化については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。
- また、導入する場合の具体的な課題としても、拡大集中許諾については、団体の在り方（適格性・代表性・構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的な仕組み、著作権管理事業法と競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど多様な課題を有している。

<放送と同様の報酬請求権化に関する意見>

仮に放送と同様の報酬請求権とする法改正を行う場合、前述のとおりアウトサイダー間

題は生じないが、アに記載したとおり、関係者間で意見の相違が見られた。

ウ その他の主な意見

その他、①同時配信の前提となるビジネスモデル、②NHKの権利処理手続のルール形成が先行することによる民間放送事業者への影響、③ローカル局における権利処理への対応という、大きく3つの観点から以下の意見が示された。

<同時配信の前提となるビジネスモデルに関する考え方に関する意見>

放送事業者から、以下の意見が示された。

- 民間放送事業者各社は現状、同時配信を実施するか否か、また実施した場合に、どのような方針で行うのか判断していない。
- 仮に実質的な収入がなく、「放送の補完サービス」として実施するのであれば、権利処理においては「ゼロベース」とするなど権利者の協力をお願いしたい。
- 同時配信について社会的要請がある場合、権利とそれに伴う使用料の考え方を見直す必要がある場合には、現行の使用料規程の考え方についても考え直す必要があるのではないか。

これに対して、権利者団体から以下の意見が示された。

- ビジネスモデルが成り立つかどうかと、権利をゼロベースとするのかという議論は別にすべき。無権利と同等の状態にすべきという意見ならば話し合いはうまくいかなくなる。
- クリエイターにもビジネスモデルがあり、一方的にクリエイターの権利を制限せよという議論はおかしい。
- そもそも同時配信においてどのようなサービスを具体的に提供する計画であるのかを明示すべき。

<NHKの権利処理手続ルールの形成が先行することによる民間放送事業者への影響に関する意見>

民間放送事業者各社から、NHKが行う権利処理に関して以下の意見が示された。

- NHKの権利処理のやり方が業界全体の慣行とみなされることについて懸念するところであり、NHKにおいては、民間放送事業者各社との情報共有に加え、権利処理のルールの考え方に配慮すべき。
- NHKとの情報共有及び意見交換は必須であり、あらかじめ一定の仕組みを構築することが必要。

これに対しては、NHKからは、NHKと民間放送事業者では収入構造が異なることから、異なる権利処理手続ルールの形成もあり得るが、情報共有や意見交換を行っていくことは可能である旨発言があった。

<ローカル局における権利処理への対応に関する意見>

民間放送事業者各社及び（一社）日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）から、以

下の意見が示された。

- 民放連と権利者団体の協議に基づく包括的利用許諾契約等が成立するのであれば、民放連がローカル局の意見集約をすることが可能なので個別の事前調整は不要になるのではないか。
- 社内に権利処理専門の部署がない放送事業者もあり、アウトサイダーとの権利交渉ができるか疑問。
- 系列局のことも想定して検討を進めていきたい。
- 民放連では当面調査・研究を主眼としており、ローカル局が同時配信を行うと決めたときには民放連としてどのような対応が必要なのか検討することになる。

③ 実演分野における議論

ア 議論の背景

実演分野の権利処理に関しては、上記(1)②ウで記載したとおり、初回放送については、NHK・民間放送事業者共に、番組出演時に権利者と直接交渉を行っている。初回放送直後に行われる見逃し配信の権利処理については、NHKは番組出演時に権利者との直接交渉を行っているが、民間放送事業者はaRmaを通じた集中処理を実施している。同時配信については、テレビ番組の同時配信はいずれも実験段階であることから、現在aRmaでは正式に同時配信の権利処理を行っておらず、使用料規程にも同時配信に関する規定は設けられていない。

イ 同時配信において想定される権利処理方法の例に関する意見

実演分野に関して、初回放送及び見逃し配信における現行の権利処理実務を参考に、同時配信を将来的に実施すると仮定した場合に想定される権利処理の方法の例として、構成員等から、①初回放送の許諾取得時に直接交渉し許諾を得る方法、②aRmaを経由して許諾を得る方法が提起された。これに対して、それぞれ以下の意見が示された。

<初回放送の許諾取得時に直接交渉し許諾を得る方法に関する意見>

NHKの見逃し配信における権利処理実務と同様に、初回放送の許諾取得時に直接交渉し、同時配信についても許諾を得る方法について以下のとおり意見が示された。

NHKからは、放送番組を「全て」「同時に」配信するという常時同時配信の特性から考えると、初回放送の出演交渉と同時に同時配信の許諾を実演家から取得するのが現実的との意見が示された。

また、民間放送事業者各社からも以下の意見が示された。

- 同時配信の作業というのは、初回放送と数秒違いで同じタイミングで行うものであり、初回放送時における個別処理が望ましい。
- 同時配信の場合には、物量の問題、実務的な問題、権利者団体管理外の問題があり、やはり初回放送の出演時に同時に処理されるべきものであるという理解。そうではないと実現が非常に難しい。

これに対して、権利者団体からは、以下の意見が示された。

- 初回放送の出演交渉と同時に権利者から直接同時配信の許諾を得る方法に関しては、NHKの見逃し配信における許諾手続と同様に実施可能。
- 初回の出演契約に含めて交渉を行うようになった場合、現状でも放送の二次利用の際に問題となっているが、追加の支払いをせずに全ての権利を含めて対価を支払う「契約買い取り」のように、放送局が優越的な立場を利用して個別の実演家や事務所と交渉を行うという懸念がある。

＜aRma を経由して許諾を得る方法に関する意見＞

民間放送事業者における見逃し配信の権利処理実務と同様に、aRma を経由して同時配信の許諾を得る方法について以下のとおり意見が示された。

民間放送事業者各社から、以下の意見が示された。

- aRma のシステムは、映像コンテンツの二次利用の権利処理を目的として構築されており、全番組における常時の同時配信を想定した作りにはなっておらず、番組の処理手続の作業量を考慮した場合、放送局・aRma の双方ともに、aRma のシステムを通じて見逃し配信と同様の権利処理手続を行うのは、現実的には困難。
- 番組を選別して同時配信をする場合には、aRma 経由の処理が可能かもしれない。

これに対して、権利者団体からは、同時配信の権利処理を aRma で行う方法に関しては、同時配信は、直後か同時かのタイミングの違いはあれども早期の送信可能化権利処理であることに違いはなく、民間放送事業者の見逃し配信と同じやり方で権利処理を行うことは可能との意見が示された。

ウ 許諾の取得に関する主な意見（共通的な課題）

上記イで掲げられた同時配信において想定される2つの権利処理の例に際し、許諾の取得に関して、放送事業者から、以下の意見が示された。

- 民間放送事業者はビジネスモデルが決まっていないという大前提があり、それにより権利処理の手法は異なってくる可能性がある。
- 放送の出演時に同時配信についても許諾を得られればよいが、一方でネット配信について非常に管理の厳しいタレント事務所が存在することも事実。実演家の一人がNGを出せば、その番組全体の同時配信は不可能となることも想定される。同時配信の実現を推進するには、放送と同等と考えられる仕組みや法改正が望まれる。
- aRma 管理外権利者の権利処理も、放送出演の交渉と同時に同時配信の許諾を出演実演家から取得する方法がベストであり、個別の交渉で解決できると考える。

他方、権利者団体から、以下の意見が提起された。

- 初回放送番組における aRma 管理外権利者の権利処理は、出演時に可能であると思われる。

- 著作権法上、放送や送信可能化権が許諾権である限りは、許諾の可否がついて回るが、基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は、実際のところ考えにくい。
- NHK の試験的提供 B の配信できない理由の切り分けに違和感。実演家が問題となる部分は少なく、結局は対価の問題に収斂していくのではないか。
- NHK においては、試験的提供 B の結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。
- 実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。

エ 著作権者不明等の場合の裁定制度に関する議論

過去番組の同時配信については、出演時に許諾を得ていない場合、実演家から許諾を得ようとしても所在がわからず連絡することができないといった不明権利者の問題が生じる可能性がある。

不明権利者の問題に対しては、前述のとおり、裁定制度が存在する。以下、関係者からのヒアリングにより得られた実演分野における裁定制度に関する実務と、議論における主な意見を記載する。

a 著作権者不明等の場合の裁定手続⁴⁴

著作権者不明等の場合の裁定制度を利用するためには、権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行うことが必要になる。具体的には、①権利者情報を掲載する資料の閲覧（名簿・名鑑等の閲覧又はインターネット検索）、②広く権利者情報を有していると認められる者への照会（著作権等管理事業者等への照会及び関連する著作権団体への照会）、③公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ（日刊新聞紙への広告掲載又は著作権情報センターウェブサイトへの広告掲載）、という3つの要件を満たすことが必要である。なお、過去に裁定が行われたことのある著作物等については、文化庁ウェブサイトのデータベースを検索することで①及び②を省略することが可能となっている。

相当な努力をしたにもかかわらず、権利者と連絡が取れなかった場合には、文化庁に裁定申請を行うこととなる。申請をする段階で、利用者は「申請中利用」を希望するか否かを選ぶこととなり、現在ではほぼ全ての申請において申請中利用が行われている。

申請中利用を行う場合、裁定申請を行った後、申請に基づき、文化庁が担保金の金額を決

⁴⁴ ここでは、ほぼ全ての申請において利用されている「申請中利用」を活用した場合の手続について記載した。

定し、申請者に通知を行う。通知を受けた申請者は、最寄りの供託所に担保金の供託を行い、それ以降、申請中利用が可能となる。文化庁によると、申請者が申請書等を文化庁に提出してから著作物を利用可能となるまでに要する標準的な期間は、申請中利用を行う場合、約1～2週間とされている。

文化庁長官は、文化審議会に諮問して補償金の額を決定し、申請者へ通知を行う。補償金の額は、通常の使用料に相当する額とされており、著作物等の種類や利用方法、利用期間等によって異なるため、文化庁長官は申請のあった著作物等を利用する場合の一般的な利用料金等を参考に補償金額を決定する。例えば、実演の利用であれば、aRma等の使用料規程を参考に補償金額を算定することとなる。

申請中利用のために供託した担保金の額と、通知された補償金の額を比較し、両者が同額の場合には特段の追加手続は必要ないものの、補償金の額が担保金の額を上回った場合には、その差額を追加して供託する必要がある、逆に、担保金の額が補償金の額を上回った場合には、申請者はその差額を取り戻すことができる。

b NHKにおける著作権者不明等の場合の裁定制度の活用の実務

NHKは、過去番組のネット配信を行う際、実演家の所在がわからずに許諾が得られない場合、裁定制度を活用している。

(i) 裁定制度の利用の流れ

NHKは、過去番組のネット配信に関する実演家の権利処理を行う場合、まずはaRmaに二次利用申請を行う。aRmaは委任状況の確認を行い、委任契約がなく、かつ、所在が不明の実演家の場合、aRmaが不明権利者の探索業務を行う（詳細は後述）。aRmaによる不明権利者探索の所要期間は、約2週間から5週間となっている。次に、aRmaはウェブサイトにて不明権利者を探索している旨の掲載を1週間行う。aRmaの探索及びウェブサイトへの掲載により「相当な努力」の要件を満たすこととなる。

相当な努力要件が満たされた後、NHKは、裁定申請書、不明実演家のリスト、探索に関する疎明資料、使用料の計算式・リスト等を作成し、申請手数料を支払い、文化庁に対して裁定の申請を行う。この作業に約1週を要する。

続いて、裁定申請に基づき、文化庁において担保金の額が決定され、NHKに対して通知が行われる。これに基づき、NHKは法務局の供託所に供託を行うことで、裁定の決定前に申請中利用を行うことが可能となる。前述のとおり、裁定申請から申請中利用の開始までに1～2週を要する。

これらを合計すると、現行の手続上、NHKがaRmaへの二次利用申請を提出してから裁定制度の申請中利用を開始するまでに、約4～9週を要するとされている。

(ii) NHKにおける裁定制度の利用状況の現状と課題

NHKにおける裁定制度の利用状況は以下の表9のとおりである。

表 9 NHK における著作権者不明等の場合の裁定制度の利用状況 (2018 年 1 月時点) ⁴⁵

申請件数	ネット配信 16 件 (同番組の再申請含む。番組タイトル数 10) DVD化 18 件 (番組タイトル数 11)
不明実演家数 ⁴⁶	ネット配信 1,018 名 (1 申請当たり 64 名) DVD化 1,040 名 (1 申請あたり 58 名)
判明者数	40 名
1 人当たりの 初回担保金	1,647 円

NHK において、これまで裁定申請を行った著作権者等は、実演家のみであり、レコード製作者等について裁定申請を行った実績はないとのことであった。

また、NHK からは、裁定制度の課題として、以下の意見が挙げられた。

- 経費や手間を考えるとすべての番組について裁定制度を利用することは難しい。
- 権利者が判明しても還付手続きが煩雑なため、1 人当たりの補償金の額を考えると法務局に行って手続きをしてもらうことは難しい。
- 不明者が判明することは少なく、その結果補償金の多くが国庫に入ることとなり権利者のために活用される制度となっていない。

c aRma による不明権利者の探索

aRma は映像コンテンツに係る不明権利者の探索業務を行っており、NHK 等の放送事業者から業務委託を受けている。具体的な手続は以下のとおりである。

まず、放送事業者が過去番組の二次利用を行う場合、放送事業者から aRma に対して二次利用の仮申請が行われる。aRma は放送事業者から仮申請によって送られてきた実演家のリストを確認し、aRma の管理の有無について回答を行う。その後、放送事業者からの本申請時に、aRma 管理外の実演家について不明権利者探索の依頼があった場合に探索を開始する。

探索業務は、裁定制度の「相当な努力」の要件を満たす形で実施され、aRma のウェブサイトへの掲載も含め、14 日間で行われる。

探索の結果、権利者の連絡先が判明した場合、まずは aRma から権利委任の勧誘を行う。aRma が委任を取得できた場合、aRma 経由で二次利用の許諾を行うこととなる。この場合、aRma の委任範囲が拡大し、集中管理が促進されるという効果が生じる。他方、権利委任勧誘を行ったものの委任を得られなかった場合、aRma はその旨を放送事業者に通知し、その後、放送事業者から改めて権利者と交渉を行うこととなる。

⁴⁵ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第 13 回会合資料)。NHK 提出資料を基に作成。

⁴⁶ 最も不明実演家が多かった番組は「大河ドラマ 春の波涛」(昭和 60 年)の 160 名。

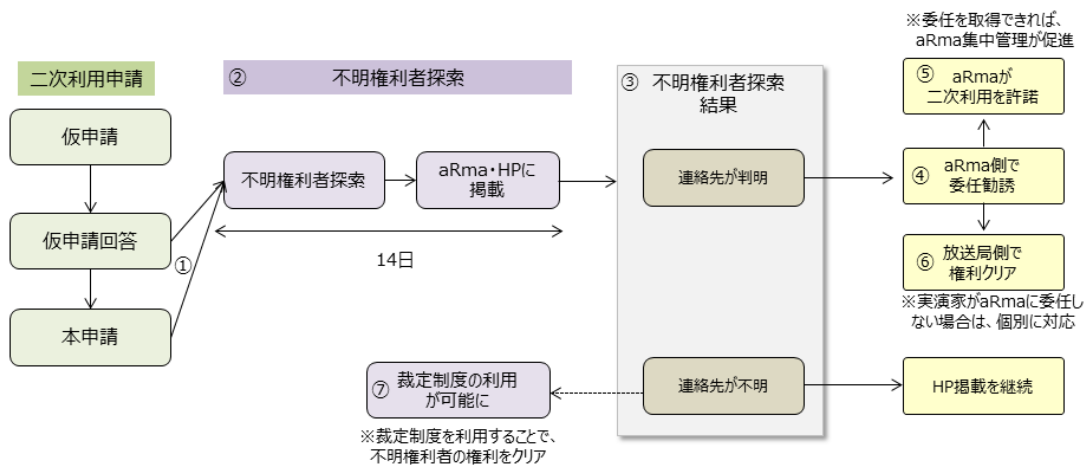


図 28 aRma による不明権利者探索の流れ⁴⁷



図 29 aRma ウェブサイトへの掲載⁴⁸

aRma による不明権利者探索のこれまでの実績は以下の表 10 のとおりである。

表 10 aRma による不明権利者探索の実績 (2018年2月15日時点)⁴⁹

探索実績人数	7,376人 (延べ人数)
aRma ウェブサイト掲載人数	3,015人 (名寄せした人数)

d 不明権利者への対応に関する主な意見

同時配信における不明権利者の問題について、放送事業者から以下の意見が示された。

- 過去番組の再放送を同時配信する場合、不明権利者の問題が発生する。ただし、実

⁴⁷ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。aRma 提出資料を基に作成。

⁴⁸ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。aRma 提出資料を基に作成。

⁴⁹ 事務局「権利処理タスクフォース検討結果」(第13回会合資料)。aRma 提出資料を基に作成。

際には、民間放送事業者では古いドラマを再放送するケースは稀ではないか。

- 再放送を同時配信する場合の許諾についても初回放送時の交渉時に含めることについては、権利処理の効率化からすると望ましいが、費用対効果のバランスや権利者側の意向もあるので、今の段階では何ともいえない。
- 仮に不明権利者等許諾が取れない出演実演家がいる場合はその番組は配信できなくなる（「フタかぶせ」になる）可能性がある。通常、再放送が決まってから放送＝同時配信までの時間があまりないことを考慮すると、例えば「同時配信を放送と同じ扱いとする」ような著作権法の改正も選択肢の一つとして考えるべきと考える。

他方、権利者団体から以下の意見が示された。

- 過去番組における管理外権利者の権利処理の場合、連絡先が不明のために許諾を取得できない可能性がある。
- aRma は、2011 年より裁定制度申請の要件を満たす不明者探索の業務委託を受けている。aRma による委任取得及び許諾、委任が得られない場合の放送局による個別の権利処理、最終的に連絡先が不明な場合における裁定制度の利用により、放送番組の二次利用の円滑化を実現している。
- NHK においては、試験的提供 B の結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。（再掲）
- 実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。（再掲）

④ その他の分野に関する意見

議論の中では、主な検討項目として挙げられた音楽分野及び実演分野以外の分野に関して、以下の意見が示された。

放送事業者から以下の意見が示された。

- 配信権を得ようとする高額な使用料の上乗せが必要になったり、権利保有者が放送権しか保有しておらず他に独占配信権を有する者があつたりする場合がある。
- 劇場用映画、テレビドラマ、写真、原作、絵画等のなかには、一部、権利者が放送権を保有していても配信権を保有していない場合や、配信権を第三者に独占的に付与していることから許諾できないということは十分にあり得るケースであり、こうしたケースは現行法では努力や金銭では解決できない問題。
- 写真や美術品、劇場用映画やスポーツイベントの放映権など、1 件 1 件について、

放送とは別途の権利処理が発生することを認識する必要がある。

- 音楽や実演分野は権利者団体による集中管理が進んでいるが、それ以外の分野では権利者団体がない場合もあり、個別処理が必要。仮に初回放送の段階で放送は許諾するがネットは許諾しないといわれた場合、そもそも放送でも使わなければよいという判断ができればよいが、どうしても使いたい場合に問題となる。また、この議論については、100%同時配信することが必ずしも前提ではないということにもかかってくる問題だと思われる。

他方、権利者団体や有識者から以下の意見が示された。

- 配信権などの問題は、著作権以外が原因なのではないか。
- 音楽や実演以外の分野における同時配信の権利処理について、新たに製作する番組に関しては、放送の許諾を得る際に、個別に同時配信の権利処理も行うことで十分対応が可能ではないか。
- 同時配信における権利処理全体を円滑に行うためには、音楽・実演以外の権利についても注意が必要だが、今回の議論にはそれらの分野における関係当事者が参加していないので、これ以上この場で議論するのは難しい。

(3) 今後の方向性に関する主な意見

関係者における議論の整理を踏まえ、今後の方向性に関して、構成員から以下の意見が示された。

① 音楽分野

ア 基本的考え方

音楽分野における権利処理の基本的考え方については、①放送や放送後のネット配信と同様に包括的利用許諾契約を活用する方法と、②レコード製作者等の権利について放送と同様の報酬請求権とする法改正を行う方法が提起された。それらを踏まえた基本的考え方に関する今後の方向性について以下の意見が示された。

- 現在、当事者間で包括的利用許諾が比較的うまくいっているという状況。他方で、これから民間放送事業者がどういったビジネスモデルで進めていくのかが明確ではない。制度改革も必要であれば検討しなければいけないと思うが、現状のスキームで進めていくことも両輪で考えて、現状うまくいっているところをうまく生かしながら考えていくということも現実的ではないか。
- 放送のコンテンツは、ネットで配信されることにより、幅広く公衆にコンテンツや実演を知ってもらう機会が増えていくことになり、クリエイターや実演家にとってメリットが大きい。次の創作や実演活動を継続させるためのインセンティブを確保するために、利用の報酬が適切に還元されるという仕組みを設けていくことが必要だが、他方で、許諾を受けること自体に対して必要以上にコストやリスクがある状態だと、利用されるコンテンツが限定的になってしまう。基本的な考え方と

しては、包括的利用許諾契約を管理事業者等と進めていき、アウトサイダーを減らしていくという方向が望ましいのではないかと。

- 包括的利用許諾契約のような包括的な手法は非常に重要であり、これがまずうまくいくようにしていくことが大事。

イ アウトサイダーへの対応

包括的利用許諾契約を活用する場合に生じるアウトサイダーの対応に関する今後の方向性として、①権利者団体による管理範囲の拡大・権利情報の集約化、②著作権者不明等の場合の裁定制度の活用、③拡大集中許諾制度の導入の3つの方策が提起された。これらの点に関して以下の意見が示された。

<アウトサイダーへの対応全般に関する意見>

- 現時点では、本当に民間放送事業者がサービスを進められるのかどうか曖昧なところもあるので、差し当たっては、アウトサイダーが本当にどれほどの影響を与えているのかについてしっかり調べるところから進めていくのがよいのではないかと。
- 文化庁の取組で、オーファンワークスに対する制度は充実してきているが、裁定制度など、ある程度時間がかかるものについては、ネットでの配信については利用できる局面が限られてしまうので、引き続き、アウトサイダーの分析とアウトサイダーの性質に応じた対応の検討を進めていくことが必要。

<権利団体による管理範囲の拡大・権利情報の集約化に関する意見>

- JASRAC のようにデータベースが充実していて、どのコンテンツを幾らで利用することができるのかといったことが事前に十分予測ができ、それに基づいて、ビジネスモデルを組み立てることができるという仕組みは、利用者にとって非常にありがたいもの。JASRAC 並みの権利情報データベースが全ての分野で整っているという状態ではないので、権利の集中管理を進めるとともに、データベースのような形で、管理されているコンテンツが利用者から確認できる仕組みを充実させていく方向で関係者のご努力をお願いしたい。当然、労力やコストもかかるので、必要に応じて国の支援も行うべき。
- 使用許諾が確認困難・不可能という問題に対して、どう仕組みをつくっていくのかということが重要。日本レコード協会はもともとそういう組織ではないと思うが、原盤権について、JASRAC 的なデータベースを構築し、ここで一括して処理を行うのが理想的だと考えている。システム構築にあたっての費用の問題がかなり大きいと思われるが、何かしらの仕組みの必要性を強く感じている。
- 文化庁の権利情報データベース整備に関する「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、コンテンツの円滑な流通のために重要であり、アウトサイダーを減少させることに対して有効である。
- 権利情報データベース整備は、実証事業として財政的な支援がある間だけでなく、

将来的にも永続して管理楽曲を集中管理できる仕組みにしていくことが必要。

- 権利情報データベースが利用者側である放送事業者にとっても使い勝手の良いものとするため、使い勝手を検証し、データベースへの要望を伝える等、放送事業者の協力が必要。
- 権利情報データベースの整備によって、すべてのクリエイターに利益が還元されることは、コンテンツの製作者だけでなく、利用者にとってもよい取組。
- アウトサイダー対策などレコード協会の積極的な取組姿勢については評価すべき。

<著作権者不明等の場合の裁定制度の活用に関する意見>

- 裁定制度を利用する場合に、処理時間が足りないという点が課題に挙げられていたが、その問題を解決するための方策が必要ではないか。
- 制度は改良されているということなので、実務的に可能な仕組みは積極的に利用していき、それで足りない部分は何なのかについて絶えず検証することが大事。

<拡大集中許諾制度の導入に関する意見>

- コンテンツの利活用やネットにおける流通促進という観点からは、権利処理が集中しているほうが望ましく、包括許諾の形をよりスムーズにしていくには、拡大集中許諾の議論を進めていただきたい。放送コンテンツに限らず、ネット発のコンテンツも多数存在しており、ネットでの動画系コンテンツの活性化や利用機会の拡大という意味でも、拡大集中許諾制度の検討は有用ではないか。特に、アウトサイダーや権利者不明なものを個別に調べるのは非常に時間がかかり、コンテンツの利用という観点からは、一種の制約になりかねない。
- 拡大集中許諾制度については、さまざまな課題もあるので、課題に一つ一つ取り組んでいくことが必要。
- 拡大集中許諾制度の導入については、文化審議会でも審議が行われているが、課題も多く、少なくとも2年から3年の検討が必要と考えられ、ハードルが高い。
- 権利処理について考える際には、ビジネスモデルを決めるのが先決であるという点は理解しつつ、いざビジネスモデルが決まってサービスが動き出す際に支障になるものがあってはいけないという観点から、権利処理について課題解決の方策を検討してきた。その中でも、アウトサイダーについては問題として残ってしまうので、ビジネスモデルが決まっていない段階でも同時並行で、拡大集中許諾制度など、代替となる制度を今の時点から作っていくことが必要であり、すぐに活用できるよう事前準備をしておくことが審議会の使命ではないか。レコード協会の取組や文化庁の実証実験を進めていただき、制度設計できる形まで高めてほしい。
- 放送事業者には少しでもフタかぶせや差し替えをなくそうという思いがあり、それを達成するための手段として、拡大集中許諾制度の利用が考えられる。レコード協会が努力して委任範囲を拡大していくことと拡大集中許諾制度の導入は両輪の

ように考えている。文化審議会における拡大集中許諾制度の議論状況は尊重するとしても、当審議会としては、拡大集中許諾制度の導入を諦めるということではなく、積極的な活用も図るべきだと提言していくべきではないか。

- 文化審議会では、拡大集中許諾制度ありきということではなく、制度としてどのような形がありうるかについて、個別の具体的な事例やニーズの存否・内容等を踏まえて検討する必要がある、抽象論では検討は進まない、という議論があった。当審議会においても、現実モデルに近い実証実験で具体的な論点を抽出する必要性や、現状の NHK の試験的提供において具体的な課題の抽出がどこまでできているのかという問題提起があったが、権利処理に関して具体的にどの点について課題があり、クリアしていかなければいけないのかが浮き彫りになってから初めて具体的な方法論が次の検討課題として出てくるのではないか。

② NHK における試験的提供の結果分析

NHK における試験的提供の結果分析に関して、以下の意見が示された。

- 同時配信における権利処理については、図上演習の段階であり、今はまだ検討の端緒に着いたところ。それゆえ、今後、NHK の試験的提供 B は大事な役割を果たすと思われる。
- 許諾が得られなかった理由を詳しく教えていただきたい。それによって、権利者団体側の取り組み方が大きく変化すると思う。
- 実証データをベースにして、しっかりした議論により問題点が浮き彫りになるような実験をお願いしたい。
- もう少し詳細なデータを開示したり、足りないデータを収集するなど、今回の議論を踏まえて次回の実験を行っていただきたい。
- NHK の試験的提供 B は、試験であり、無償が前提なので、使用料請求があった場合は配信できないものとして分類されるが、権利者からネット配信許諾を得られないといった場合に、それは使用料がないから許諾をしなかったのか、あるいはネットに流すこと自体がだめなのかについては、この数字からはわからないので、その点については切り込む必要があるのではないか。
- NHK の調査では、権利者等からネット配信の許諾は得られなかった割合は、時間ベースで 1.7%、番組数ベースで 0.8%であり、それ以外の配信権なし、外部調達、購入番組等が原因の方が大きな比重を占めていることからすると、制度を変えても円滑な配信はできないということであり、近視眼的に、著作権が原因で円滑な配信サービスができないという発想は転換したほうがいいのではないか。
- 権利者団体からは「基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は実際のところ考えにくい」という意見があったが、他方で、NHK の調査では、「権利者等からネット配信許諾を得られず」というケースが時間ベースで 1.7%あったとされ

ており、結局この数値は何なのか疑問。もしネット配信に反対する権利者がいるとすれば、それはどういう理由なのかについては詳細を知りたいので、何らかの調査を期待。

- NHK の試験的提供 B については、配信許諾を得られなかったケースが十分に解明されていない。使用料を支払えば配信可能であったのかなどについて、次回の試験的提供の際に質問に盛り込むなどして、詳細な結果を共有していただくようお願いしたい。
- NHK は、権利者に対して有償で実験することは考えていないとのことだが、実験であっても対価を請求することは当然のことであり、再度検討していただきたい。
- 知的財産権が市場で取引される場合、対価の有無が重要。NHK の試験的提供 B は対価を支払うことを前提としておらず、市場取引を無視している。対価を払うという前提で双方の合意により許諾が得られるというのが原則であり、その原則から外れたデータでは、契約の原則の例外を作ろうという議論の材料にはならない。
- 円滑な権利処理のためには、まずは包括的に、合意のとり方の合理化を考えていく。それでも足りない場合に、例外的な措置を作ることになるが、その必要性は何か、根拠は何か、生じる不利益をどうやって最小化するか、例外の限界はどこかといった点についてしっかりと議論しなければいけないが、そのためのデータがそろっていないし、その点を詰めていかないと権利処理について十分な方策は検討できない。(再掲)

これに対して、NHK からは、試験的提供において使用料支払いの可能性も含めて交渉することは以下の理由から適当ではないとの意見が示された。

- NHK がテレビ放送番組の常時同時配信を実施するためには放送法改正が必要だが、それが実現する場合に制度上どう位置づけられるのかは不明であり、したがって、現段階では具体的なサービスの内容や仕組みは決まっていない。
- 一方、一般論として考えても、何らかの追加的なサービスの開始に際して権利者と交渉する場合には、新たなサービスについてきちんとご説明した上で、既存サービスに関するルールとの接合等も意識しながら丁寧に協議を進めていくことが必要になる。さらに、許諾を得られるかどうかは、使用料の多寡によって大きく左右される。サービスの内容や仕組みが確定していない段階では、実質的な協議は到底できない。
- したがって、現時点で常時同時配信についての交渉を行い得ないことは言うまでもないが、それに向けた試験についても、仮に使用料を支払うことも含めた交渉を行えば、その結果が権利者との間で先例となるおそれがあり、サービスの詳細が決まった段階での合理的なルール形成には役立たないばかりか、その妨げになりかねないとする。
- 試験的提供において同時配信のためのお支払いはしないという方針は、将来の交

渉への影響に十分留意しているがゆえのものであり、NHKとしては、試験的提供に際して使用料をお支払いしたり、そのための交渉を行ったりする考えはない。

③ 継続的な検討体制の構築の必要性

継続的な検討の必要性について以下の意見が示された。

- 同時配信のビジネスモデルに関する前提条件が分からない中で図上演習を実施してきたが、議論の中では図上演習が故の限界もあった。今後、前提条件が変化したり明確になった場合には、再度、検討を行っていく体制や情報共有をしていく場が必要となる。
- NHKの実験の方向性や民間放送事業者各局のビジネスモデルは未定でありこれから検討していくことからすると、方向性について一義的な決め方はできない局面であることから、それらをひとつずつ進めていくために、協議の場や情報共有の場を設けていただきたい。
- 最終答申の後も、同時配信の権利処理に関して、状況の変化に応じ、連続性を持って利害関係者が協議できるような、持続的な体制の構築が必要である。
- 権利処理については、議論の中で深掘りをして、いくつかの方法論が挙げられた。今後は、現実のモデルに近い実証実験を行い、踏み込んだやり方で権利処理の論点を抽出することが必要ではないか。
- 今後、継続的な検討体制が残るようであれば、放送事業者からその後の具体的なビジネスモデルが出てくると思うので、それについて説明を受けて、権利者側からも委任範囲拡大のための取組を説明して、それでも追加の施策が必要であるならば、そのときに検討していくという進め方が望ましいのではないか。

(4) 今後継続して取り組むべき事項

上記の意見を踏まえ、今後、関係者間において以下の事項について取り組むことが適当である。

① 基本的考え方

著作物等を数多く含む放送コンテンツの流通促進のためには、権利者と利用者が向き合い、権利の保護と利用のバランスが適切に図られた権利処理手法を形成することが重要である。

しかし、同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、想定される権利処理手法の選択肢と課題の抽出については一定程度議論の中で整理されたものの、関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である。

したがって、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と

権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。

② 音楽分野における対応

音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。

③ 継続的な検討に向けた体制の整備

上記①で述べたとおり、同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。

具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。

さらに、音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要であると考えられる。

なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。

2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

(1) 中間答申後における取組

① 中間答申において示された取組の方向性

同時配信をはじめとする放送コンテンツの二次利用の更なる展開に期待が寄せられている中で、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上を図る観点から、製作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を確保していくことが重要になっている。その一方で、放送コンテンツの製作取引の実態を見た場合、総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査（以下「総務省フォローアップ調査」という。）によれば、放送コンテンツの製作取引について、放送事業者と番組製作会社の認識に相違がみられるところであり、まずは、対話・情報共有を通して双方が共通の認識に立った上で、放送事業者と番組製作会社がイコール・パートナーとして、共通の目標に向けて取組を進めることが必要である。また、放送コンテンツの製作取引の実態把握については、引き続き、行政が中心となって継続的に現状の把握に努めるべきであり、業種特性に起因する課題に対しても、行政が中心となって、引き続き、必要に応じて対応していくことが適当である。

このような基本的な考え方のもと、中間答申において、以下の3点について、「今後取組むべき事項」として提言を行った。

ア 民間主体の継続的な対話・情報共有の場の設置

中間答申の審議の過程では、放送コンテンツの製作取引について、放送事業者と番組製作会社の認識に相違がみられることから、業界団体及び関係企業の対話・情報共有を図り、双方の合意のもと、適正取引の推進に資する民間主体の継続的な取組を推進していくことが適当であると意見が提起された。この点については、2017年6月27日に、民放連及び（一社）全日本テレビ番組製作社連盟（以下「ATP」という。）を共同事務局とし、学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等の7団体により構成される「放送コンテンツ適正取引推進協議会⁵⁰」（以下「推進協議会」という。）が設立された。

中間答申においては、民間主体で設立された推進協議会における取組が真に実効性のあるものになるよう、関係者が一体となって推進計画（自主行動計画）を作成し、自らフォローアップしていくことによって、具体的な施策が計画的に実施されることを期待するとの提言を行った。また、推進協議会の活動が継続的・効率的に行われていくよう、実施した施策についての事後検証が必要であるとの考えを示し、推進協議会の取組の実施状況や事後検証の結果等について、引き続き、当審議会への報告を求めるよう提言を行った⁵¹。

⁵⁰ 推進協議会の設立及び活動内容に関しては、

民放連ホームページ（<https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba102514>）及び ATP ホームページ（<http://www.atp.or.jp/rights/propulsion.php>）等に掲載されている。

⁵¹ 中間答申 66-67 頁

イ 「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン」の対象となる者の範囲拡大
中間答申において、「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン⁵²」（以下「総務省ガイドライン」という。）の対象となる放送事業者は、放送コンテンツの製作取引の実態を反映して、地上テレビジョン放送を行う基幹放送事業者だけでなく、衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者も総務省ガイドラインの対象として取組を行っていくことが好ましいとの考えを示した。その上で、放送コンテンツの適正な製作取引の推進をより実効性のあるものとするため、今後、衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者を総務省ガイドラインの対象に加えることが適当であるとの提言を行った。

ウ 業種特性に応じた個別課題への対応

中間答申においては、適正な製作取引に向けた取組の前提となる現状の把握、又は取組の効果を検証するための指標として、行政による中立的な立場からの定期的な調査を継続して実施し、その内容を公表することが必要であるとの提言を行った。また、業種特性に起因する課題への対応については、放送コンテンツ分野に専門的知見を有する有識者等で構成される総務省の検討会において必要に応じて検討を実施することが適当であるとの提言を行った⁵³。

② 行政における取組

ア 総務省における取組

(i) 総務省ガイドラインの対象拡大

中間答申での提言を受けて、総務省において、総務省ガイドラインの対象となる者の範囲の拡大のための総務省ガイドラインの改正が行われた。具体的には、2017年7月21日に、「本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とする。」を主な内容として、総務省ガイドラインの改正が実施された⁵⁴。これにより、地上テレビジョン放送、BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等、テレビジョン放送を行うすべての放送メディアが総務省ガイドラインの対象となり、適正な製作取引を推進していくための取組体制が整備された。

(ii) 総務省フォローアップ調査の実施

総務省では、最新の放送コンテンツの製作取引の状況の把握を目的に、2015年度から三年連続して総務省ガイドラインのフォローアップ調査を実施している。2017年度は、2017年1月1日から同年12月31日までの製作取引を対象として、同年12月11日から2018年

⁵² 中間答申 68 頁

⁵³ 中間答申 68-69 頁

⁵⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/140310_01.pdf

1月31日までの間、アンケート形式により書面調査を実施し、その調査結果が2018年5月31日に公表された⁵⁵。

(iii) 総務省ガイドラインの講習会の開催

総務省は、中小企業庁との共催で、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）を専門とする弁護士を講師として、放送事業者及び番組製作会社を対象に、総務省ガイドラインの講習会を全国各地で順次開催している。2016年度は、札幌市、東京都、名古屋市において合計8回開催、2017年度は、仙台市、大阪市において合計7回開催し、放送事業者及び番組製作会社から、のべ350名以上の参加があった。

当該講習会では、下請法及び独占禁止法を専門とする弁護士から、下請法等の概要や留意すべき取引事例等の説明、望ましい取引慣行（ベストプラクティス）の紹介、総務省ガイドラインに関する解説を行っている。特に、放送事業者対象の講習会では、下請事業者との取引において守るべき4つの義務として、①発注書面の交付、②下請代金の支払期日、③取引に関する書類の作成・保存、④遅延利息の支払等を中心に説明・解説を実施している。また、番組製作会社対象の講習会では、「こんな事例はありませんか」として、①発注書、契約書の交付や交付時期に関する問題事例、②支払期日の起算日に関する問題事例、③買ったたきや不当な経済上の利益の提供要請等に関する問題事例等を中心に、事例の紹介や解説を行っている。

イ 政府全体における取組

(i) 放送コンテンツの製作取引適正化に関連する政府決定

放送コンテンツ分野を含む取引適正化については、以下のとおり、複数の政府決定等において取組等が掲げられており、重要な政策課題と位置づけられている。

○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

第3章 生産性革命

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命

(3) 下請取引適正化に向けた取組拡大

適正取引や付加価値向上の浸透・徹底を図るため、下請法運用基準の改正、下請代金の現金払い原則化の要請及び業種別自主行動計画の実施状況などの的確なフォローアップを行う。また、これらを踏まえた改善状況の大規模調査（6万社超）を本年度中に実施するとともに、下請Gメンによる聞き取り調査（2千社超）等を行い、必要に応じて自主行動計画の

⁵⁵ 総務省「『放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン』平成29年度フォローアップ調査結果の公表」（2018年5月31日報道資料）http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000087.html

見直しなどを、年度内を目途に要請する。併せて、自主行動計画や下請ガイドラインの策定業種の拡大（自主行動計画：8業種→12業種）を図る。

○「産業競争力の強化に関する実行計画（2018年度版）」（平成30年2月6日閣議決定）（抜粋）

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命

（3）下請取引適正化に向けた取組拡大

中小企業・小規模事業者が生産性向上に取り組む際、取引先の大企業からの理解・協力、連携も必要である。下請取引適正化を徹底して進め、サプライチェーン全体の付加価値・生産性向上を目指す。

施策項目

下請取引適正化に向けた取組拡大

施策の内容及び実施期限

適正取引や付加価値向上の浸透・徹底を図るため、下請法（昭和31年法律第120号）運用基準の改正、下請代金の現金払い原則化の要請、業種別自主行動計画の実施状況などの的確なフォローアップを行う。また、これらを踏まえた改善状況の大規模調査（6万社超）を平成29年度中に実施するとともに、下請Gメンによる聞き取り調査（2千社超）等を行い、必要に応じて自主行動計画の見直しなどを、平成29年度内を目途に要請する。あわせて、自主行動計画や下請ガイドラインの策定業種の拡大（自主行動計画については8業種→12業種）を図る。

担当大臣

内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

○知的財産推進計画2018（2018年6月12日知的財産戦略本部決定）（抜粋）

3. 工程表（2）「知的財産推進計画2017」からの継続項目

86 下請取引における知財の取扱いの適正化の推進

・「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。（短期・中期）

130 コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化

・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの

普及・啓発を進める。(短期・中期)

○未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—(2017 年 6 月 9 日閣議決定) (抜粋)

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1, (2) i)

・昨年 12 月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(略)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請Gメンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。(略)

(ii) 下請等中小企業の取引に関する業種横断的な取組

放送コンテンツの製作取引を含む下請等中小企業の取引に関する業種横断的な取組として、2015 年 12 月 21 日に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」が設置され、2017 年 7 月 27 日までの間、合計 13 回開催された。同会議での決定事項等は、2017 年 8 月 31 日に設置された「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議⁵⁶⁾」に引き継がれた。同会議は、より広く取組の範囲を広げ、「中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、取引条件の改善、最低賃金引き上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、中小企業・小規模事業者の活力向上を目的」として設置されている。

これらの関係省庁連絡会議のもと、具体的な取組として、様々な業種の取引条件改善を目的とした対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)⁵⁷⁾」(2016 年 9 月公表)に基づき、2017 年 3 月末までに自動車や電機・情報通信機器など 8 業種 21 団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」が策定された。2017 年 5 月には、中小企業庁が、自主行動計画のフォローアップ指針を発表し、この指針に基づき、自主行動計画策定の各団体においてフォローアップ調査が実施された。また、中小企業庁は、2017 年 4 月から、全国に 80 名規模の下請Gメンを配置し、年間 2,000 件以上の下請中小企業のヒアリング調査を実施するとともに、2017 年 12 月には、自主行動計画策定の各団体が実施した自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Gメンによるヒアリング調査の結果をとりまとめて公表した⁵⁸⁾。さらに、中小企業庁は、両調査結果の突き合わせを行い、改善の動きが鈍い業種については、2018 年 1 月以降、更なる取組を要請している。加えて、自主行動計画の策定業種の拡大(機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業)にも取

⁵⁶⁾ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/

⁵⁷⁾ 経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」(2016 年 9 月 15 日)
<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915002/20160915002.html>

⁵⁸⁾ 中小企業庁『未来志向型の取引慣行に向けて』に関するフォローアップ調査の結果をとりまとめました(2017 年 12 月 21 日) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/171221mirai.htm>

組んでいる⁵⁹。

③ 民間主体における取組

ア 推進協議会における取組

2017年6月27日に、「業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的」として、民間主体による推進協議会が設立された。推進協議会には、その構成員として、学識経験者をはじめ事務局を務める民放連及びATPのほか、放送事業者側としてNHK、(一社)衛星放送協会及び(一社)日本ケーブルテレビ連盟が、番組製作会社側として(一社)全国地域映像団体協議会(以下「全映協」という。)及び(一社)日本動画協会(以下「動画協会」という。)が参加し、業界の主要団体が参画している。また、行政側からは、推進協議会の取組を支援していく立場から、オブザーバーとして総務省が参加している。

推進協議会は、2017年9月19日に第1回の協議会を開催し、試行的に2017年度(下半期)の推進計画を策定し、同年10月10日に当審議会へ報告を行った。また、2018年度においても、2017年度(下半期)の推進計画を1.5か年計画として基本的に継続して適正取引の推進に取組むこととし、2018年4月6日の第2回推進協議会において、2018年度の推進計画が策定・公表された⁶⁰。

⁵⁹ 2018年版中小企業白書(2018年4月20日)をもとに作成。

⁶⁰ 推進協議会の推進計画に関しては、民放連ホームページ(<https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba102514>)及びATPホームページ(<http://www.atp.or.jp/rights/propulsion.php>)等に掲載されている。

目的

業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的とする。

名称

本会の名称は「放送コンテンツ適正取引推進協議会」とする。

組織体制

学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成し、(一社)日本民間放送連盟及び(一社)全日本テレビ番組製作社連盟を共同事務局とする民間主体の推進協議会として設置する。なお、オブザーバーとして関係行政機関が参加する。

活動内容

- (1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み
- (2) 推進計画の作成
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

協議会の開催状況

平成29年4月17日	設立準備会合
平成29年6月27日	設立総会
平成29年9月19日	第1回協議会
平成30年4月6日	第2回協議会

【構成員】

- 学識経験者
 - ・内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- 放送事業者側
 - ・(一社)日本民間放送連盟
 - ・日本放送協会
 - ・(一社)衛星放送協会
 - ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 番組製作会社側
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟
 - ・(一社)全国地域映像団体協議会
 - ・(一社)日本動画協会
- オブザーバー
 - ・総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課
- 事務局
 - ・(一社)日本民間放送連盟
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟

【協議会「推進計画(平成30年度)」の主な内容】

- 1 受発注双方が活用できるテキストの作成・頒布
- 2 研修会・説明会の実施
- 3 ベストプラクティスの収集・共有
- 4 協議会「推進計画(平成30年度)」のフォローアップ

図 30 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の概要

推進協議会の2018年度の推進計画は、大きく以下の5つの項目から構成され、これに従って、同協議会が適正取引の推進に向けて取組んでいる。

○「平成30年度推進計画」(2018年4月6日放送コンテンツ適正取引推進協議会)

(1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み

(取組み事項)

- 構成団体傘下の事業者等の全体で法令やガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進する。
⇒協議会には放送事業者、番組製作会社、双方の主要な団体が参加しています。そのメリットを生かし、下請法や独占禁止法などの関係法令と、総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を構成団体傘下の事業者等の全体に普及させるための活動を行います。
- ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図る。
⇒ガイドライン等が遵守され、適切に履行されるためには、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化が図られることが重要です。協議会の各構成団体では、そうした認識のもとで傘下の事業者等にガ

イドライン等の周知を図ってまいります。

- 構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図る。

⇒毎年度実施される総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる、有用な情報といえます。

⇒その一方で、仮に、各事業者が調査への回答を行う際に、ガイドライン等の内容を正しく理解しておらず、設問に対して正確に回答できない場合には、回答の精度が確保できず、調査の信頼も損なわれかねないことにも繋がります。そのためにも、ガイドライン等の内容を周知徹底することにより、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。

⇒また、構成団体傘下の事業者等ではない総務省フォローアップ調査の対象事業者に対しても広く同調査を周知し、回答率の向上を図ることで、幅広く番組製作会社の実態が把握できるとともに、より実態に即した調査となることが期待されます。

(研修会の開催)

- 前記の事項を達成することを目的に、東京、大阪での研修会開催を準備する。

- 研修会を地方で開催するため所要の準備を行う。

⇒業界全体への普及促進策の浸透に向けて、協議会として研修会の開催について準備を進めてまいります。地方での開催も計画していきます。

(ガイドライン等の普及、啓発)

- 業界全体への効果的な普及、啓発のためのツール作成を検討する。

⇒上記の活動を浸透させていくためには、協議会の取り組みについて取引現場の実務担当者の方々に関心を持っていただくことが重要です。ガイドライン等と協議会の認知を上げていくためのツール開発も、協議会の重要な活動と考えています。

(2) 研究教材等の開発・提供、説明会の実施

(「協議会テキスト」の作成・頒布)

- 構成団体が作成している既存のテキストをもとに、本協議会ならではの簡便で親しみやすい内容のテキストを作成・頒布し、研修会・説明会等の教材として活用する。

⇒協議会では、構成団体傘下の事業者等の全体にガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進し、放送事業者と番組製作会社の双方で、それらの内容についての認知や認識がそろい、実務の均一化を図ることを重要な取り組みと位置付けています。そのためには、相互理解の増進にポイントを置いた協議会ならではの簡便で親しみやすい内容のテキストを作成・頒布し、受発注双方の現場で使用するとともに、研修会や説明会の教材として活用していく予定です。

(3) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール共有

- 構成団体、総務省、公正取引委員会、中小企業庁が主催する研修会等のスケジュールを

把握し、整理したうえで、本協議会の研修会を適切な時期に開催するとともに、構成団体傘下の関係者に対して、各研修会の年間を通じての開催情報を提供し、参加機会の向上に資する。(前記(1)および(2)参照)。

⇒下請法や独占禁止法等に関する研修会や説明会は、協議会の構成団体をはじめ、関係省庁なども含めて、さまざまな機関で実施されています。外部機関が実施している研修会等では、内容が必ずしも情報成果物作成委託や番組製作に関わる役務提供委託に特化されたものではないものが多いことや、開催時期や開催場所がワンストップで情報収集できないことなどから、日常の業務が多忙なスタッフにとっては、事前の日程調整が難しいなどの面がありました。協議会では各機関の研修会等の開催スケジュールを情報提供し、より希望者が参加しやすい環境を整備してまいります。

(4) ベストプラクティスの収集・共有

●総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、相互理解を深化させ、適正取引の一層の推進を図る。

●放送事業者側と番組製作者側の双方におけるベストプラクティスを収集する。

⇒総務省のフォローアップ調査の結果は、放送事業者、番組製作会社の双方にとって、それぞれの業界内でのガイドライン等の認知度や法令等の遵守、履行の状況が的確に把握できる有用な情報ですが、それも、実態に即した回答がなされてこそのことといえます。そのためにも、ガイドライン等の周知徹底により、ガイドライン等に対する認知や認識、実務の均一化を図ることが重要です。また併せて、総務省フォローアップ調査の結果にみられる下請法の取引の現状に対する放送事業者側と番組製作者側の意識と回答数値の差の所以を探り、協議会においても忌憚のない意思疎通が行われることで、いっそうの相互理解の深化と適正取引の推進が期待されます。

(5) 推進計画のフォローアップ

●推進計画の実施後、適宜フォローアップを行う。

⇒協議会では以上の取り組みについて、準備の整ったものから順次進めることとし、次年度以降、適宜フォローアップを行って参ります。

イ 放送事業者及び番組製作会社における主な研修会・講習会の実施状況

放送事業者において、NHK では、「業務委託説明会」(下請法関連を含む)を、NHK 職員、NHK グループの委託業務担当者を対象に開催しており、下請法・独禁法の勉強会を、委託業務担当者に加え、提案採択部局や地方局でも開催している。また、民放連では、会員社を対象に開催している「著作権研修会」で番組製作に関わる契約実務と法令について解説する講義(下請法関連)を設けて取組を実施している。

番組製作会社において、ATP では、ATP メディア委員会等において、ATP 会員社を対象に、下請法関係の講義を開催している。また、全映協では、地方都市で研修会を開催しており、

平成 29 年度は仙台市において、総務省及び中小企業庁との共催で取組を実施している。

(2) 製作取引の現状と課題（総務省フォローアップ調査（2017 年度）からの分析）

① 総務省フォローアップ調査（2017 年度）への回答状況

総務省フォローアップ調査は、総務省ガイドラインのフォローアップとして、定期的に、放送コンテンツの製作取引状況について調査を実施しており、2017 年度においては、放送事業者 583 社、番組製作会社 1,164 社の合計 1,747 社を対象としてアンケート形式による書面調査が実施された。

当該調査に対して、放送事業者 457 社（回答率 78.4%）、番組製作会社 265 社（回答率 22.8%）から回答があった。このうち、番組製作会社からの回答は、いずれの業界団体にも属していない業界団体未加盟者（番組製作会社）からの回答が 136 社あり、番組製作会社からの回答の半数以上（51.3%）を占めている。

表 11 総務省フォローアップ調査（2017 年度）への回答状況

・放送事業者からの回答状況

放送メディア別	対象社数	回答数（回答率）
放送事業者	583 社	457 社（78.4%）
地上基幹放送事業者 （テレビジョン放送を行う者）	128 社	121 社（94.5%）
衛星系放送事業者	88 社	61 社（69.3%）
ケーブルテレビ事業者	367 社	275 社（74.9%）

・番組製作会社からの回答状況

業界団体等別	対象社数	回答数（回答率）
番組製作会社	1,164 社	265 社（22.8%）
（一社）全日本テレビ番組製作社連盟	126 社	36 社（28.6%）
（一社）全国地域映像団体協議会	163 社	60 社（36.8%）
（協組）日本映像事業協会	129 社	35 社（27.1%）
（一社）日本動画協会	60 社	16 社（26.7%）
団体未加盟	725 社	136 社（18.8%）

※複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数 39 社、回答社数 18 社

② 製作取引の実績

調査対象期間中（2017 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に放送コンテンツ製作取引

を行った放送事業者は、72.6%となっており、放送メディア別では、地上基幹放送事業者（テレビジョン放送を行う者）が100%、衛星系放送事業者が77.0%及びケーブルテレビ事業者が59.6%となっている。いずれの放送メディアにおいても、放送コンテンツの製作委託の実績が2016年度に比べて上昇している。番組製作会社においては、放送コンテンツの製作委託の実績が81.9%となっており、おおむね2016年度の調査結果と同様の結果となっている。

表 12 製作取引の実績

放送事業者	72.6%	番組製作会社	81.9%
（地上基幹放送事業者	100.0%	（地上基幹放送事業者と製作取引があった	91.2%
（衛星系放送事業者	77.0%	（衛星系放送事業者と製作取引があった	33.6%
（ケーブルテレビ事業者	59.6%	（ケーブルテレビ事業者と製作取引があった	20.7%

③ 総務省ガイドラインの認知度

総務省ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で94.2%であり、2016年度の91.7%に比べて上昇している。このうち、放送事業者における総務省ガイドラインの認知度は、96.4%となっており、放送メディア別では、地上基幹放送事業者（テレビジョン放送を行う者）が100%、衛星系放送事業者が97.9%及びケーブルテレビ事業者が93.3%となっている。いずれの放送メディアにおいても、総務省ガイドラインの認知度が2016年度に比べて上昇している。同様に、番組製作会社においても、総務省ガイドラインの認知度が2016年度に比べて上昇しており、90.8%となっている。

表 13 総務省ガイドラインの認知度

放送事業者	96.4%	番組製作会社	90.8%
（地上基幹放送事業者	100.0%		
（衛星系放送事業者	97.9%		
（ケーブルテレビ事業者	93.3%		

④ 番組製作会社の地域分布

総務省フォローアップ調査が調査対象とした番組製作会社1,164社の地域分布は、東京、大阪に集中している状況が見られる。東京都をはじめ、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に所在している番組製作会社は、612社で全体の52.6%となっ

ている。また、大阪府をはじめ、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県に所在している番組製作会社は、145社で全体の12.5%となっている。

番組製作会社からの回答状況（地域別）

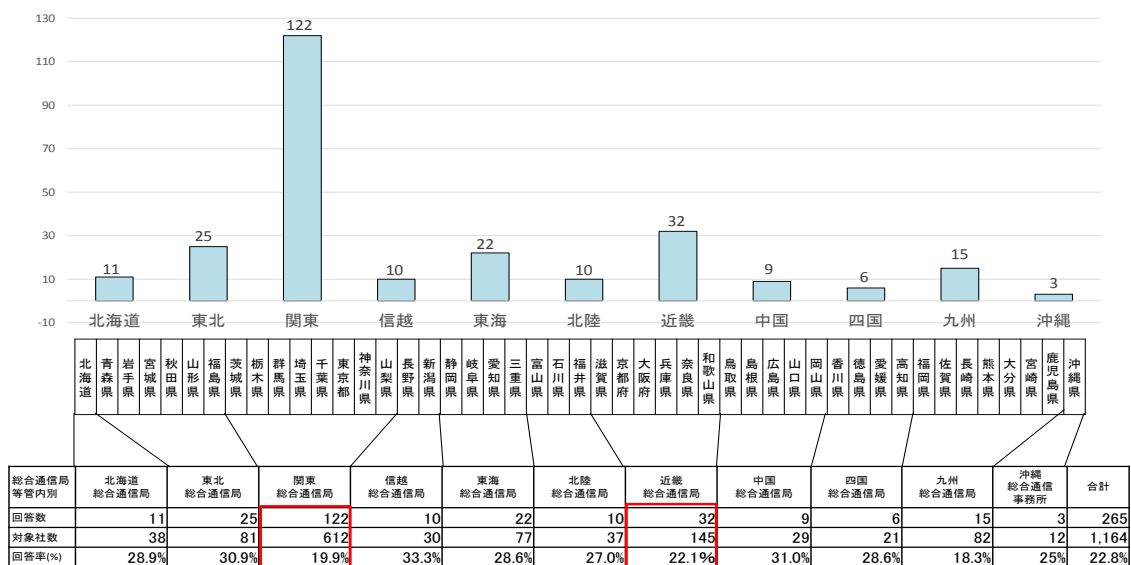


図 31 番組製作会社の地域分布

⑤ 発注企業（放送事業者等）と受注企業（番組製作会社）の関連性

ア 取引依存度

番組製作会社の売り上げに対して、年間取引において最も取引金額が多い放送事業者からの発注が占める割合について、番組製作会社 217 社からの回答をもとに取引依存度の分析を行った。その結果、当該「番組製作会社の売り上げに占める割合」について、「90%超」が 24 社で 11.1%、「70%超 90%以下」が 37 社で 17.1%、「50%超 70%以下」が 36 社で 16.6%、「30%超 50%以下」が 32 社で 14.7%、「10%超 30%以下」が 46 社で 21.2%、「5%超 10%以下」が 18 社で 8.3%、「5%以下」が 18 社で 8.3%となっている。

また、取引依存度について、資本金別、売上高別、従業員数別等の指標で分析した結果、必ずしも規模の小さい番組製作会社等において取引依存度が高いという傾向は確認できず、番組製作会社の規模の大小等との大きな関連性はみられなかった。

番組製作会社からの回答

【売り上げ全体に占める割合】
年間取引において最も取引金額が多い放送事業者からの発注が売上全体に占める割合はどれくらいでしょうか。

1. 5%以下	18
2. 5%超10%以下	18
3. 10%超30%以下	46
4. 30%超50%以下	32
5. 50%超70%以下	36
6. 70%超90%以下	37
7. 90%超	24
無回答	6
合計	217

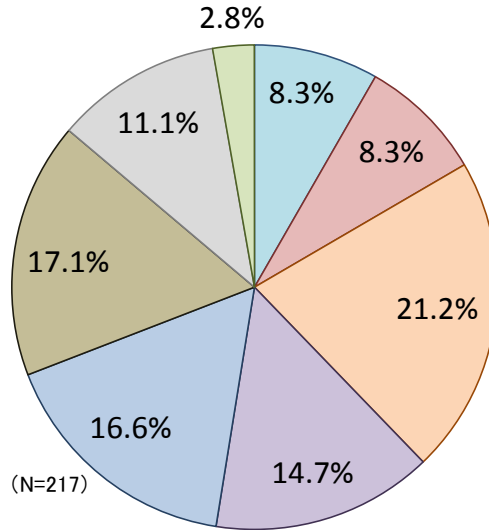
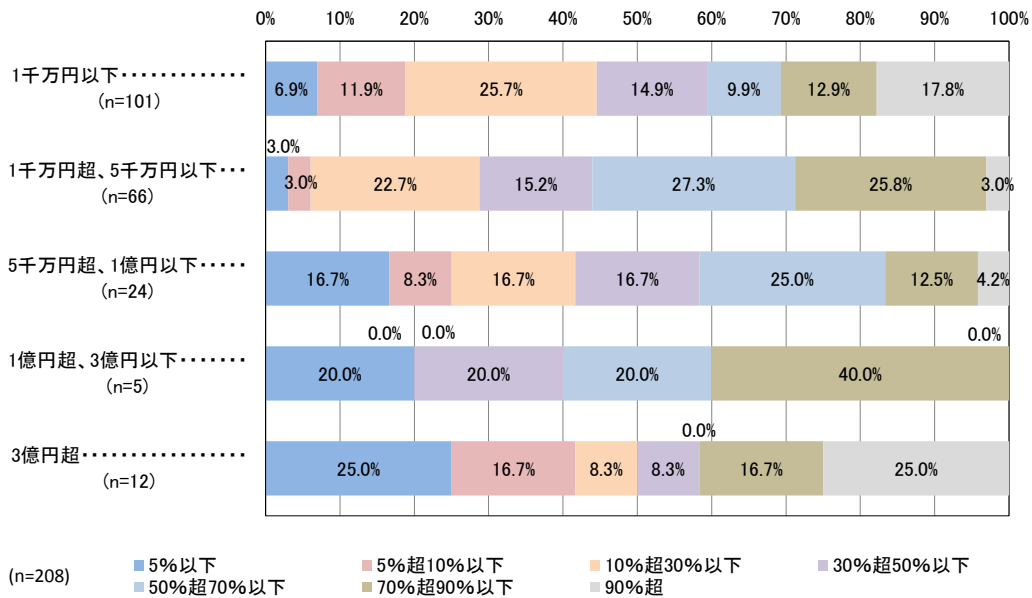


図 32 番組製作会社における取引依存度



(注)無回答を除く。

図 33 資本金別にみた番組製作会社における依存度

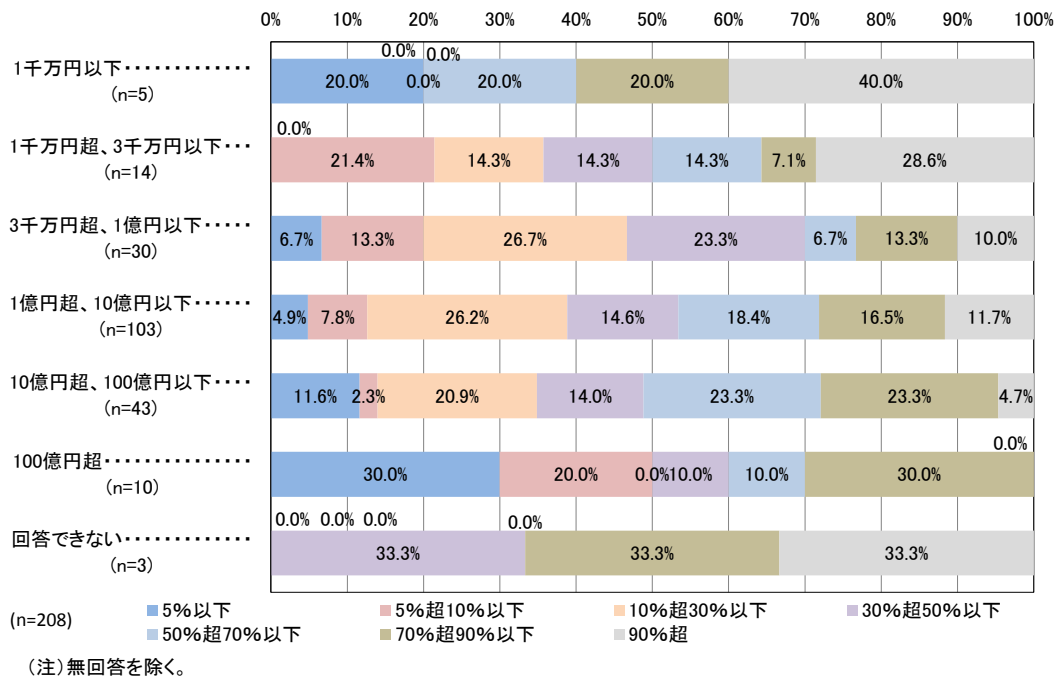


図 34 売上高別にみた番組製作会社における取引依存度

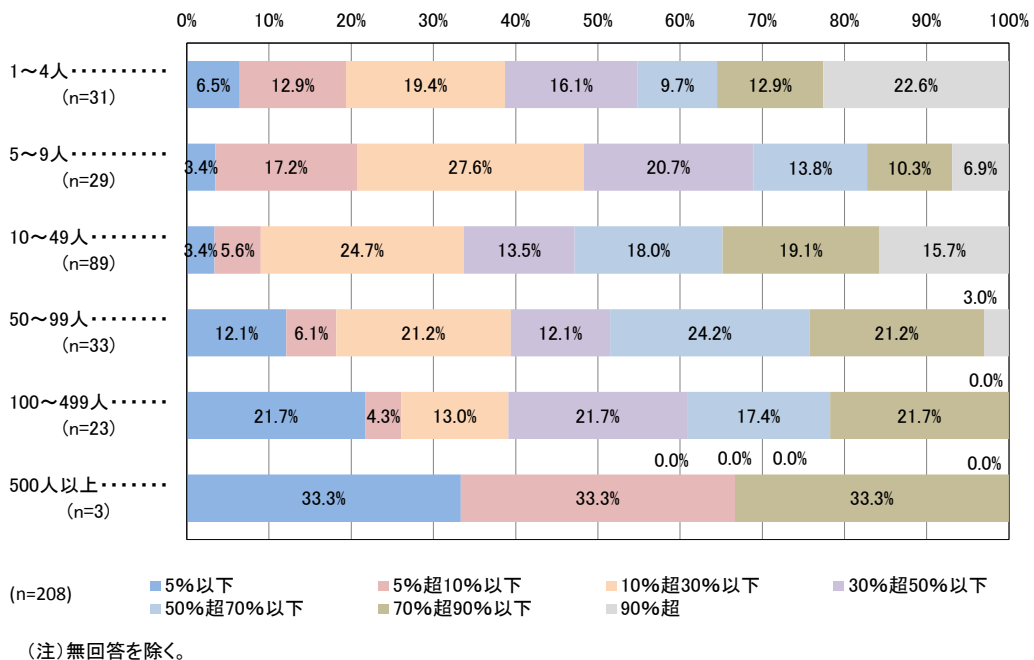


図 35 従業員数別にみた番組製作会社の取引依存度

イ 取引上の立場（下請構造）

コンテンツ製作業務を受注する際、主にどの受注階層（元請・一次、二次、三次等）での取引が最も多いかについて、番組製作会社 217 社からの回答をもとに、下請構造の分析を行った。その結果、受注階層について、番組製作会社の 97.7%が「放送事業者から元請・一次又は二次として主に受注」していると回答しており、「三次以降で主に受注」との回答はほとんどみられなかった。

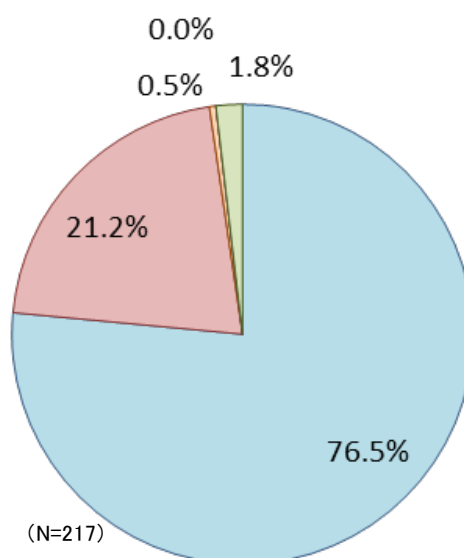
また、資本金別、売上高別、従業員数別等の指標で受注階層を分析した結果、必ずしも規模の小さい番組製作会社等が下位の受注階層にあるという状況は確認できず、番組製作会社の規模の大小等との大きな関連性はみられなかった。

番組製作会社からの回答

【下請実績】

コンテンツ製作業務を受注する際、どのお立場での取引が最も多いですか。

1. 放送事業者から元請・一次として受注	166
2. 元請・一次から二次として受注	46
3. 二次から三次として受注	1
4. 把握していない・不明	0
無回答	4
合計	217



例) 放送事業者A→番組製作会社B→番組製作会社C→番組製作会社D
(元請・一次) (二次) (三次)

図 36 番組製作会社における取引上の立場

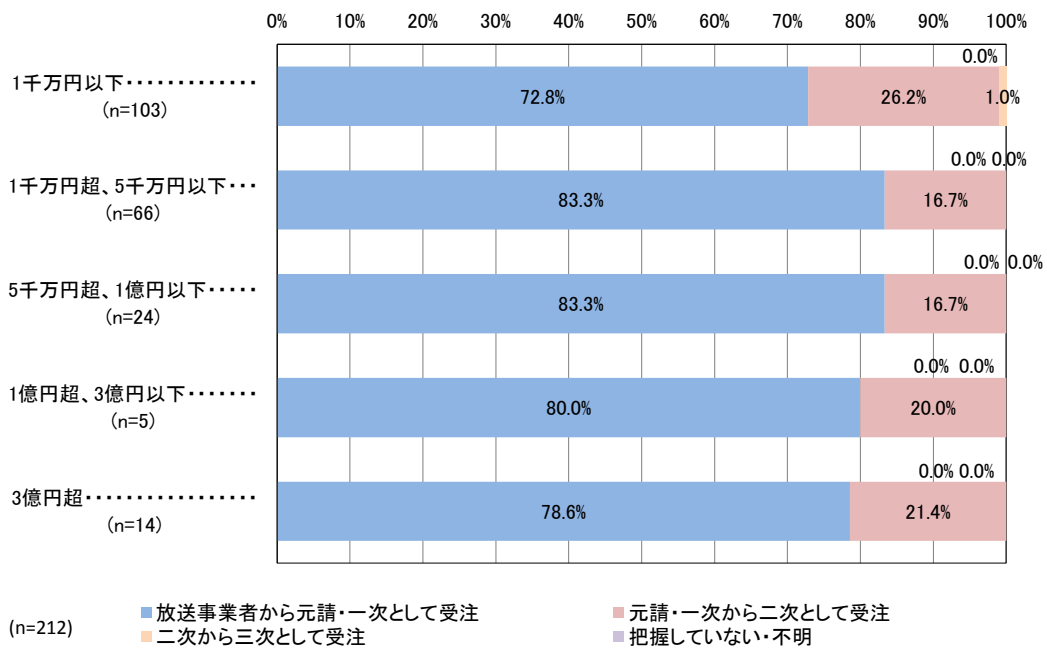


図 37 資本金別に見た番組制作会社における取引上の立場

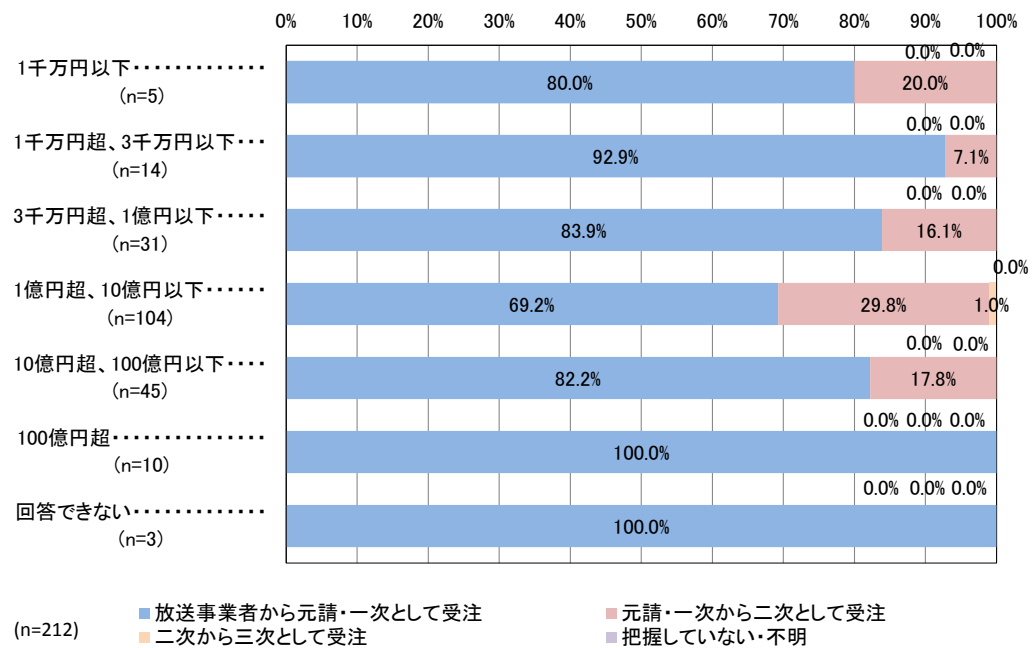
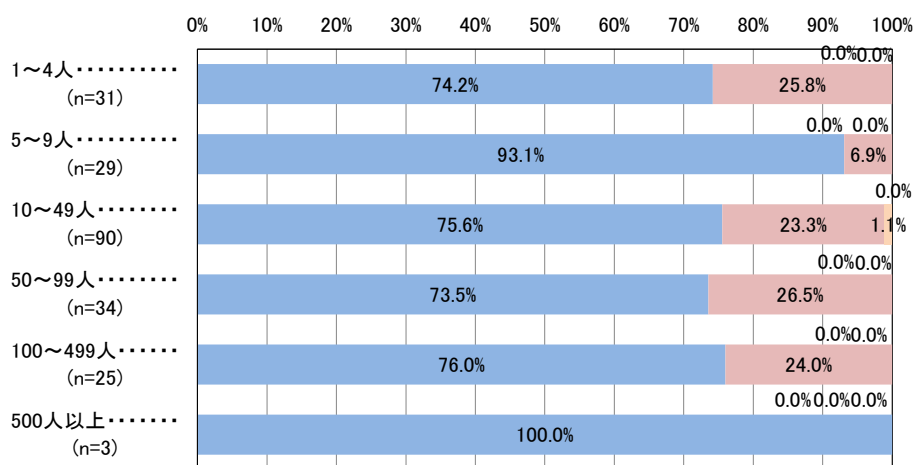


図 38 売上高別に見た番組制作会社における取引上の立場



(n=212) ■ 放送事業者から元請・一次として受注 ■ 元請・一次から二次として受注

(注) 無回答を除く。

図 39 従業員数別にみた番組製作会社における取引上の立場

⑥ 具体的な取引内容に関する事項

取引内容について、放送事業者と番組製作会社との間で、回答割合について大きな違いがみられる事項があった。

ア 発注書面の交付

取引内容に関する調査結果においては、発注書の書面交付について、「交付しない（受けなかった）場合があった」又は「交付を全くしていない（受けなかった）」と回答した者の割合が、放送事業者では 14.2%、番組製作会社では 39.6%となっており、放送事業者と番組製作会社との間で、回答割合について大きな違いがみられた。

表 14 発注書面の交付

- 放送コンテンツの制作取引を行う際に、発注書の書面交付について、「交付しない（受けなかった）場合があった」又は「交付を全くしていない（受けなかった）」と回答した者の割合

放送事業者	14.2%	番組製作会社	39.6%
-------	-------	--------	-------

イ 著作権の帰属（事前協議の有無）

完全製作委託型番組（完パケ番組）の製作委託をする（受ける）際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合が、放送事業者からの回答では9.1%、番組製作会社からの回答では33.1%となっており、放送事業者と番組製作会社との間で、回答割合について大きな違いがみられた。

表 15 著作権の帰属（事前協議の有無）

- 完全製作委託型番組（完パケ番組）の製作委託をする（受ける）際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

放送事業者	9.1%	番組製作会社	33.1%
-------	------	--------	-------

ウ 取引価格の決定（事前協議の有無）

放送番組の製作委託をする（受ける）際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合は、放送事業者では0.9%、番組製作会社では27.2%となっており、放送事業者と番組製作会社との間で、回答割合について大きな違いがみられた。

表 16 取引価格の決定（事前協議の有無）

- 放送番組の製作委託をする（受ける）際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

放送事業者	0.9%	番組製作会社	27.2%
-------	------	--------	-------

エ 新たな取引形態

放送番組に用いるアニメ番組に関する製作取引に実績のある放送事業者33社及び番組製作会社27社からの回答をもとに、当該製作取引に係る製作委員会への参加形態について分析を行った。その結果、「放送事業者が当該製作委員会に参加していたが、番組製作会社が

当該製作委員会に参加していなかった場合」の製作取引について、放送事業者の 36.4%、番組製作会社の 11.1%から実績があるとの回答が得られた。また、「放送事業者と番組製作会社の双方が当該製作委員会に参加していた場合」の製作取引について、放送事業者の 81.8%、番組製作会社の 70.4%から実績があるとの回答が得られた。さらに、「放送事業者は当該製作委員会に参加していないが、番組製作会社が当該製作委員会に参加していた場合」の製作取引について、放送事業者の 12.1%、番組製作会社の 11.1%から実績があるとの回答が得られた。これらのことから、「放送事業者と番組製作会社の双方が当該製作委員会に参加していた場合」の製作取引が放送番組に用いるアニメ番組に関する製作取引において主流になっていることが確認できる。

一方で、総務省ガイドラインでは、「放送事業者が当該製作委員会に参加していたが、番組製作会社が当該製作委員会に参加していなかった場合」及び「放送事業者は当該製作委員会に参加していないが、番組製作会社が当該製作委員会に参加していた場合」の製作取引に関する留意点は記載されているが、主流となっている取引形態である「放送事業者と番組製作会社の双方が当該製作委員会に参加していた場合」の製作取引に関する記載がない。今後、引き続き、製作取引の現場の実情の把握に努めるとともに、放送コンテンツ製作取引における新たな取引形態に対応できるよう、適切に総務省ガイドラインへ反映していくことが必要である。

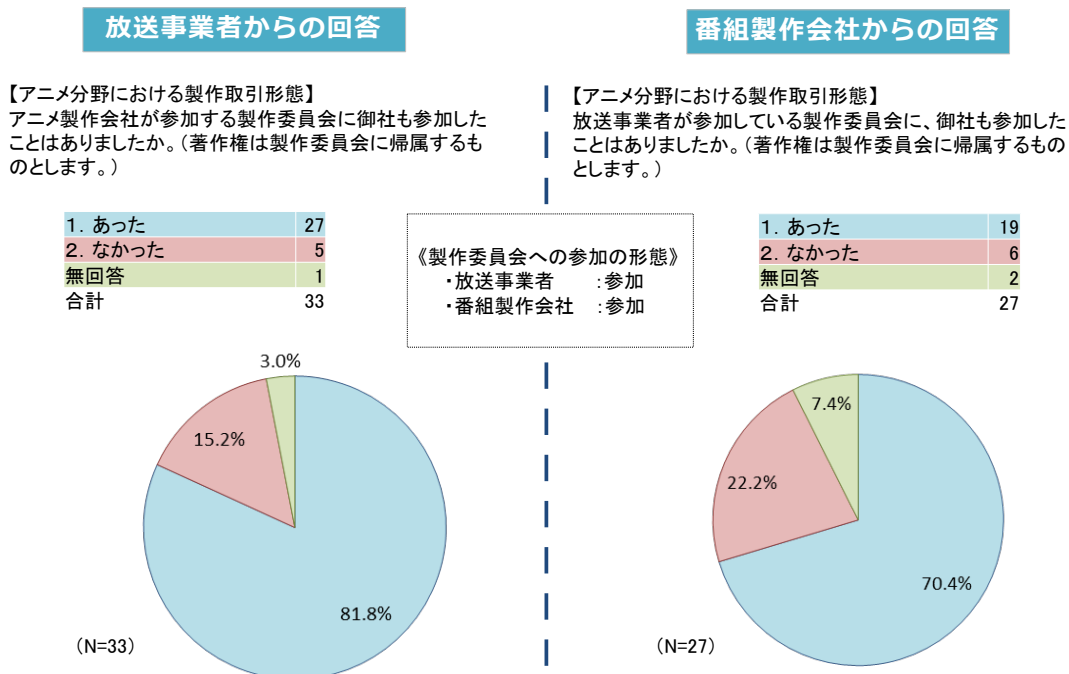


図 40 新たな取引形態（放送事業者と番組製作会社の双方が参加する製作委員会方式）

(3) 審議における主な意見

当審議会では、中間答申後における取組及び放送コンテンツの製作取引に関する新たな調査結果をもとに審議を行った。構成員からは、大きく、①業界全体への適正な製作取引の普及・浸透、②取引実態（商慣習、下請構造）の把握、③官民連携による取組の推進の3つの観点から意見が示された。

① 業界全体への適正な製作取引の普及・浸透に関する意見

- ・総務省フォローアップ調査への回答率について、放送事業者側が高い回答率なのに対して、番組製作会社側の回答率が低いことに関しては、改善していかなくてはならない。
- ・総務省フォローアップ調査における番組製作会社側の対象社 1,164 社のうち、業界団体未加盟者（番組製作会社）が 725 社あり、番組製作会社側の対象社数の最大多数を占めている。
- ・業界団体未加盟者（番組製作会社）に対する周知というのが大きな課題。
- ・番組製作会社の業界団体として、業界団体加盟社の利益のためだけでなく、業界全体のために、取組を行っている。
- ・業界団体未加盟者（番組製作会社）への適正取引の浸透が非常に大きな課題であるが、有効策が行政においても推進協議会においても見えてないため、地道にやっていくしかない。
- ・番組製作会社側の回答者の最大多数である業界団体未加盟者（番組製作会社）に適正取引推進の情報を届けていくために、テレビ局の人がテレビを使って発信していくなど、何かもう少し実効性のあるような手段を講じていただきたい。

② 取引実態（商慣習、下請構造）の把握に関する意見

- ・総務省フォローアップ調査の結果を見ると、発注書の書面交付、著作権の帰属、取引価格の決定方法、取引内容の変更・やり直し等の項目について、放送事業者側と製作会社側の認識の相違が大きく、問題は切実。
- ・総務省フォローアップ調査において、発注書の書面交付を行っていないと回答している放送事業者があることは重大な問題。
- ・製作された番組の著作権は、番組製作会社側にとっては商品であるはずなのに、何が著作権か、それがどこまで使われるのかというのは、ある意味で製作の上流から下流まで浸透していないのではないかという印象を受ける。
- ・製作された番組の著作権について、番組製作会社側が権利として認識していないおそれがあるのではないかと。それゆえ、推進協議会の支援の範囲や適正取引に関する情報の伝え方が大きな意味を持つ。
- ・依然として、放送事業者と番組製作会社の認識の相違が大きい。ここには、例えば、具体的な数字を挙げて契約交渉をしないなど、業界特有の事情があると思う。

- ・取引上の立場の強弱だけでなく、業界特有の慣習も大きく影響しているのではないか。その結果、受注者側もなんとなく取引をしてしまっているという実態があるのではないか。総務省による個別の調査で明らかにしていくべき。
- ・総務省フォローアップ調査は、取引依存度や下請構造に関する事項について、必ずしも詳細な実態が把握しきれていないことから、アンケート形式による調査に加え、実態が把握できる調査を実施すべき。
- ・総務省フォローアップ調査では必ずしも明らかになっていない事項について、さらに調査を実施していくことが必要。
- ・受発注双方からヒアリング（聴き取り）を行うことが、第一の取組とすべき。次に、これらの調査から得られた結果の分析をもとに、総務省ガイドラインの見直しも含めて具体的な対応を行うべき。
- ・総務省フォローアップ調査は、アンケート形式による調査なので、実態の把握は容易ではない。総務省がヒアリング（聴き取り）調査を行って、実際に現場の声を聞くべき。
- ・放送コンテンツ分野において適正取引が行われていることを確認するために、モニタリング（調査・監視）を実施し、その結果を公表すべき。

③ 官民連携による取組の推進に関する意見

- ・官民の役割を明確にして対応していくべき。
- ・受発注双方が共通の認識を持つことが必要という課題に向けて、民間主体による対話・情報共有の場として、推進協議会が設立されている。
- ・製作取引の課題を改善していくためには、民間主体の推進協議会のような活動がすばらしいと思う。
- ・総務省ガイドラインの内容について、製作取引の実態にあわせて、再度検討するべき。例えば、アニメ番組の場合、放送事業者と番組製作会社の双方が参加した製作委員会で製作される形態が最も多いが、この形態については、総務省ガイドラインにおいて言及がされていない。
- ・民間主体で設置された推進協議会は、総務省ガイドラインの周知・啓発が目的となるので、総務省ガイドラインの改正にあたっては、放送コンテンツの製作取引分野に詳しい知見を有する有識者等で構成される総務省主催の検討会というのが必要である。
- ・今後も取組を継続していくため、放送コンテンツの製作取引分野に知見を有する有識者等で構成される新たな検討体制を総務省のもとに設置すべき。
- ・民間主体の推進協議会で得られたベストプラクティス（良い事例）について、総務省に設置される新たな検討体制のもとで総務省ガイドラインに反映していくよう期待する。
- ・推進協議会の受発注双方が活用可能なテキストの作成については、そもそも利害関係にある、異なる立場の方々が並んでいる推進協議会の中で全会一致の合意は難しい局面がある。その難しい部分については、総務省に新たに設置される検討体制において、検討・協

議していただきたい。

- ・最終的に、行政がモニタリング（調査・監視）に入っていく前に、適正取引について、業界の中で公正さを示せる仕組みが必要である。
- ・放送コンテンツ分野における適正な製作取引に向けて、総務省に新たに設置される検討体制と業界団体等の民間主体による推進協議会が連携して、製作取引を巡る課題の解決に取り組んでいくことが重要。

（４）今後取り組むべき事項

放送コンテンツの製作取引においては、受注企業（番組製作会社）の事業活動は発注企業（放送事業者等）の発注のあり方に大きな影響を受けるという実態があることから、まず何よりも、放送事業者と番組製作会社の取引の公正と、これを通じたクリエイターへの正当な利益の確保が適切に図られなければならない。

当審議会としては、中間答申後における取組や当審議会における議論をもとに、適正な製作取引の推進に向けて、今後継続して取り組むべき事項として、以下のとおり提言する。

① 業界全体への総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底

総務省及び推進協議会は、総務省ガイドラインの周知・啓発を徹底する。特に、業界全体への適正な製作取引の普及・浸透の観点から、総務省は、業界団体未加盟者（番組製作会社）に対する総務省ガイドラインの周知・啓発に取り組むことが重要であり、推進協議会においても、同様の取組を進めることが期待される。また、法務担当から製作取引の実務担当者まで、すべての関係者が総務省ガイドラインの内容を理解できるよう、行政においては、研修会や講習会を実施することが必要であり、推進協議会、業界団体、各企業等のそれぞれにおいても同様に、研修会や講習会を実施することが期待される。

② 取引実態の調査の実施

不適正な取引を未然に防止する観点から、総務省フォローアップ調査を継続するとともに、総務省によるヒアリングなどにより、日本全国を対象とした取引実態調査を定期的の実施することが必要である。その際、当該取引実態調査にあたっては、番組製作会社数の多い東京や大阪だけでなく日本全国を対象として定期的なローテーション（間隔）で調査が行われるようなモニタリング（調査・監視）体制を構築することが適当である。

③ 総務省ガイドラインの見直し

総務省フォローアップ調査や上記②のヒアリング（聴き取り）調査などの取引実態調査における結果分析をもとに、課題を抽出し、製作取引の実態にあわせて、総務省ガイドラインの見直しを行うことが必要である。例えば、放送番組に用いるアニメ番組の製作取引の場合、放送事業者と番組製作会社の双方が参加した製作委員会で製作される形態が最も多いこと

が総務省フォローアップ調査の結果で把握されているが、この形態については、総務省ガイドラインにおいて言及がされていない。このような放送コンテンツ制作取引における新たな取引形態に対応が可能となるよう、総務省ガイドラインの見直しを実施することが必要である。

④ 外部有識者から構成される新たな推進体制の整備

総務省フォローアップ調査及び取引実態調査の結果の分析・評価並びに総務省ガイドラインの見直しなど新たな措置を検討するにあたっては、放送コンテンツの制作取引分野に詳しい知見を有する有識者等で構成される新たな体制を総務省のもとに設置し、より一層効果的に取引の適正化を推進する体制を整備することが必要である。

⑤ 推進協議会における自己点検の実施

受発注双方が共通の認識を持つことが必要という課題に向けて、民間ベースによる対話・情報共有の場として、推進協議会が設立されたことは意義がある。総務省フォローアップ調査に寄せられた推進協議会への期待に応えることができるよう、推進協議会は、引き続き、推進計画（自主行動計画）に基づく取組を着実に実施することが期待される。

推進協議会は、推進計画（自主行動計画）に沿って実行した取組について、自ら改善状況や課題把握の観点から、構成団体傘下の企業等から意見や新たな提案など、いわゆる自己点検として、自主的に調査を実施するべきである。また、推進協議会による自己点検は、翌年度の推進計画（自主行動計画）の策定に間に合うよう、十分な時間的余裕をもって調査のとりまとめを行うべきであり、その際、推進協議会は、業界団体未加盟者（番組制作会社）への周知も念頭に、自己点検結果の公表を行うことが期待される。

⑥ 官民連携による課題解決

民間主体による推進協議会の取組や自己点検結果については、総務省に設置される新たな推進体制において評価・分析を行い、総務省は必要に応じてその結果を総務省ガイドラインに反映させる。その際、望ましい取引慣行（ベストプラクティス）についても、民間主体による推進協議会で得られた情報を積極的に総務省ガイドラインに反映させることが重要である。

これらの取組に加え、総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底に向けた実効性のある取組方策について、総務省は、新たに設置される推進体制のもとで、推進協議会と連携して検討を進めることが重要である。特に、業界全体への適正な制作取引の普及・浸透の観点から、官民が連携して、業界団体未加盟者（番組制作会社）に対する総務省ガイドラインの周知・啓発への取組を進めることが不可欠である。

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の設置

平成二十八年十月一九日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第二四号

本部会に「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」(平成二十八年諮問第二四号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置くことができる。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会構成員名簿

(敬称略)

(所属等については2018年6月時点)

氏 名		主 要 現 職
主 査 臨時委員	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授/大学院政策・メディア研究科委員長
委 員	近藤 則子	老テク研究会 事務局長
〃	谷川 史郎	東京藝術大学 客員教授
〃	新美 育文	明治大学 法学部 教授
〃	三尾 美枝子	キューブ M 総合法律事務所 弁護士
〃	森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
専門委員	内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
〃	大谷 和子	株式会社 日本総合研究所 執行役員 法務部長
〃	河島 伸子	同志社大学 経済学部 教授

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の運営について

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の設置（平成28年10月19日情報通信審議会情報通信政策部会決定第24号）第3項第2号の規定に基づき、放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の議事の手続、その他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 主査は、委員会の議事を掌握する。
- 2 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために必要に応じ主査代理を置くことができる。
- 3 主査代理は委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 4 委員会の会議（以下「会議」という。）は、主査が召集する。この場合、主査は、委員会の構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- 5 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 事務局は、会議が開催されるときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別及び傍聴申込要領を記載した開催案内を総務省ホームページに掲載すること等により、周知する。
- 8 事務局は、会議後速やかに、会議に出席した委員の確認を得て議事録を作成し、配付資料とともに、閲覧その他の方法により、原則として公開する。
ただし、議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事録等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 9 議事録等の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 10 その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

諮問第24号
平成28年10月19日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

下記について、別紙により諮問する。

記

視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方

諮問第 2 4 号

視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方

1 諮問理由

近年、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の普及による視聴方法の多様化に伴い、放送コンテンツがインターネット経由で多様な動画配信サービスから提供されるなど、動画配信市場の規模が拡大している一方、テレビ視聴については、若者を中心に、テレビ離れが進みつつあると言われている。

こうした中、日本放送協会や一部の民間放送事業者において、ブロードバンドを活用し、放送と同一のコンテンツを同時にスマートフォンへ、更には高精細化されたコンテンツ（4K映像コンテンツ）を同時にスマートテレビへ提供するといった、同時配信に係る取組が始められている。

視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの配信は、高度化された放送コンテンツをより手軽に視聴でき、また、放送事業者から提供される災害情報が入手しやすくなるなど、視聴者の利便性向上や放送の社会的価値の維持・向上につながる可能性がある。

この点に関して、「放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次とりまとめ」（平成 28 年 9 月）においては、視聴者のライフスタイルの変化に対応した地域コンテンツの配信や放送とインターネットを連携させた高品質のサービスの提供の重要性等が示される一方、多くの視聴者が同時に視聴した場合のシステムへの負荷等の技術面での課題、ネットワーク利用に係る費用負担や権利処理の在り方等、放送コンテンツの配信を実現する上での課題について検討を行うことが必要である旨が示されている。

さらに、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービス等による放送コンテンツの二次利用の進展に対応するため、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上等を図る観点から、製作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備することで取引の適正化を図っていく等、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通を確保していくことが重要であり、「知的財産推進計画 2016」（平成 28 年 5 月知的財産戦略本部決定）においても同様の指摘がなされている。

以上を踏まえ、視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について、総合的な検討を行うため情報通信審議会に諮問する。

2 答申を希望する事項

- (1) ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化の方向性
- (2) 放送サービスの高度化を支える放送・通信インフラの在り方
- (3) 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策
- (4) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

平成 30 年 6 月目処（平成 29 年 6 月を目処に中間答申を希望）

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

放送コンテンツの製作・流通の促進検討WG設置要綱

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会における審議を円滑かつ効率的に進めるため、放送コンテンツの製作・流通の促進検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、放送コンテンツの製作・流通の促進方策に係る取組等の状況等を把握し、検討を行う。

1. WGの運営について

- (1) WGの主任及び構成員は、同委員会主査が指名する。
- (2) 主任はWGの議事を掌握する。
- (3) WGに主任代理を置くことができ、主任が指名するものがこれに当たる。
- (4) 主任に事故があるときは主任代理がその職務を代理する。
- (5) WGの会議（以下「会議」という。）は主任が招集する。この場合、主任は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は必要があるときは、審議事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (7) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (8) WGにおいて調査・検討された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (9) その他WGの運営に関し必要な事項は主任が定める。

2. 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合

3. 事務局について

WGの事務局は、情報流通行政局情報通信作品振興課が関係課室の協力を得て行う。

放送コンテンツの製作・流通の促進検討WG構成員名簿

(敬称略、主任・主任代理を除き五十音順)
(所属等については2018年6月時点)

主任	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授/大学院政策・メディア研究科委員長
主任代理	新美 育文	明治大学法学部教授
	相子 宏之	株式会社TBSテレビ取締役
	阿部 浩二	日本放送協会経営企画局専任局長
	五十嵐 真人	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役常務執行役員 (第13回～第16回)
	石川 豊	株式会社電通執行役員
	石澤 顕	日本テレビ放送網株式会社取締役常務執行役員
	井上 治	一般社団法人電子情報技術産業協会理事 事務局長
	岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
	宇佐見 正士	KDDI株式会社理事技術統括本部新技術企画担当
	遠藤 誠	一般社団法人全国地域映像団体協議会理事長
	木田 由紀夫	一般社団法人衛星放送協会理事
	木村 信哉	一般社団法人日本民間放送連盟専務理事 (第9回～第15回)
	小林 丈記	ソフトバンク株式会社技術統括ネットワーク本部本部長 (第9回～第13回)
	桜井 徹哉	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役常務執行役員 (第9回～第12回)
	椎名 和夫	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構理事
	清水 賢治	株式会社フジテレビジョン執行役員常務経営企画局長
	清水 哲也	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟理事・メディアセンター長
角 隆一	日本電信電話株式会社研究企画部門プロデュース統括部長	
関和 智弘	ソフトバンク株式会社テクノロジーユニット ネットワーク統括コア&トランスポート技術本部執行役員本部長 (第14回～第16回)	

世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
高杉 健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
土屋 円	一般社団法人放放送サービス高度化推進協会専務理事
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
永原 伸	一般社団法人日本民間放送連盟専務理事（第16回）
林 正俊	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟専務理事
廣瀬 和彦	株式会社テレビ東京ホールディングス常務取締役
福井 省三	一般社団法人IPTVフォーラム理事
藤ノ木 正哉	株式会社テレビ朝日専務取締役
別所 直哉	ヤフー株式会社シニアアドバイザー

【オブザーバー】

文化庁著作権課

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

放送コンテンツ権利処理タスクフォース 開催要綱

1. 目的

本タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）は、「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の下に設置される会合として、放送コンテンツの同時配信に係る権利処理手続に関する検討等を行うことを目的とする。

2. 名称

本会合は、「放送コンテンツ権利処理タスクフォース」と称する。

3. 検討事項

- (1) 同時配信を実施する上での著作権及び著作隣接権の処理に関する手続の確認
- (2) 上記により抽出された具体的な課題への対応
- (3) その他必要な措置

4. 構成及び運営

- (1) タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) タスクフォースには、主任を置く。
- (3) 主任は、放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会主査が指名することとし、主任は必要に応じて主任代理を指名することができる。
- (4) 主任はタスクフォースを招集し、主宰する。また、主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは、主任に代わってタスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主任は、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースの構成員として追加することができる。
- (6) 主任は、タスクフォースの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) タスクフォースは、原則として非公開とする。
- (9) 主任は、タスクフォースの検討を促進するため、必要に応じて「サブワーキンググループ」を開催することができる。
- (10) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

5. 事務局について

タスクフォースの事務局は、情報流通行政局情報通信作品振興課が関係課室の協力を得て行う。

放送コンテンツ権利処理タスクフォース 構成員名簿

(敬称略)

(所属等については2018年4月時点)

主任	新美 育文	明治大学 法学部 教授
	三尾 美枝子	キューブM総合法律事務所 弁護士
	内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
	末吉 互	潮見坂総合法律事務所 弁護士
	小野 伸一	一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 理事
	椎名 和夫	一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 理事、公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター 運営委員会 運営委員
	加藤 浩丈	株式会社 TBS テレビ 総務局 法務マネジメントセンター長 兼 ビジネス法務部長
	渡部 敏雄	株式会社 TBS テレビ メディア戦略室 担当局次長
	岩田 淳	株式会社テレビ朝日 経営戦略部 渉外担当部長
	岩本 太郎	株式会社テレビ朝日 総合ビジネス局 契約著作権部長
	池田 朋之	株式会社テレビ東京ホールディングス 法務統括局長
	土橋 聡	株式会社テレビ東京 メディア戦略室長
	中井 秀範	一般社団法人 日本音楽事業者協会 専務理事
	吉田 正樹	一般社団法人 日本音楽事業者協会 映像知的財産委員会 委員
	溝谷 哲也	一般社団法人 日本音楽著作権協会 送信部 主幹
	高橋 淳人	一般社団法人 日本音楽著作権協会 送信部 ネットワーク課長
	鈴江 秀樹	日本テレビ放送網株式会社 編成局 次長 兼 著作権契約部長
	田村 徹	日本テレビ放送網株式会社 メディア戦略局 メディア戦略部 担当副部長
	梶原 均	日本放送協会 知財センター 専任局長
	内藤 嘉紀	日本放送協会 経営企画局 専任部長
	田嶋 炎	一般社団法人 日本民間放送連盟 番組・著作権部長
	武田 裕之	一般社団法人 日本民間放送連盟 企画部 主幹
	高杉 健二	一般社団法人 日本レコード協会 常務理事
	苅部 好雄	一般社団法人 日本レコード協会 著作権・契約部 契約担当課長
	荒川 祐二	株式会社 NexTone 代表取締役 COO (第2回～)
	伊藤 圭介	株式会社 NexTone 執行役員 事業本部 著作権管理部 部長 (第2回～)
	伊東 達郎	株式会社フジテレビジョン 編成局 制作センター 制作業務室 専任局次長
	山根 法久	株式会社フジテレビジョン 経営企画局 電波企画室長 (計28名)

【オブザーバー】

文化庁著作権課